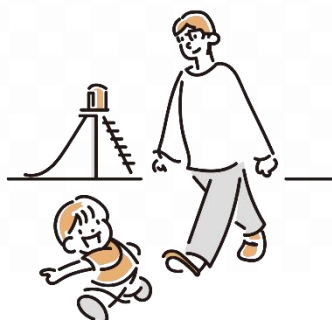


佐渡市こども計画

第1期 令和7年度～令和11年度

こどもが元気な^{たからじま}佐渡が島 ～人と人、心と心がつながる島～



令和7年3月
佐渡市

はじめに



「子どもは、明るい未来を創る大切な存在であり、希望である」

この言葉から始まる「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例」は、未来を担う大切な「たから」であるこどもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる佐渡が島を実現するために制定いたしました。

これまでも佐渡市では、平成 27 年 3 月に「第 1 期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもが地域から温かく見守られ、こどもを安心して産み育てることができる子育てにやさしい島づくりを目指して、保育料の無償化や保育園の待機児童ゼロ対策、放課後児童クラブの整備、さらには「子どもが元気な佐渡が島（たからじま）出生祝金」や「多子世帯出産成長祝金」といった経済的支援など、様々な子育て支援の施策を計画的に推進してまいりました。

しかし、近年の急速な出生数の減少や、人口減少に伴う核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の繋がりの希薄化といった社会環境の変化が、こどもや子育て世代を取り巻く環境に大きな影響を与えており、多様化する子育て支援ニーズへの対応のほか、子育ての不安や孤立感を抱える子育て中の方々への早急な支援が求められています。

また、全国的な問題となっている未婚化・晩婚化は本市においても例外ではありません。経済的な不安など、様々な要因により結婚や出産、生活に不安を抱える若者世代への支援も必要となっています。

今回策定しました「第 1 期佐渡市こども計画」では、「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例」の基本理念に基づき、「こどもが健やかに育つ島」「結婚・出産・子育てが安心してできる島」「こども・若者の人権を大切にする島」「地域全体でこども・若者を応援する島」の 4 つの基本目標を定めました。これまで実施してきた子育て支援施策を継承しつつ、社会的変化や子育て世代の皆様のニーズに柔軟に対応しながら、こどもから若者までのライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました佐渡市子ども・子育て支援会議の皆様をはじめ、アンケート調査及びパブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

佐渡市長

渡辺 竜五

目 次

第1部 総論.....1

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の背景と趣旨..... 1
- 2 計画の位置付け..... 2
- 3 SDGsとの関連について..... 3
- 4 計画の期間 3
- 5 計画の対象 4
- 6 策定体制 4
 - 1. 佐渡市子ども・子育て支援会議..... 4
 - 2. 市民の意見の反映..... 4

第2章 こども・子育てを取り巻く状況 7

- 1 佐渡市のこども・子育ての現状..... 7
 - (1) 人口の状況..... 7
 - (2) 出生の状況..... 8
 - (3) 世帯の状況..... 10
 - (4) 未婚・結婚の状況..... 12
 - (5) 就業の状況..... 13
 - (6) 待機児童の状況..... 14
 - (7) 教育・保育施設等の状況..... 15
 - (8) こどもに関する相談等の状況..... 19
- 2 アンケート調査等の結果概要..... 20
 - (1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査..... 20
 - (2) 小中学生の生活や意識についてのアンケート調査..... 35
 - (3) こどもの意見聴取（出前授業）..... 44
- 3 若者の状況 45
 - (1) 若者相談の推移..... 45
 - (2) 若者の生活や意識に関するアンケート調査..... 45
- 4 佐渡市のこども・子育て支援の課題..... 58

第3章 計画の基本的な考え方 60

- 1 基本理念と基本目標..... 60
 - 【基本理念】..... 60
 - 【基本目標】..... 60
- 2 計画の成果指標..... 61
- 3 施策の体系 62

第2部 施策の展開.....65

第1章 基本目標別施策の展開 65

基本目標1 こどもが健やかに育つ島.....	65
（1）教育・保育の充実と質の向上.....	65
（2）こども・若者の健康の保持・増進.....	69
（3）こども・若者の居場所づくり.....	70
基本目標2 結婚・出産・子育てが安心してできる島.....	71
（1）就労に向けた支援の充実.....	71
（2）出会いや結婚・新生活への支援.....	71
（3）妊娠期からの切れ目のない支援.....	72
（4）家庭と子育ての調和.....	74
（5）子育て支援サービスの充実.....	76
（6）配慮を必要とする家庭等への支援.....	78
基本目標3 こども・若者の人権を大切にする島.....	79
（1）こども・若者の主体的な社会参加を支援.....	79
（2）すべてのこどものWell-Being.....	80
（3）児童虐待防止対策.....	81
（4）障がいのあるこどもの支援.....	82
（5）配慮を必要とするこどもの支援.....	83
基本目標4 地域全体でこども・若者を応援する島.....	85
（1）ワーク・ライフ・バランスの実現.....	85
（2）地域との子育て支援の連携.....	86

第2章 数値目標等 88

1 計画期間内における児童の推計人口.....	88
2 教育・保育提供区域.....	88
3 算定にあたっての基本的な考え方.....	88
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	89
（1）教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】.....	90
（2）保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】.....	91
（3）保育（認定こども園・保育所）【0歳】.....	92
（4）保育（認定こども園・保育所）【1歳】.....	93
（5）保育（認定こども園・保育所）【2歳】.....	94
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	95
（1）利用者支援事業.....	95
（2）延長保育事業.....	96
（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	97
（4）乳児家庭全戸訪問事業.....	98

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	99
(6) 子育て世帯訪問支援事業	100
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	101
(8) 一時預かり事業	102
(9) 病児・病後児保育事業	103
(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	104
(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）	105
(12) 親子関係形成支援事業	106
(13) 妊婦等包括相談支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）	107
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	108
(15) 産後ケア事業	109
(16) 児童育成支援拠点事業	109
(17) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	110
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	110
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	110
6 その他の推進方策	111
(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進 に関する体制の確保	111
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	111
第3章 計画の推進	112
1 計画の推進体制	112
(1) こども・若者、子育て当事者への意見聴取	112
(2) 地域や関係機関との連携	112
(3) 佐渡市子ども・子育て支援会議	112
2 計画の進行管理と評価	112
資料編	113
1 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例	113
2 計画策定経過	115
3 佐渡市子ども・子育て支援会議委員名簿	116

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では、深刻な社会問題となっている少子化の進行に加え、核家族化や地域コミュニティの希薄化、いじめや自殺、貧困といった問題が子どもたちを取り巻く環境を複雑にし、多くの子どもや若者が生きづらさを感じています。

こうした中で、国はすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現を目標に掲げ、令和5年4月に「こども基本法」を施行、同年12月には「こども未来戦略」、「こども大綱」を閣議決定し、こども施策の基本的な方向性を示しました。「こども大綱」では、これからのこども施策は、こども・若者を権利の主体としてその利益を最優先し、こども・若者や子育て当事者の意見を反映させながら進めることが重要とされています。

佐渡市においては、令和4年4月に「佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例」を施行し、佐渡の子どもたちが心身ともに健やかで、夢と希望を持って成長できるよう、こどもを支援するための基本理念を定めました。これは、こどもを取り巻くすべての大人たちが協力しあい、こどもの最善の利益の実現と、未来の佐渡市を担うこどもが健やかに成長できる島の実現を目指すものです。

また、市の子育て支援に関する施策を計画的に推進するため、平成27年3月に「佐渡市第1期子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「佐渡市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育についての提供体制を示すとともに、いち早く保育料の無償化やこども医療費助成制度の充実、放課後児童クラブの拡充に取り組むなど、地域の実情や子育て世帯のニーズに応じた様々な子育て支援施策を計画に基づいて展開してきました。

この度、令和6年度末をもって第2期計画期間が終了することに伴い、「こども大綱」を勘案した計画として、こども・若者や子育て当事者の意見を聞きながら、新たな計画として「第1期佐渡市こども計画」を策定しました。

新しい計画は、これまで推進してきた子ども・子育て支援事業計画を継承するとともに、こども施策に関連する諸計画を一体化し、市の子育て支援施策をより総合的かつ計画的に推進するものです。

【こどもの表記について】

この計画においては、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を使用します。
ただし、次の場合は「子ども」と表記します。

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
例) 子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援会議 など
- ・既に実施済みの事業名や固有名詞を用いる場合
例) 子どもの医療費助成事業、子ども若者相談センター など
- ・その他、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

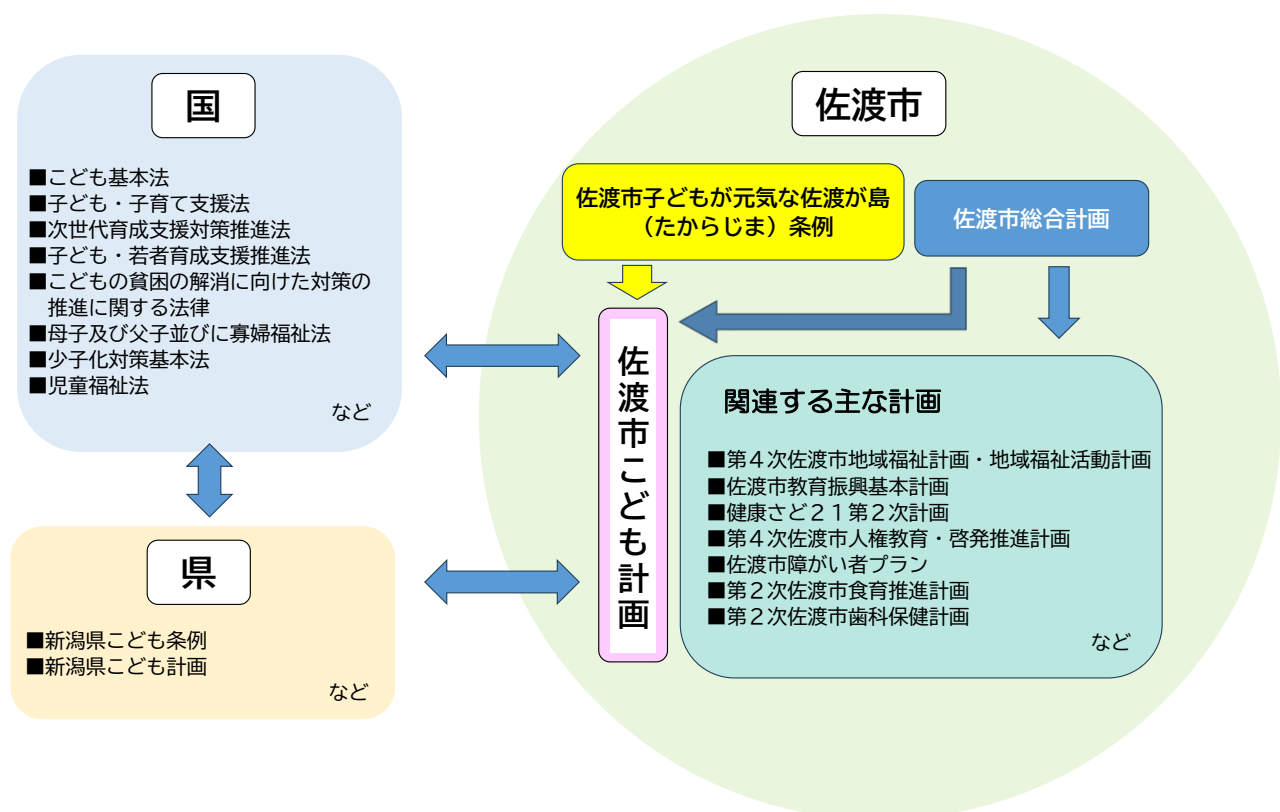
2 計画の位置付け

「第1期佐渡市こども計画」は、佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例（令和4年佐渡市条例第7号）第5条に規定する計画として位置付けるとともに、佐渡市の子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下の計画を一体のものとして策定します。

- ・こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第2項に基づく「市町村計画」

なお、施策の展開にあたっては、市の最上位計画である「佐渡市総合計画」をはじめ、関連する市の個別計画との整合を図り、連携しながら進めることとします。

【計画関係図】



3 SDGsとの関連について

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す、17の目標・169のターゲットから構成された国際目標です。佐渡市は、令和4年度に「SDGs未来都市」に選定されており、経済・社会・環境の三側面からSDGsの達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みを図るため、「佐渡市SDGs未来都市計画」を策定しています。また、佐渡市独自の18番目の目標「佐渡の歴史・文化を未来へ」を定め、先人から受け継いできた歴史・文化を次世代へ継承していく取り組みを行っています。

本計画においても、「誰一人とり残さない（leave no one behind）」というSDGsの基本理念の基、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、こどもの最善の利益の実現に向けたこども施策を展開します。



4 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間中であっても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズなどに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和2年度 ～令和6年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
佐渡市第2期 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 佐渡市こども計画				
評価・見直し			中間見直し		評価・見直し

5 計画の対象

計画の対象となるこども・若者の範囲は0歳からおおむね39歳までとします。

加えて、その保護者や家族、妊婦及び妊娠を希望する人、地域において子育てを支える人など、こども・若者を取り巻くすべての人が対象になります。

6 策定体制

1. 佐渡市子ども・子育て支援会議

「佐渡市子ども・子育て支援会議開催要綱」により開催した佐渡市子ども・子育て支援会議において、計画内容や佐渡市の子育て支援施策について意見をいただきました。

2. 市民の意見の反映

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート

<目的>

子育て当事者の子育てに関する状況や子育て支援サービスなどに関するニーズ・サービスの量の見込みなどを把握するためにアンケート調査を実施しました。

- <調査対象>
- ① 就学前児童が属する世帯の保護者
 - ② 小学生児童が属する世帯の保護者
 - ※ 兄弟姉妹がいる場合は年齢が下の児童を対象

- <調査方法>
- ① 未就園児童：郵送により配布・回収（WE B回収併用）
就園児童：園で配布・回収（WE B回収併用）
 - ② 小学生児童：小学校で配布・回収（WE B回収併用）

<調査期間> 令和6年5月15日～令和6年5月31日

<回収状況>

種別	配付数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	1, 004票	641票	63.8%
小学生の保護者	1, 517票	916票	60.4%
合計	2, 521票	1, 557票	61.8%

(2) こども・若者アンケート

<目的>

こども計画に、こども施策等の当事者であるこども・若者の意見を反映するため、こども・若者の生活や意識に関するアンケートを実施しました。

- <調査対象> ① 小学校5年生、中学校2年生
② 市内在住の16～39歳

- <調査方法> ① 小中学校で配布・WEB回収（学校での回収併用）
② 高等学校等在籍者：学校を通じて募集・WEB回収
その他：SNSで募集・WEB回収（窓口での回収併用）

- <調査期間> ① 令和7年1月7日～令和7年1月20日
② 令和6年12月24日～令和7年1月10日

<回収状況>

種別	配付数	回答数	回答率
小学校5年生	309票	238票	77.0%
中学校2年生	388票	270票	69.6%
合計	697票	508票	72.9%

種別	対象者数	回答数	回答率
16～18歳	1,196人	175票	14.6%
19～22歳	1,247人	13票	1.0%
23～29歳	2,318人	20票	0.9%
30～39歳	3,704人	63票	1.7%
合計	8,465人	271票	3.2%

※対象者数は、令和6年12月31日現在の住民基本台帳登録者数。

(3) こどもの意見聴取（出前授業）

<目的>

こども基本法や子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の周知及びこどもの意見を幅広く聴取するため、市内の小中学校でこどもの意見聴取の出前授業を行いました。

<実施対象> こどもの意見聴取（出前授業）を希望する学校

① 小学校10校（3～6年生13クラス）

② 中学校7校（1～3年生9クラス）

<実施方法> 出前授業において佐渡市の現状・政策等の説明、こどもの意見聴取

<期間> 令和6年6月14日～10月30日

(4) パブリックコメント

<募集期間> 令和7年2月10日～3月6日

<閲覧方法（場所）>

子ども若者課（佐渡市役所 本庁舎 1階）

各支所、各行政サービスセンター、各連絡所

各図書館（室）、各地区教育事務所の窓口、市ホームページ



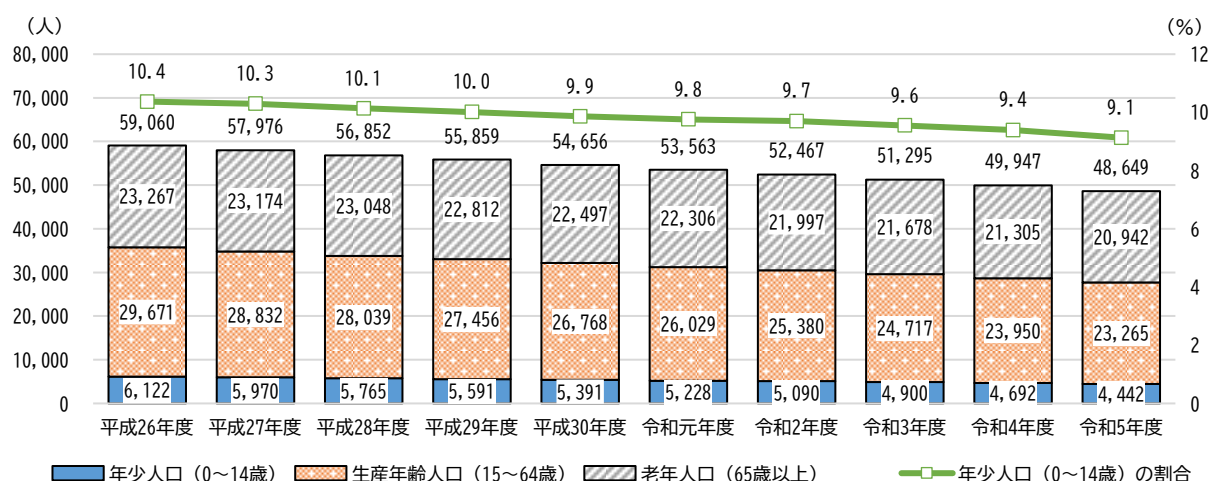
第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1 佐渡市のこども・子育ての現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

総人口は、すべての年齢区分で減少しています。毎年約1,000人ずつ減少しており、令和4年度から5万人を割り込んでいます。特に年少人口（0～14歳）の減少率が大きく、総人口に占める割合は、平成30年度以降は1割未満となっています。

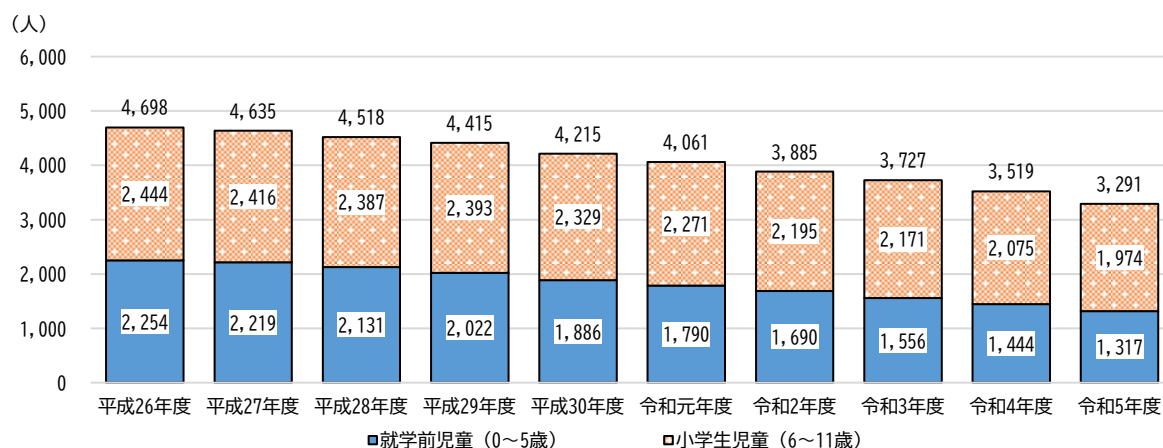


年齢3区分別人口の推移

出典：住民基本台帳データより（各年度3月31日現在）

② 児童数の推移

0歳から11歳までのこどもの人口は、就学前児童、小学生児童ともに減少しており、その減少幅は増大傾向です。



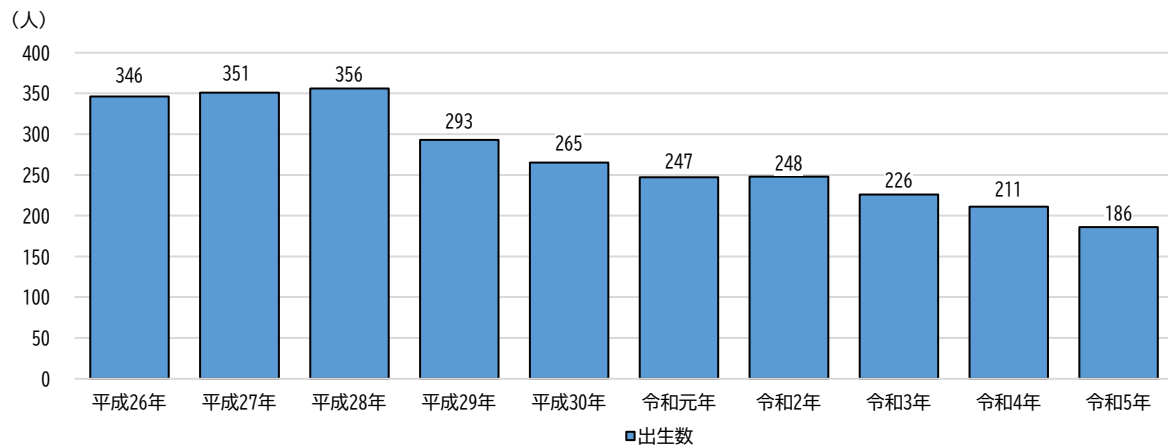
児童数の年齢別推移

出典：住民基本台帳データより（各年度3月31日現在）

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

出生数は、年々減少しており、令和5年は200人を切りました。

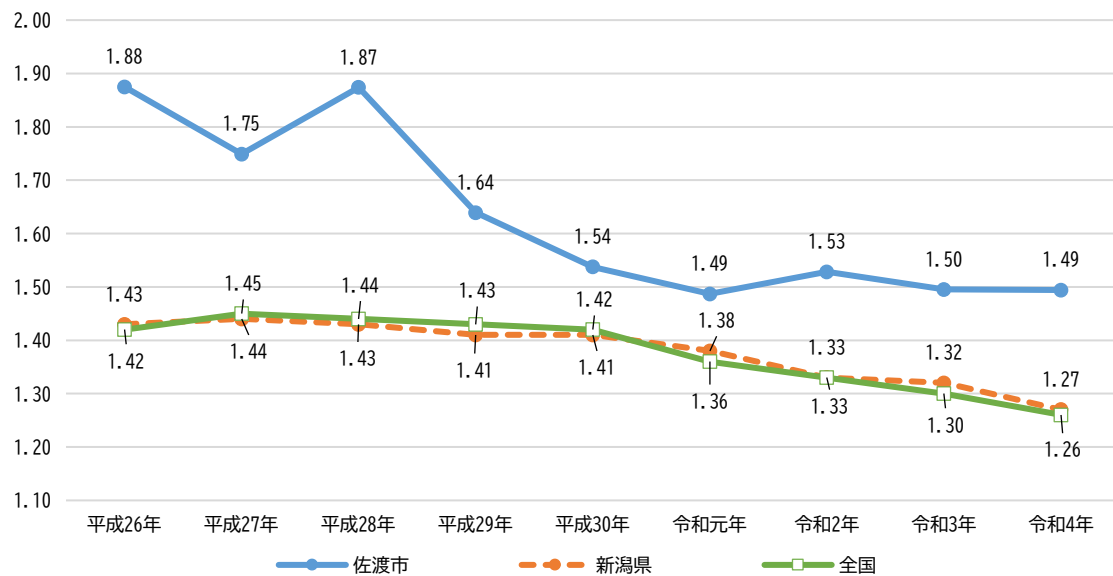


出生数の推移

出典：新潟県福祉保健年報より

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率*は減少傾向ですが、全国や新潟県よりも高い状態にあります。平成26年に比べると、減少幅は全国や新潟県より大きいですが、近年は緩やかに推移しています。



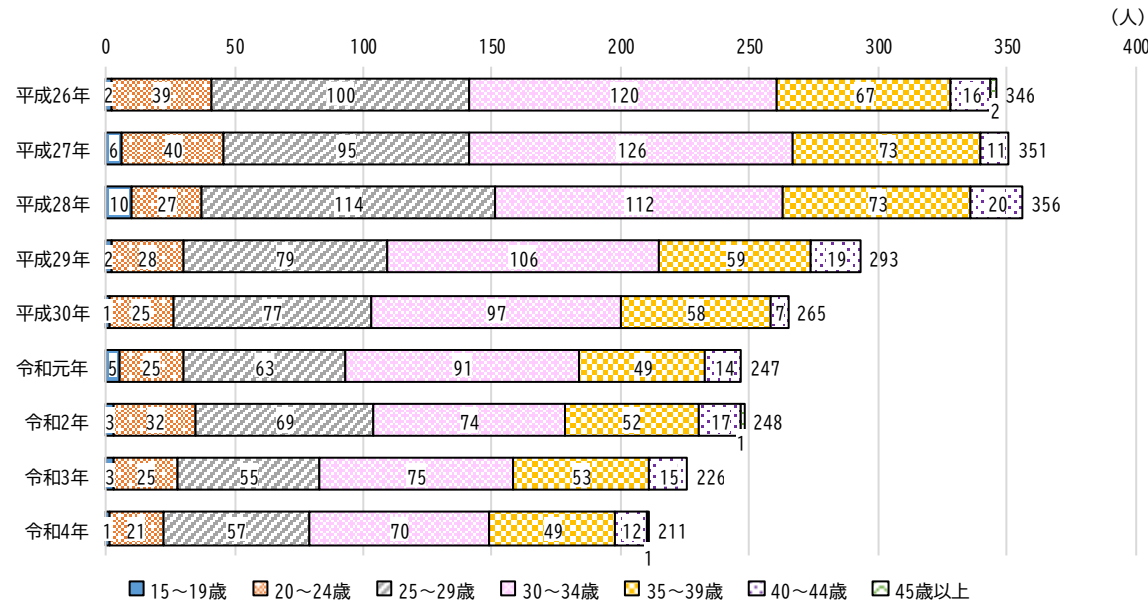
合計特殊出生率の推移

出典：新潟県福祉保健年報より

*合計特殊出生率：15～49歳の1人の女性が一生の間に産む、平均のこどもの数を示す指標。

③ 母親の年齢別出生数の推移

年齢別出生数*はほとんどの年代で出生数が減少傾向にあり、特に20～34歳の母親の出生数の減少が大きくなっています。



母親の年齢別出生数の推移

出典：新潟県福祉保健年報より

参考：平成26年と令和4年 母親の年齢別出生数の比較

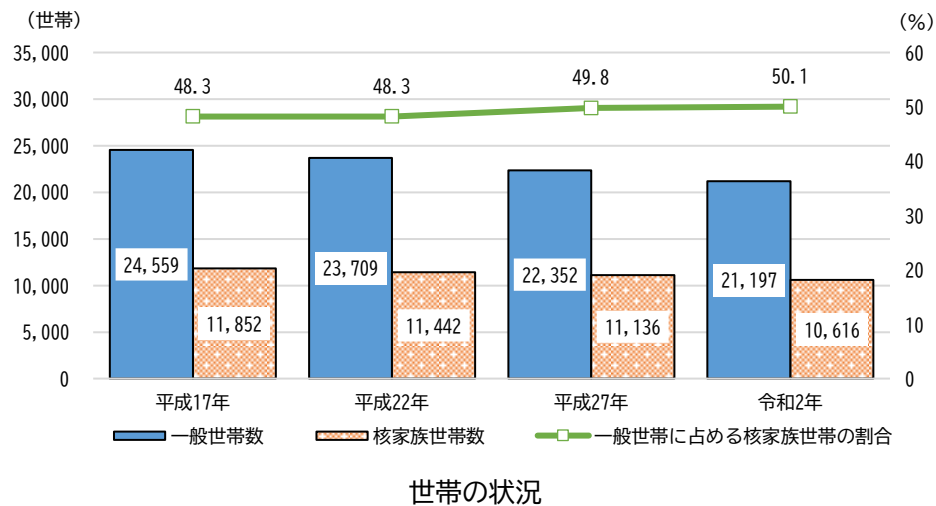
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	合 計
平成26年	2	39	100	120	67	16	2	346
令和4年	1	21	57	70	49	12	1	211
減少数	1	18	43	50	18	4	1	135
減少率	50.0%	46.2%	43.0%	41.7%	26.9%	25.0%	50.0%	39.0%

*年齢別出生数：特定の年齢の女性が産む出生数を示す指標。

(3) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

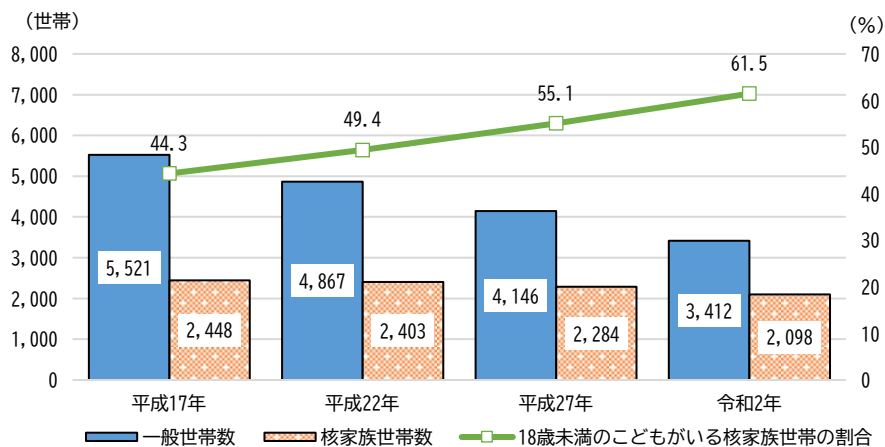
本市の一般世帯は年々減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、増加傾向にあります。



出典：国勢調査データより

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

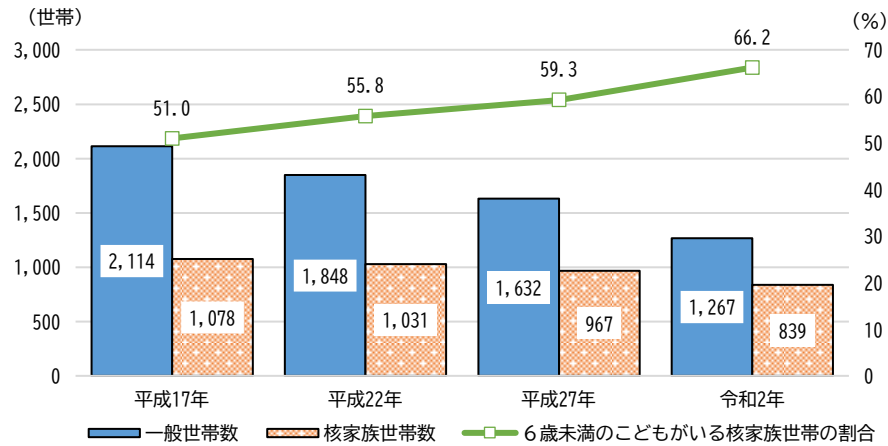
18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少していますが、18歳未満のこどもがいる世帯数に占める核家族世帯の割合は年々増加しており、令和2年は6割を超えています。



出典：国勢調査データより

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少していますが、6歳未満のこどもがいる世帯数に占める核家族世帯の割合は年々増加しています。

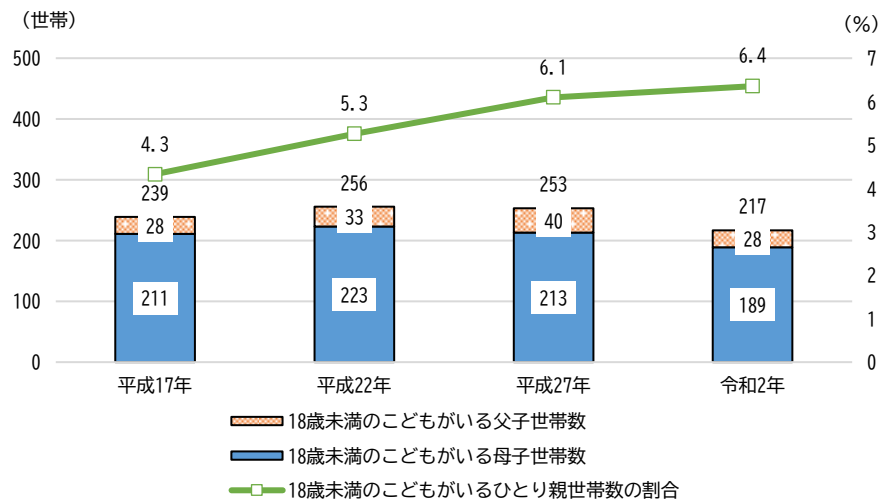


6歳未満のこどもがいる世帯の状況

出典：国勢調査データより

④ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、減少傾向です。しかしながら、18歳未満のこどもがいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合は増加しています。



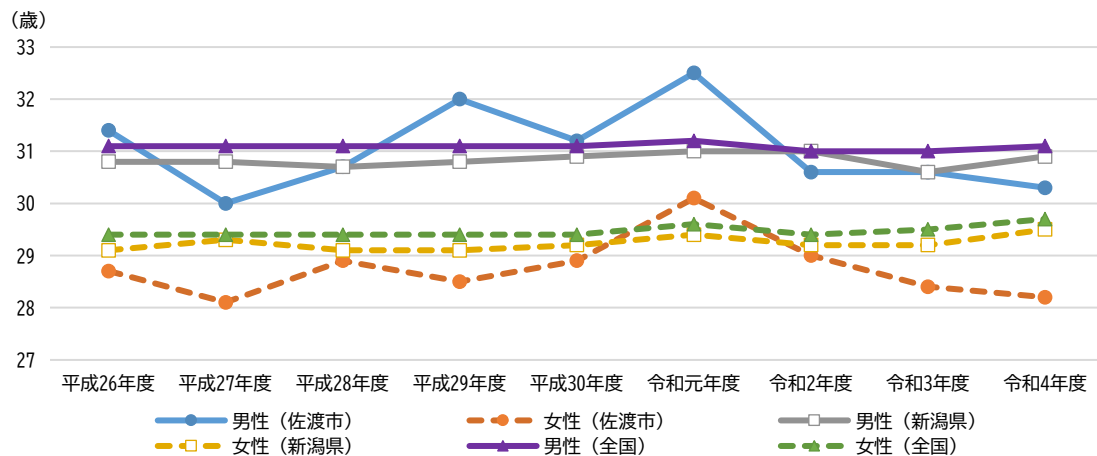
ひとり親世帯の推移

出典：国勢調査データより

(4) 未婚・結婚の状況

① 平均初婚年齢の推移

男性は30歳から33歳の間で、女性は28歳から30歳の間で推移しています。全国、新潟県と比較すると、女性の初婚年齢はやや低い傾向です。



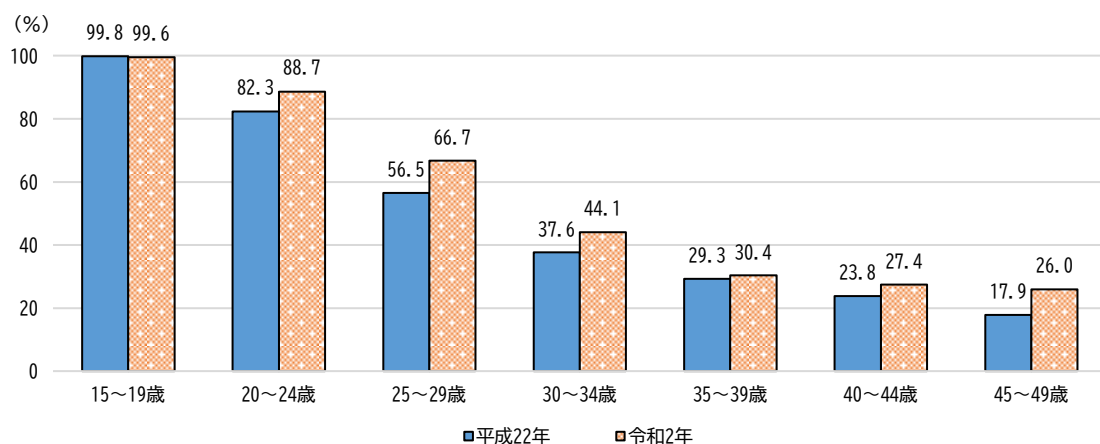
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性（佐渡市）	31.4	30.0	30.7	32.0	31.2	32.5	30.6	30.6	30.3
女性（佐渡市）	28.7	28.1	28.9	28.5	28.9	30.1	29.0	28.4	28.2
男性（新潟県）	30.8	30.8	30.7	30.8	30.9	31.0	31.0	30.6	30.9
女性（新潟県）	29.1	29.3	29.1	29.1	29.2	29.4	29.2	29.2	29.5
男性（全国）	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1
女性（全国）	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

平均初婚年齢の推移（佐渡市、新潟県、全国）

出典：新潟県福祉保健年報より

② 年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率の推移をみると、10代を除く各年代で平成22年に比べ令和2年は増加しています。



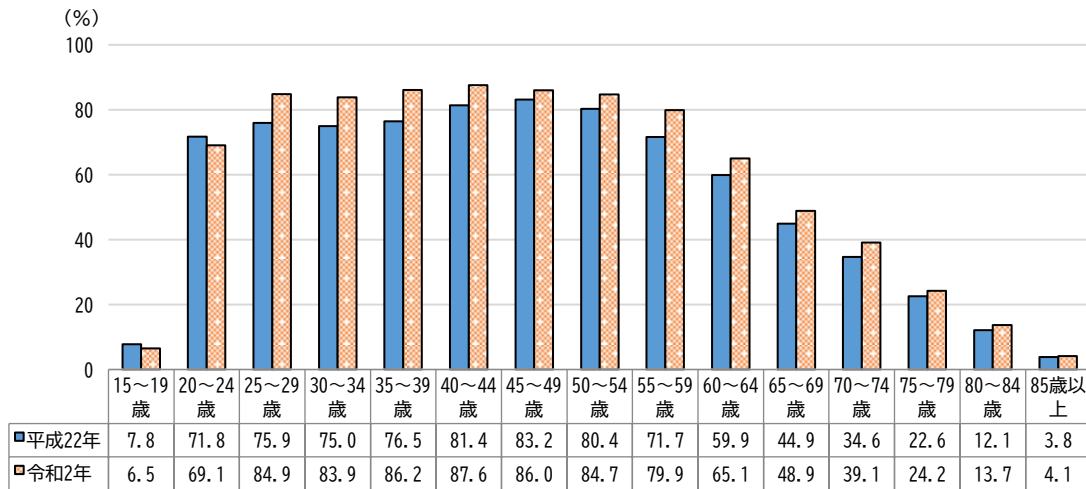
年齢別未婚率の推移

出典：新潟県福祉保健年報より

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率は、出産・育児期と考えられる20～34歳で40～50代に比べてやや低くなっています。ほとんどの年代で、平成22年に比べ令和2年の就業率は増加しています。

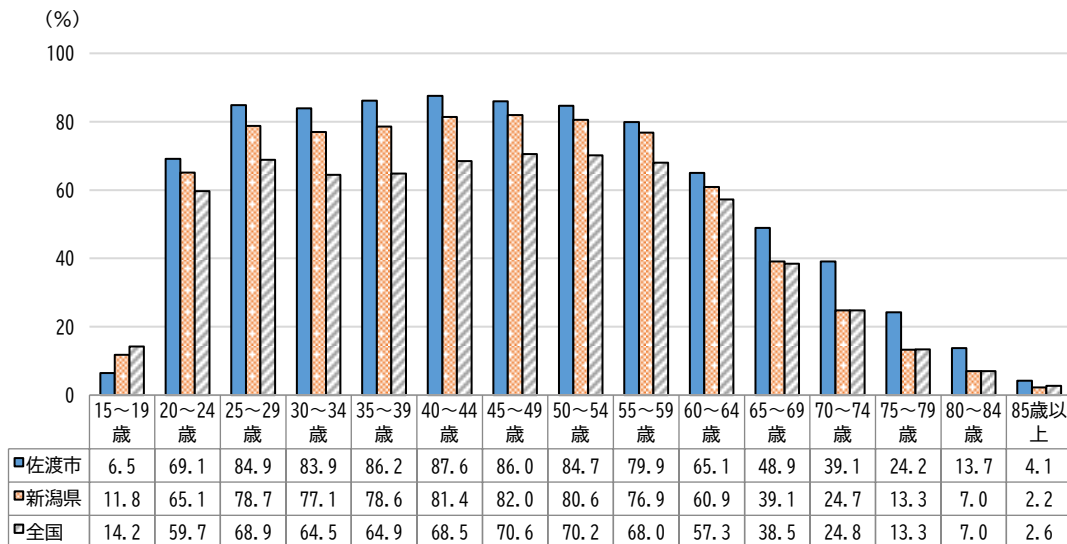


女性の年齢別就業率の推移

出典：国勢調査等データより

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、10代を除き、各年代で高くなっています。

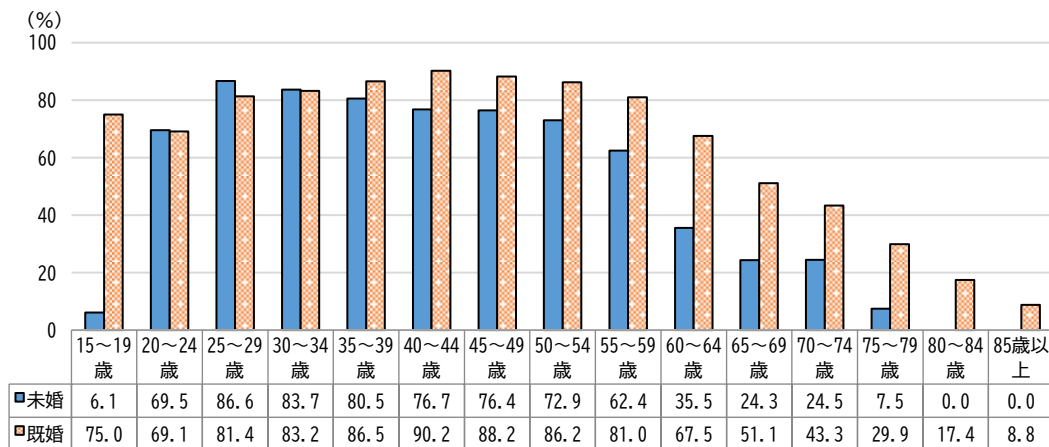


女性の年齢別就業率（国・県比較）

出典：国勢調査等データより

③ 女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）

令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、20歳代から30歳代前半において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

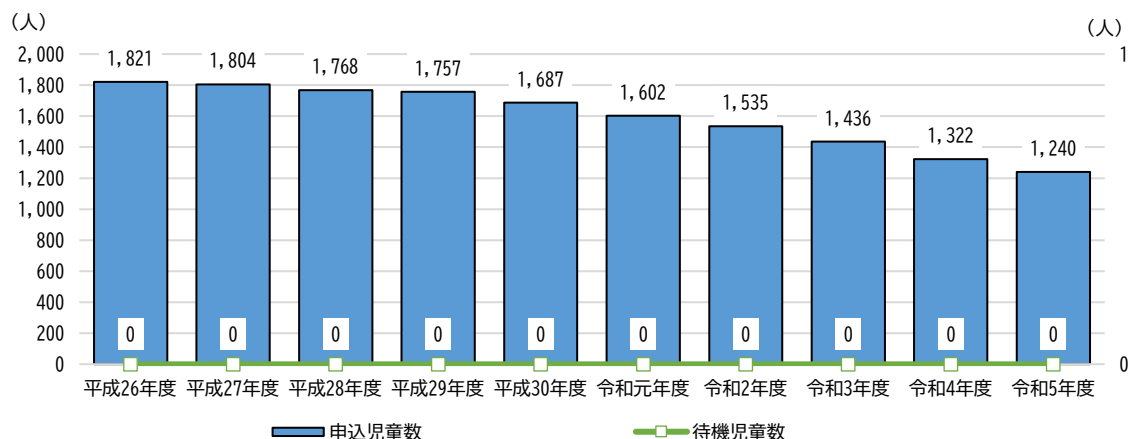


女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）

出典：国勢調査等データより

（6）待機児童の状況

保育園等の待機児童数*は、ゼロとなっています。



認可保育施設における待機児童数の推移

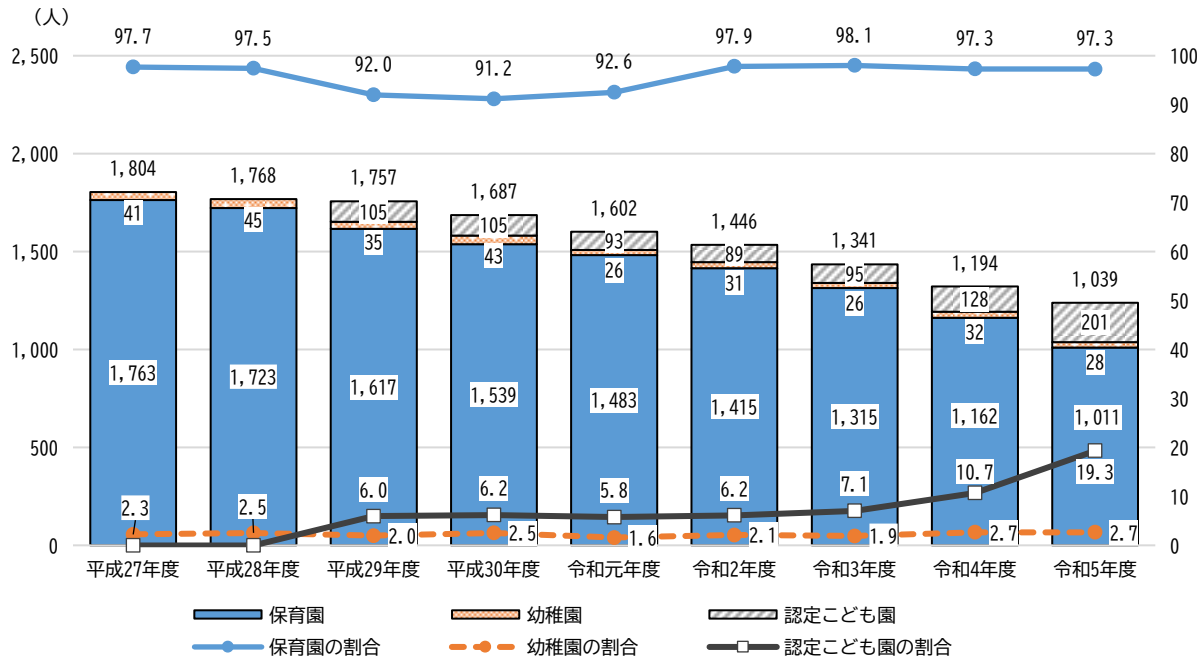
出典：子ども若者課データより

*待機児童数：ここでいう待機児童数とは、保育園等に入れなかったこどものうち、国で定める基準（他の施設に空きがあるが特定の施設のみを希望している等）に該当する児童を除いた児童数。

(7) 教育・保育施設等の状況

① 保育施設利用児童数・利用状況

保育施設利用児童数は、児童数の減少により減少傾向です。9割以上が保育園を利用していますが、認定こども園の施設数の増加に伴って、認定こども園の利用割合が増加しています。

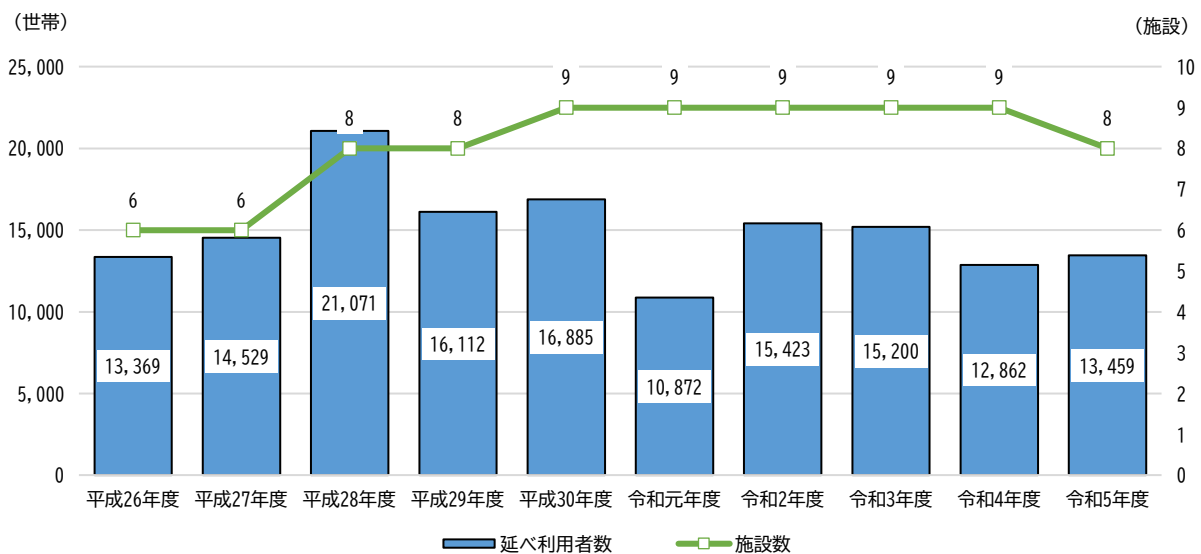


保育園、幼稚園、認定こども園の入園児童数の推移

出典：子ども若者課・学校教育課データより（各年5月1日現在）

② 地域子育て支援センター利用状況

地域子育て支援センター利用者数は、新型コロナウイルスの感染症対策に伴う利用制限や閉鎖等により一時減少しましたが、令和5年度に利用対象者を拡大し、増加傾向に転じています。

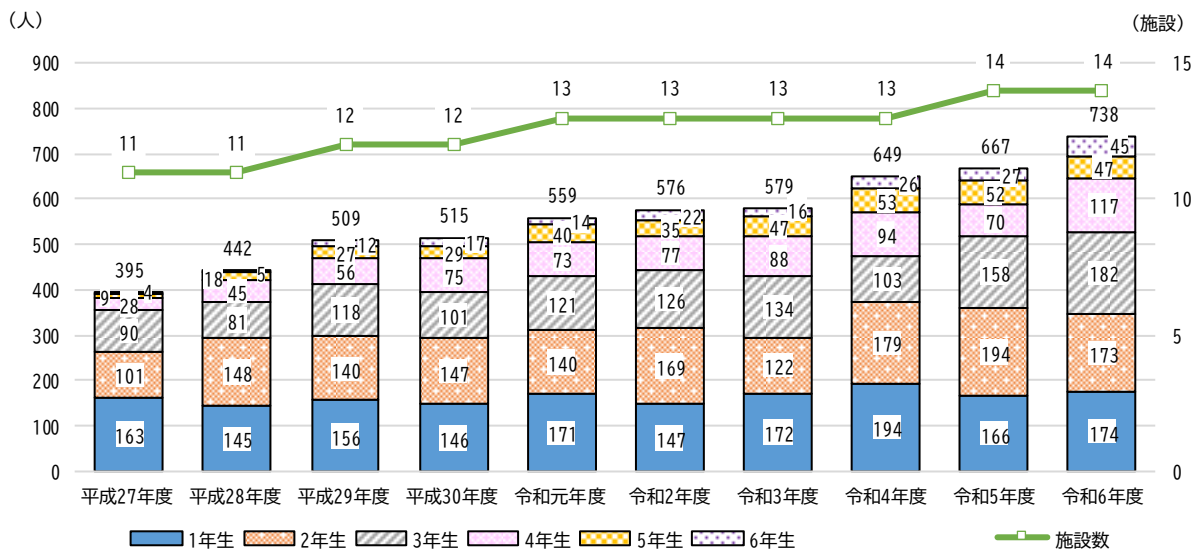


地域子育て支援センターの利用数と施設数の推移

出典：子ども若者課データより

③ 放課後児童クラブ利用状況

放課後児童クラブについては、ニーズに合わせて施設を新設しており、利用は年々増加しています。特に、近年では3年生以上の利用が増加しています。



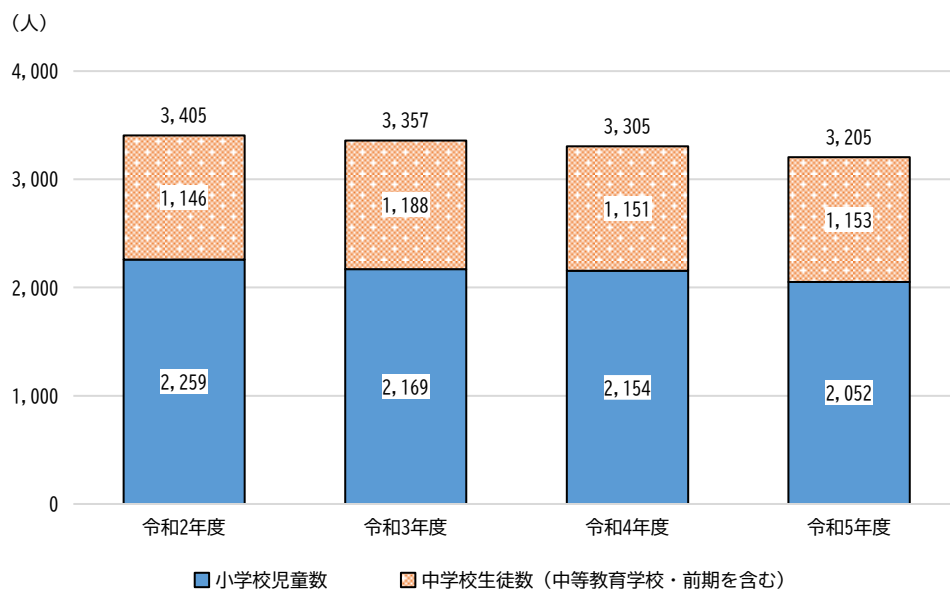
放課後児童クラブの登録者数と施設数の推移

出典：子ども若者課データより（各年5月1日現在）

④ 小中学校・高等学校の状況

・小・中学校の状況

小学校の児童数は、減少傾向です。中学校・中等教育学校（前期課程）の生徒数は、1,100人台で推移しています。

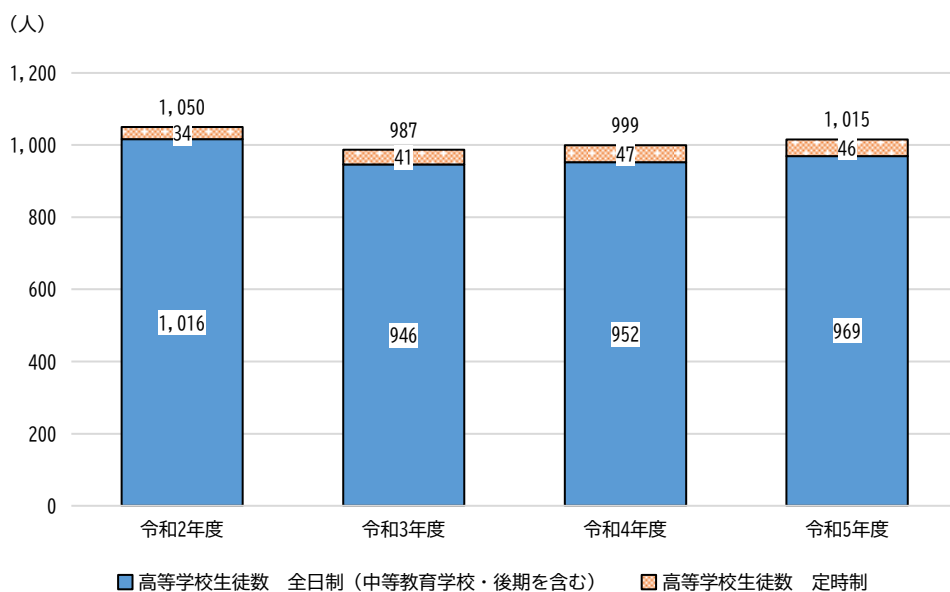


小・中学校の児童・生徒数の推移

出典：学校基本調査データより（各年5月1日現在）

・高等学校の状況

高等学校の生徒数は、1,000人前後で推移しています。

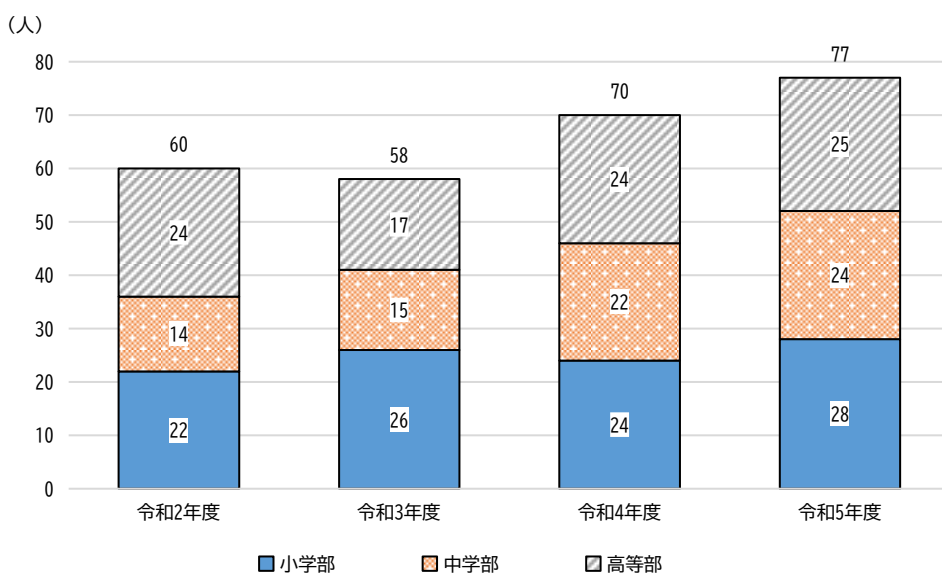


高等学校の生徒数の推移

出典：学校基本調査データより（各年5月1日現在）

・特別支援学校の状況

特別支援学校の児童・生徒数は、各部とも増加傾向です。

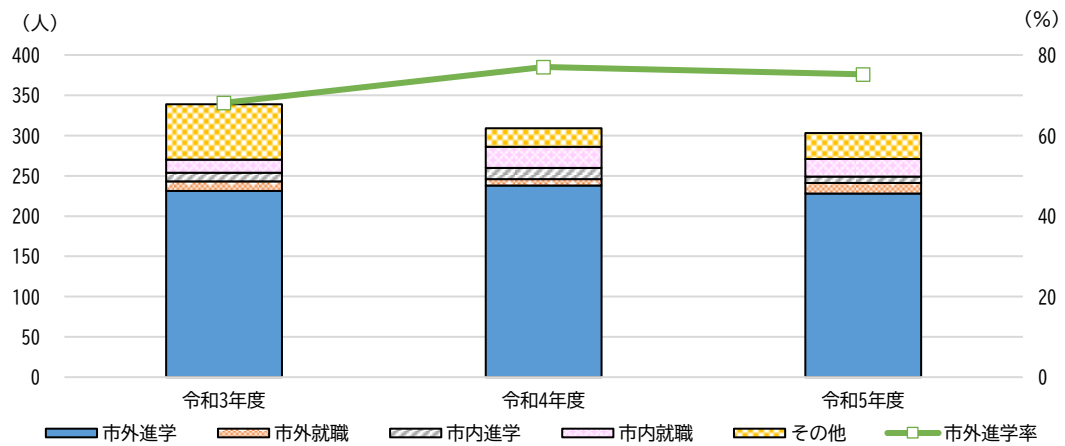


特別支援学校の児童・生徒数の推移

出典：学校基本調査データより（各年5月1日現在）

・高校生進路

高校の卒業後の進路は、市外への進学が最も多く、その割合は卒業生の7割前後となっています。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市外進学	231	238	228
市外就職	12	8	13
市内進学	11	14	8
市内就職	16	26	22
その他	69	23	32
卒業生数	339	309	303
市外進学率	68.1	77.0	75.2

出典：地域産業振興課データより

(8) こどもに関する相談等の状況

① 児童相談数

児童相談は、養護相談が大部分を占めており、養護相談の中では虐待相談が多くなっています。

■児童相談件数の推移

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	162	160	190	173	125
(うち虐待相談)	(82)	(77)	(84)	(89)	(94)
障がい相談	0	0	0	0	3
非行相談	0	1	1	0	0
育成相談	3	2	6	7	3
その他	1	3	1	1	6
合計	166	166	198	181	137

出典：子ども若者課データより

② 児童発達支援関係利用状況

令和3年度より、新たに動作療法教室を実施しています。令和3～4年度の利用がやや多いですが、90人前後で推移しています。

■児童発達支援の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児療育支援教室	64	65	72	71	66
幼児ことばこころの教室	21	21	27	27	22
動作療法教室	-	-	4	3	4
合計	85	86	103	101	92

出典：子ども若者課データより

③ ひとり親家庭等への支援推移

ひとり親家庭等への支援は、養育支援はやや減少傾向にあります。

■ひとり親家庭等への支援推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学習支援	9	14	9	11	13
養育支援	-	19	12	8	10
合計	9	33	21	19	23

出典：子ども若者課データより

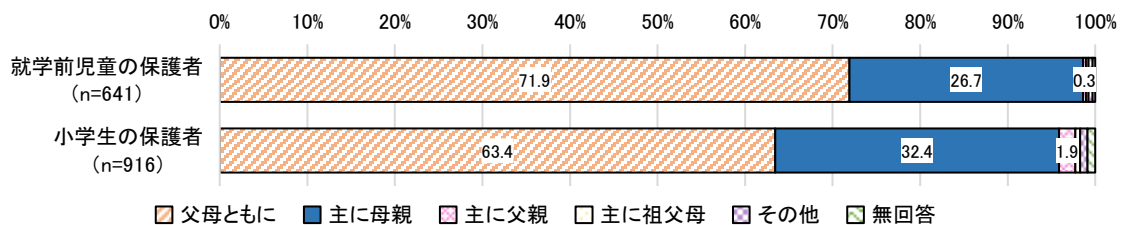
2 アンケート調査等の結果概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

就学前児童の保護者や小学生の保護者を対象とした『子ども・子育て支援に関するアンケート』調査（以降、「アンケート調査」という）で見た子育ての状況は以下のとおりです。

① 子育てや教育を主に行っている方

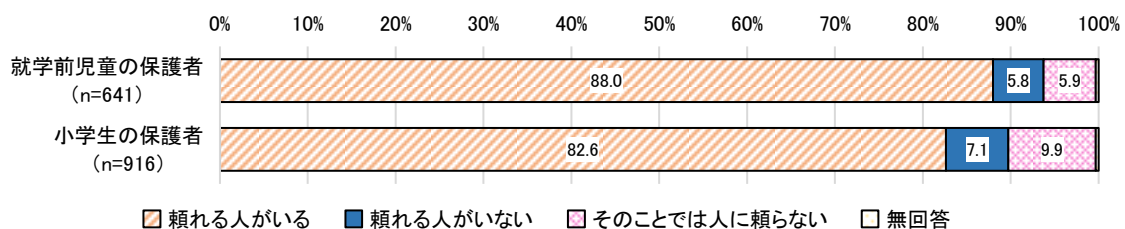
子育てや教育は「父母ともに」（就学前児童の保護者＝71.9%、小学生の保護者＝63.4%）行っている家庭が多く見られます。一方で、「主に母親」（就学前児童の保護者＝26.7%、小学生の保護者＝32.4%）が行っている家庭も3割前後見られます。市民意識調査（令和6年度市民生活課）では、「家事・介護・育児などの時間」が、男性に比べて女性が2時間ほど多く、家事・育児の負担は依然として女性が高くなっていることがうかがえます。



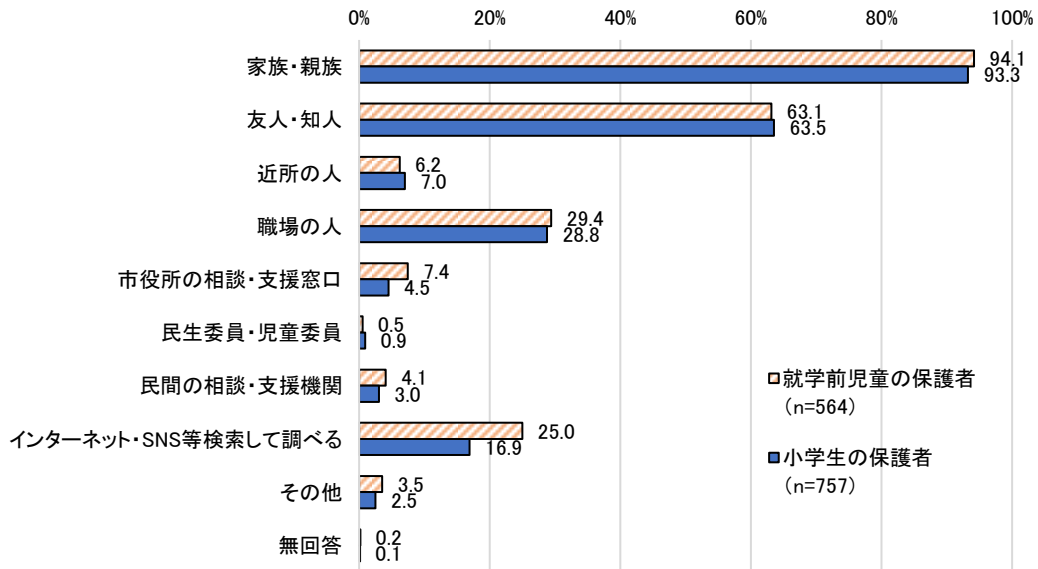
出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

② 頼れる人

『子育てに関する相談』で8割以上が「頼れる人がいる」（就学前児童の保護者＝88.0%、小学生の保護者＝82.6%）と回答しており、頼れる人として「家族・親族」、「友人・知人」が多くなっています。一方で「頼れる人がいない」（就学前児童の保護者＝5.8%、小学生の保護者＝7.1%）と回答している家庭もあります。



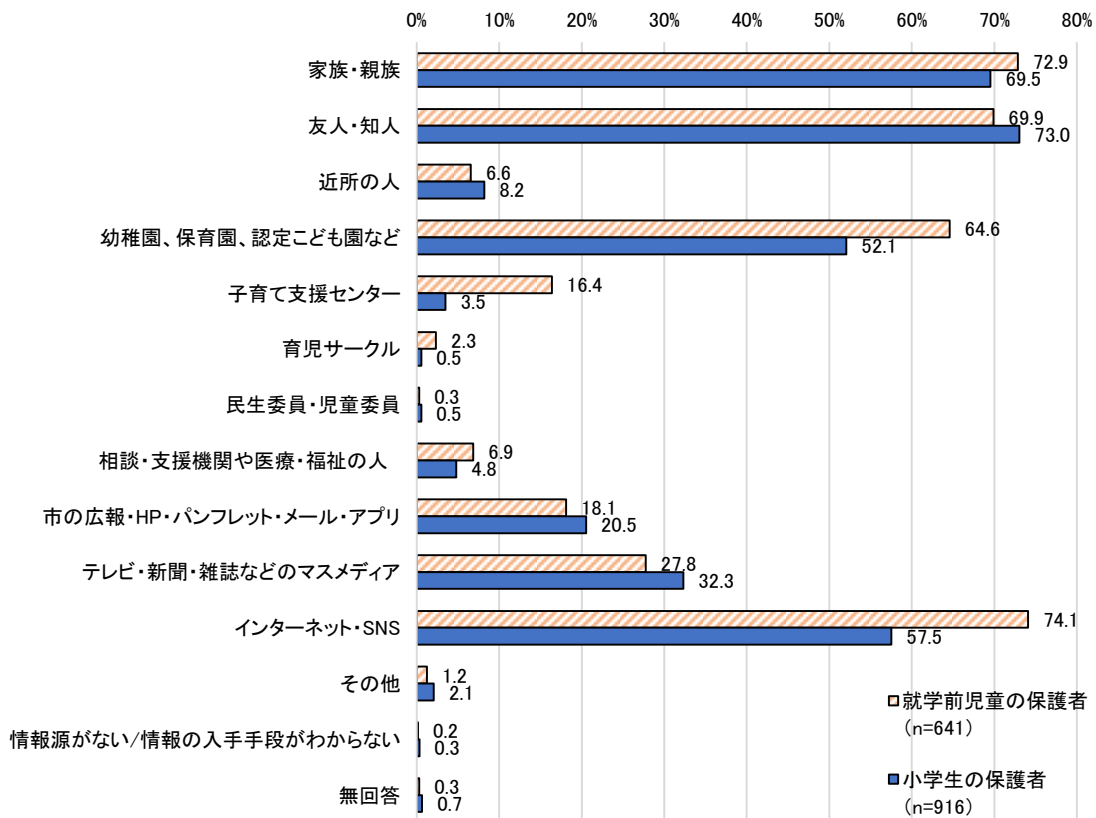
出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

③ 子育てや教育情報の入手先

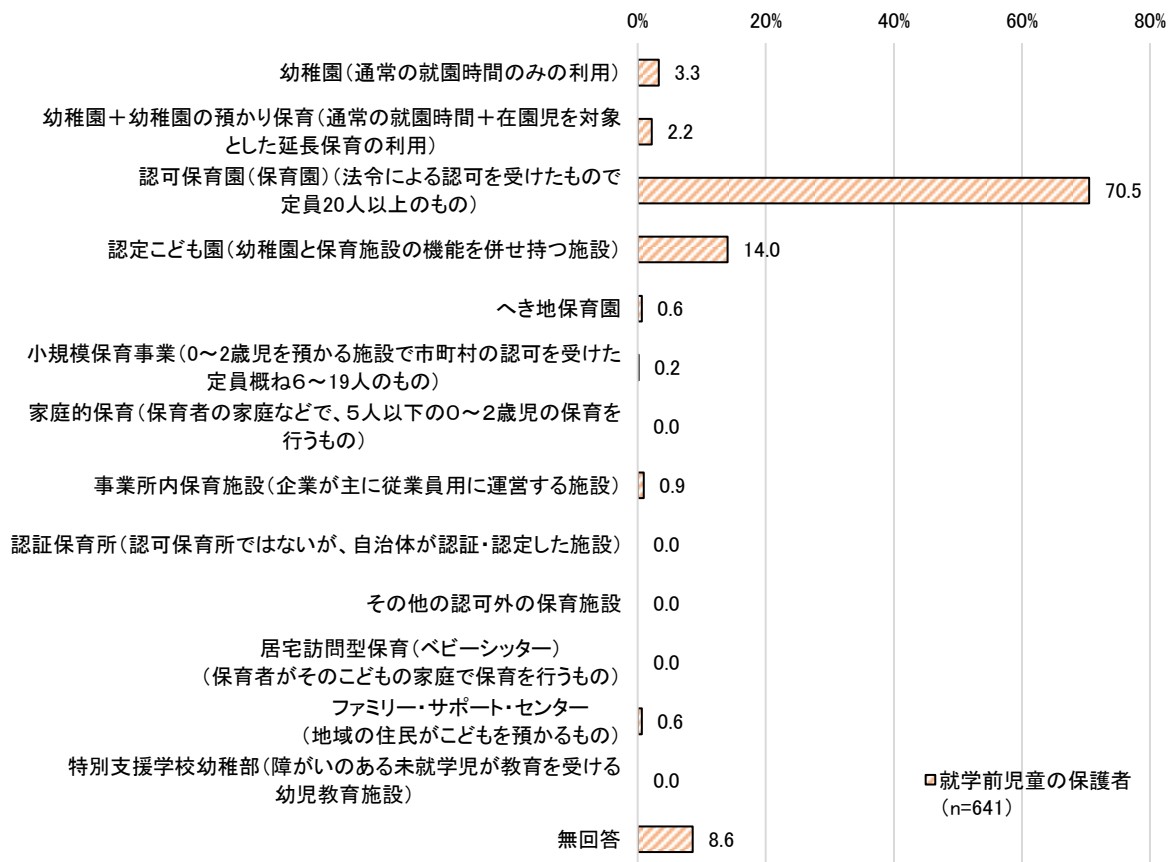
「家族・親族」（就学前児童の保護者＝72.9%、小学生の保護者＝69.5%）、「友人・知人」（就学前児童の保護者＝69.9%、小学生の保護者＝73.0%）、「幼稚園、保育園、認定こども園など」（就学前児童の保護者＝64.6%、小学生の保護者＝52.1%）、「インターネット・SNS」（就学前児童の保護者＝74.1%、小学生の保護者＝57.5%）から子育てや教育情報を入手している方が多くなっています。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

④ 日常的に利用している施設

日常的に施設等を利用しているこどもが大多数であり、「認可保育園」(70.5%)や「認定こども園の利用」(14.0%)の利用が多くなっています。

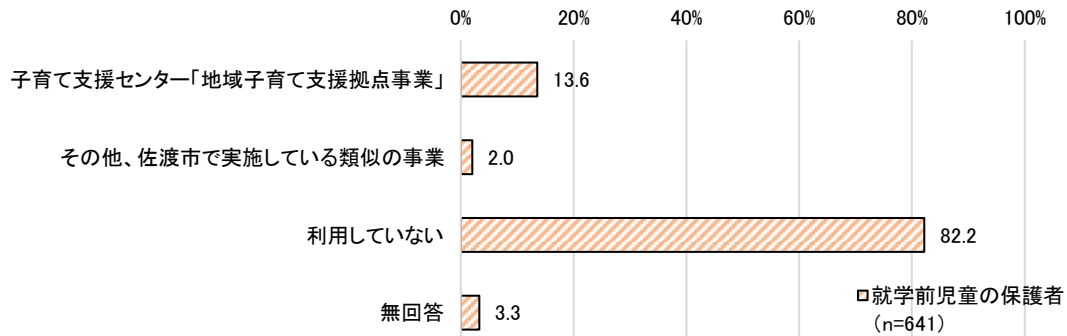


出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）



⑤ 子育て支援事業の利用について

認可保育園や認定こども園の利用が多いことから、子育て支援事業については「利用していない」(82.2%)が多くなっています。「子育て支援センター」(13.6%)について、令和5年度に利用対象を拡大したことから、保育園等の利用者にも子育て支援センターの利用(認可保育園利用者のうち10.2%)が見られます。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

【日常的に利用している施設別の利用状況】

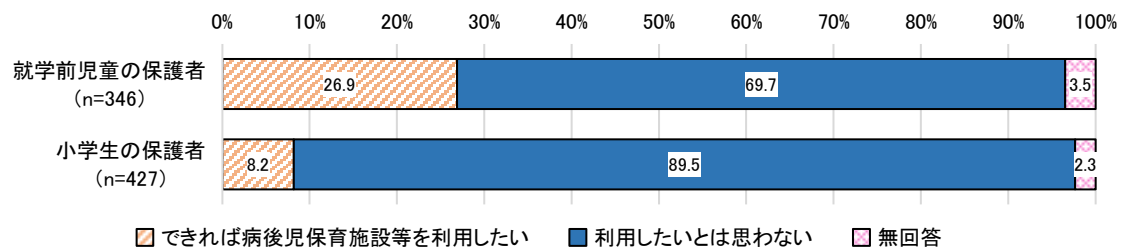
上段：回答数 下段：割合 (%)		n	子育て支援センター 「地域子育て支援拠点事業」	その他、佐渡市で実施している類似の事業	利用していない	無回答
全体		641	87	13	527	21
		100.0	13.6	2.0	82.2	3.3
日常的に利用している施設	幼稚園	21	4	1	14	2
		100.0	19.0	4.8	66.7	9.5
	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	14	0	0	13	1
		100.0	0.0	0.0	92.9	7.1
	認可保育園（保育園）	452	46	8	391	11
		100.0	10.2	1.8	86.5	2.4
	認定こども園	90	10	2	78	2
		100.0	11.1	2.2	86.7	2.2
	へき地保育園	4	0	0	4	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	小規模保育事業	1	1	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	事業所内保育施設	6	3	1	2	0
		100.0	50.0	16.7	33.3	0.0
	認証保育所	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	その他の認可外の保育施設	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	居宅訪問型保育（ベビーシッター）	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	ファミリー・サポート・センター	4	2	0	2	0
		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	特別支援学校幼稚部	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-
	無回答	55	23	2	26	5
		100.0	41.8	3.6	47.3	9.1

⑥ 病後児保育施設や一時預かり等の利用

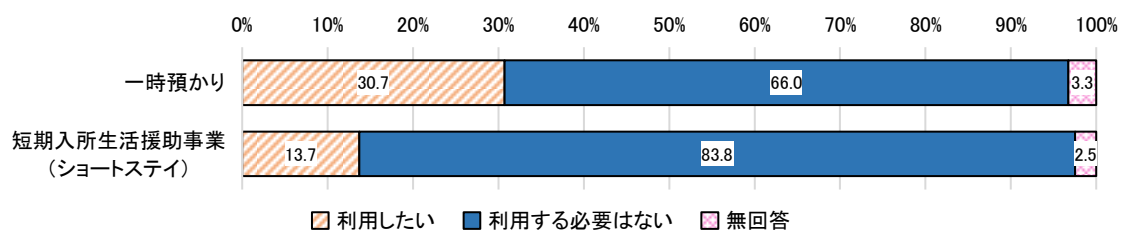
こどもの病気やケガによる病後児保育施設等の利用について「できれば病後児保育施設等を利用したい」（就学前児童の保護者＝26.9%、小学生の保護者＝8.2%）と思っている家庭は、少数ですが存在します。

また、私用や保護者の病気・ケガ、就労などの目的で一時預かりを「利用したい」（30.7%）と考える家庭は約3割、短期入所生活援助事業（ショートステイ）「利用したい」（13.7%）と考える家庭は1割強となっています。

『子育てに関する相談』で頼れる人の有無別でみると、就学前児童保護者では頼れる人がいない方で利用意向が高くなっています。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

『子育てに関する相談』で頼れる人の有無別の利用意向

・病後児保育施設等

就学前児童保護者

上段：回答数 下段：割合(%)	n	できれば病後児保育施設等を利用したい	利用したいとは思わない	無回答
全体	346 100.0	93 26.9	241 69.7	12 3.5
頼れる人がいる	304 100.0	75 24.7	218 71.7	11 3.6
頼れる人がいない	22 100.0	12 54.5	10 45.5	0 0.0

小学生保護者

上段：回答数 下段：割合(%)	n	できれば病後児保育施設等を利用したい	利用したいとは思わない	無回答
全体	427 100.0	35 8.2	382 89.5	10 2.3
頼れる人がいる	353 100.0	30 8.5	316 89.5	7 2.0
頼れる人がいない	33 100.0	2 6.1	30 90.9	1 3.0

・一時預かり

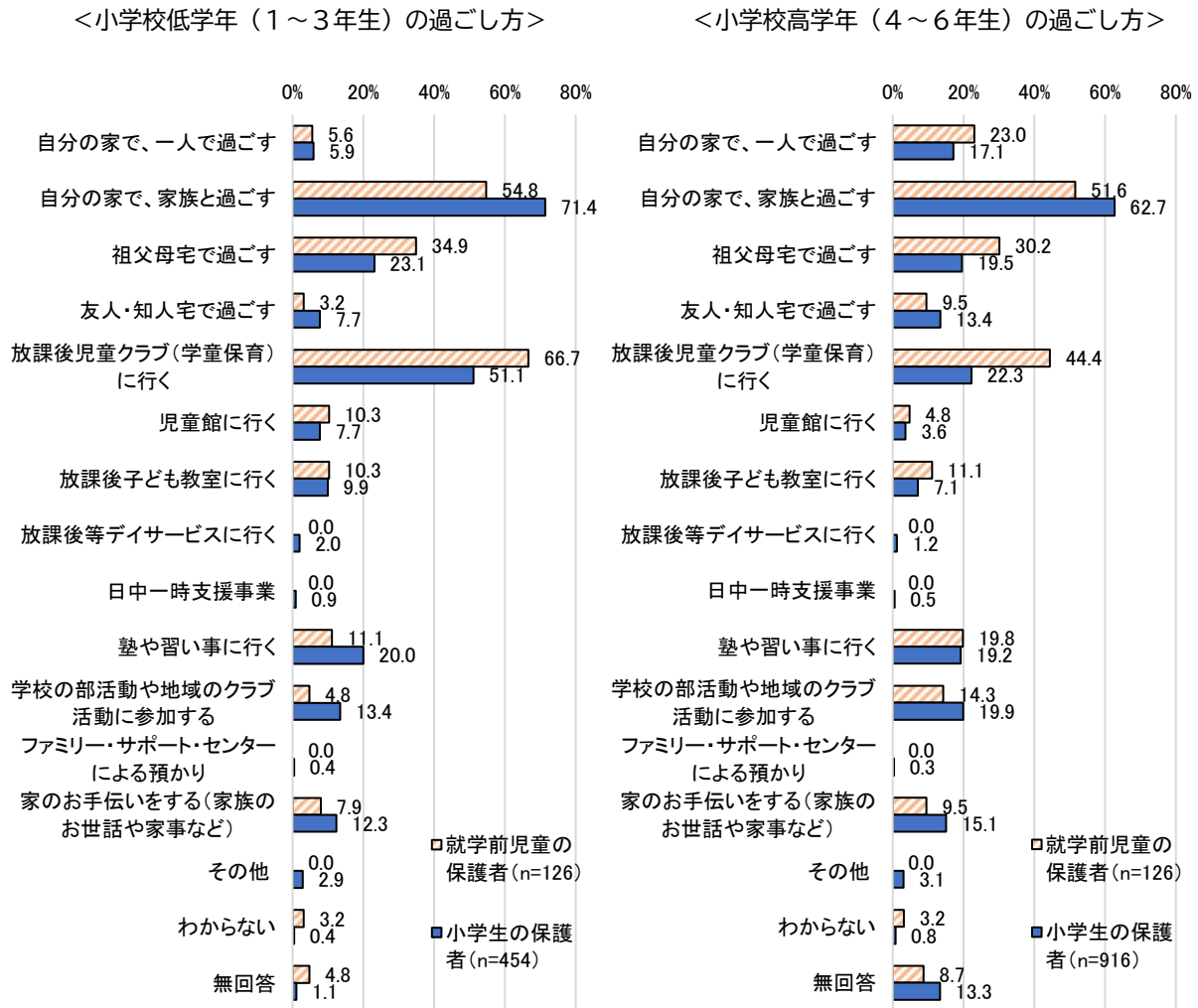
上段：回答数 下段：割合(%)	n	利用したい	利用する必要はない	無回答
全体	641 100.0	197 30.7	423 66.0	21 3.3
頼れる人がいる	564 100.0	168 29.8	377 66.8	19 3.4
頼れる人がいない	37 100.0	21 56.8	15 40.5	1 2.7

・短期入所生活援助事業（ショートステイ）

上段：回答数 下段：割合(%)	n	利用したい	利用する必要はない	無回答
全体	641 100.0	88 13.7	537 83.8	16 2.5
頼れる人がいる	564 100.0	67 11.9	482 85.5	15 2.7
頼れる人がいない	37 100.0	16 43.2	21 56.8	0 0.0

⑦ 放課後の過ごし方の希望

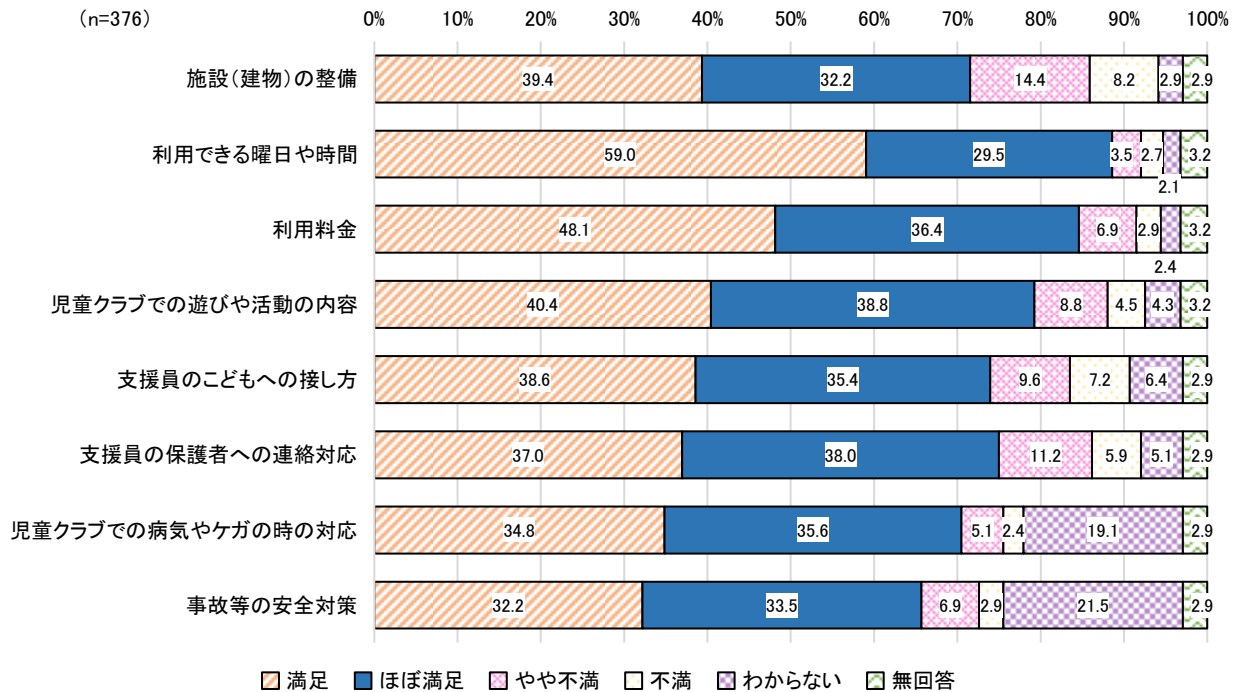
小学校低学年の放課後の過ごし方としては、「自分の家で、家族と過ごす」（就学前児童の保護者＝54.8%、小学生の保護者＝71.4%）「放課後児童クラブ（学童保育）に行く」（就学前児童の保護者＝66.7%、小学生の保護者＝51.1%）ことの希望が多くなっています。高学年になると、「自分の家で、一人で過ごす」（就学前児童の保護者＝23.0%、小学生の保護者＝17.1%）ことの希望が増えています。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和６年度実施）

⑧ 放課後児童クラブ（学童保育）の満足度

現在利用している放課後児童クラブ（学童保育）の満足度について、「利用できる曜日や時間」（88.5％）に満足している方が最も多い一方で、「施設（建物）の整備」（22.6％）や「支援員の対応」（こどもへの接し方 16.8％、保護者への連絡対応 17.1％）への不満が多くなっています。

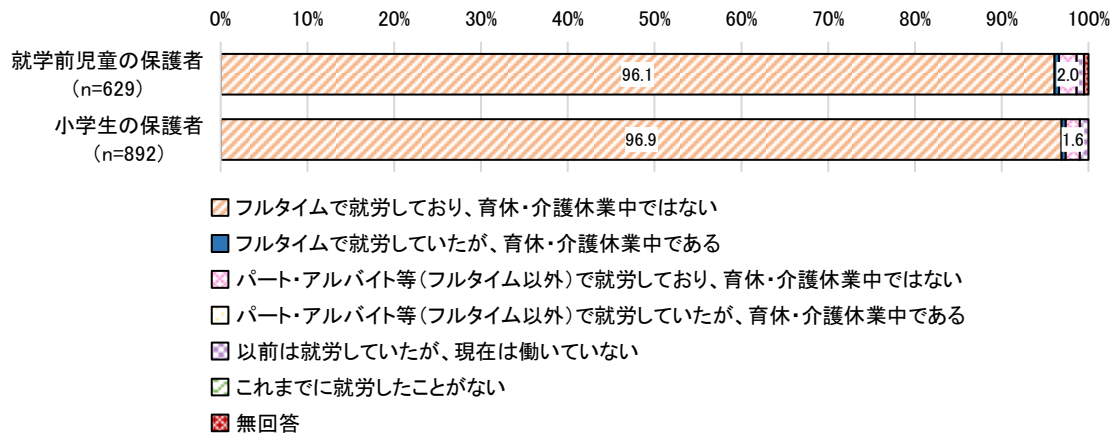


出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

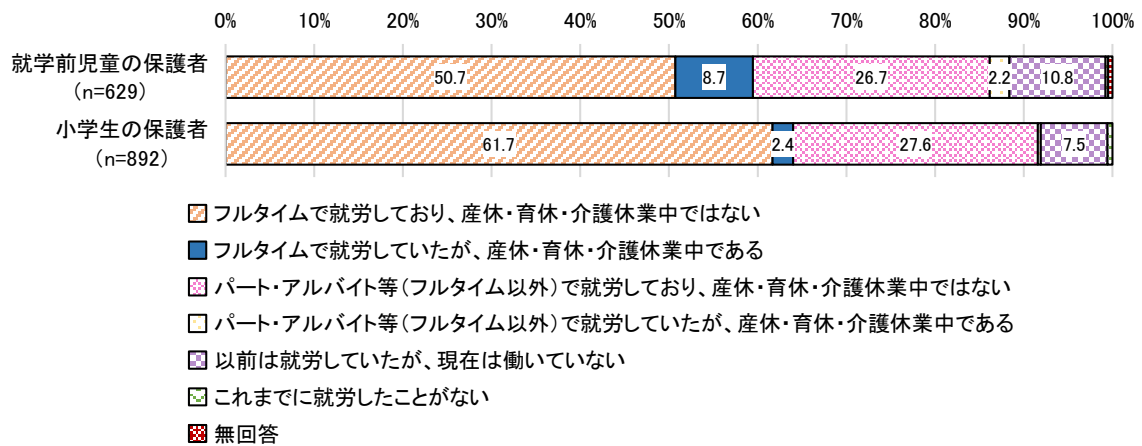
⑨ 保護者の就労状況

父親の就労状況はほとんどがフルタイム就労である一方で、母親の就労状況についてはパート・アルバイト等が約3割を占めています。

<父親の就労状況>



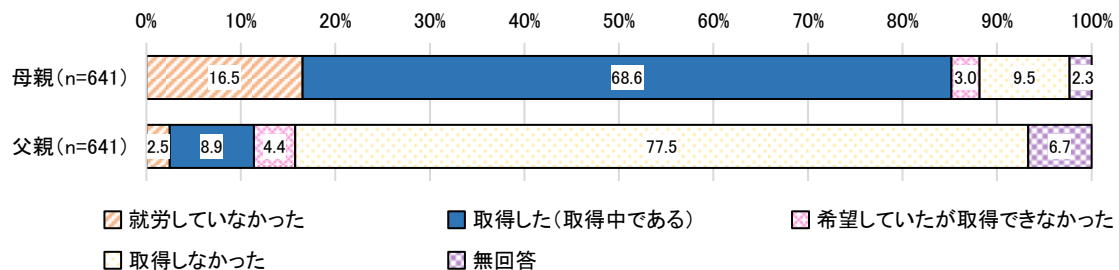
<母親の就労状況>



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

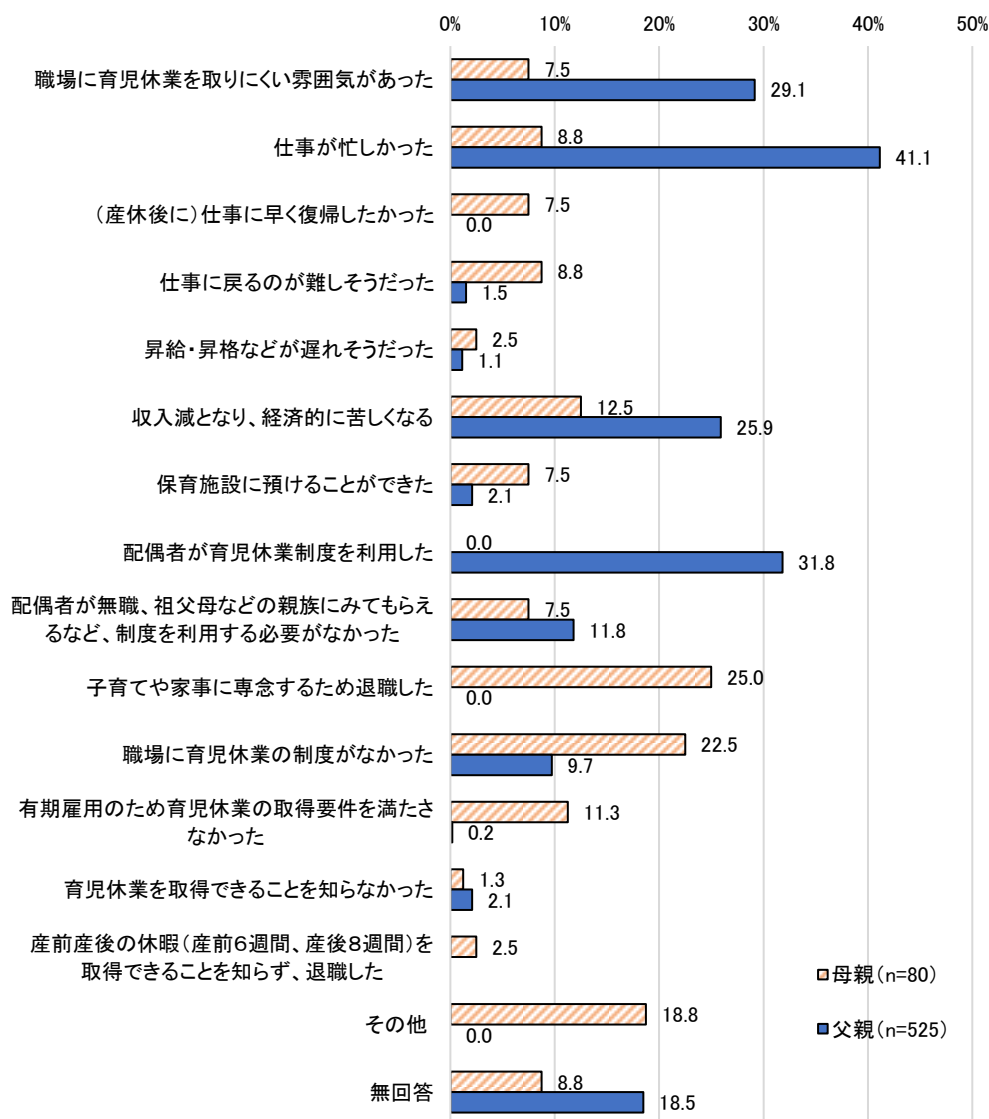
⑩ 育児休業の取得

母親の育児休業取得率は高く、多くの方が取得していますが、父親の育児休業取得率は低く、「取得しなかった」(77.5%)が8割弱となっています。父親の育児休業を取得していない理由では、「仕事が忙しかった」(41.1%)が最も多くなっています。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

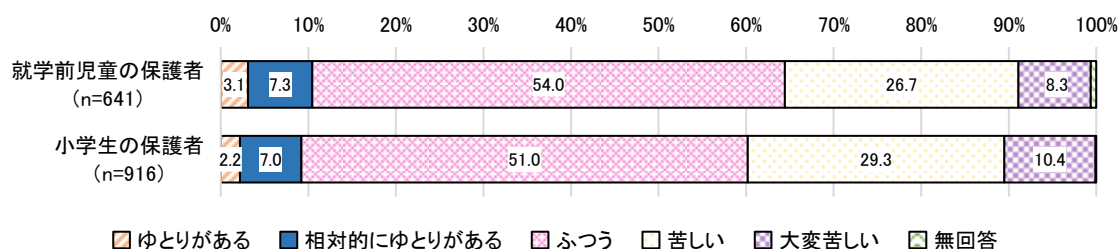
【育児休業を取得していない理由】



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑪ 経済的状況

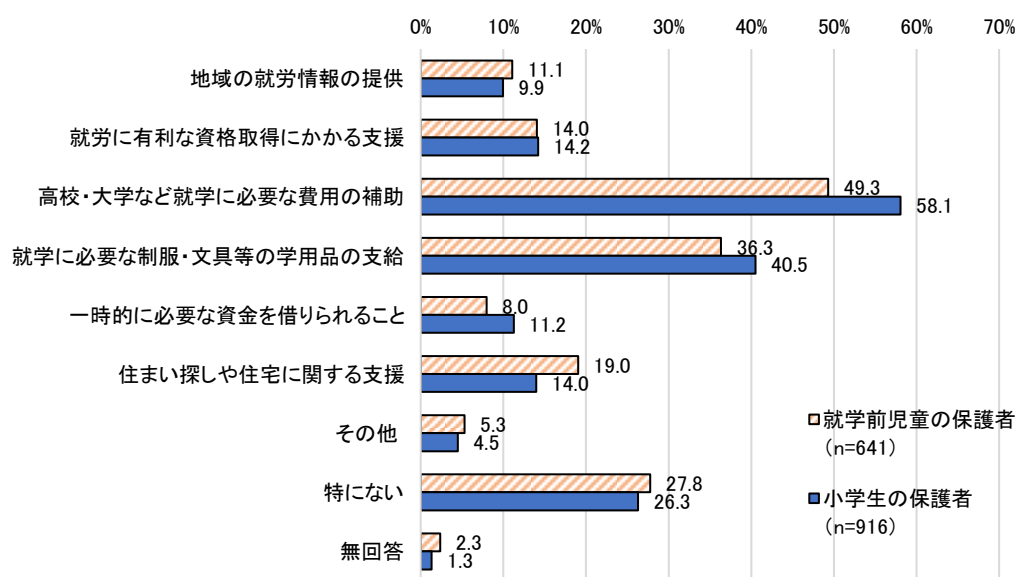
現在の暮らしの状況については「苦しい」または「大変苦しい」と感じている方（就学前児童の保護者＝35.0%、小学生の保護者＝39.7%）が3割以上存在します。世帯収入が低いほど「苦しい」または「大変苦しい」と感じている方が多い傾向にあります。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑫ 特に必要としている支援

特に必要としている支援として「高校・大学など就学に必要な費用の補助」（就学前児童の保護者＝49.3%、小学生の保護者＝58.1%）が最も多く、次いで「就学に必要な制服・文具等の学用品の支給」（就学前児童の保護者＝36.3%、小学生の保護者＝40.5%）が求められています。

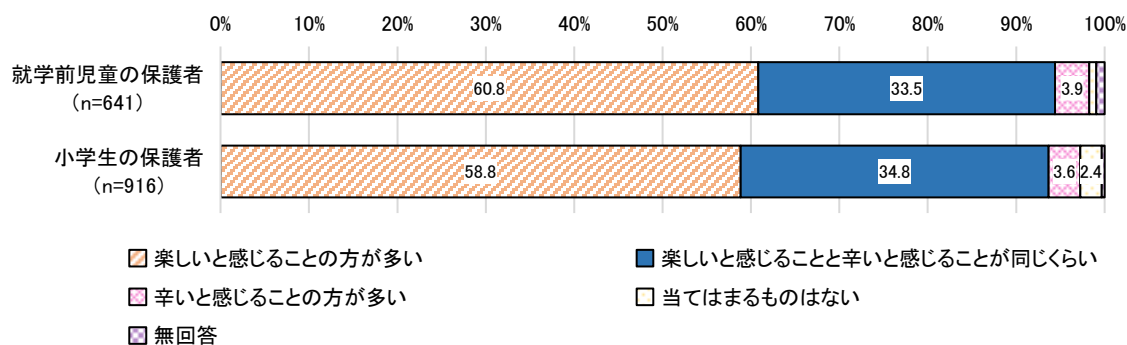


出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑬ 子育てに関する意識

子育て世帯の6割前後が、子育てに対して「楽しいと感じることの方が多い」と感じている一方で、「辛いと感じることの方が多い」と感じている人（就学前児童の保護者＝3.9%、小学生の保護者＝3.6%）が4.0%程度います。

「辛いと感じることの方が多い」と感じている人では、「こどものマナー・言葉づかい」（就学前児童の保護者＝56.0%、小学生の保護者＝57.6%）、「教育・進学」（小学生の保護者＝51.5%）、「非行・交友関係」（小学生の保護者＝36.4%）、「食事・栄養」（就学前児童の保護者＝48.0%）、「家計」（就学前児童の保護者＝60.0%、小学生の保護者＝51.5%）の悩みを抱えている人が多くなっています。

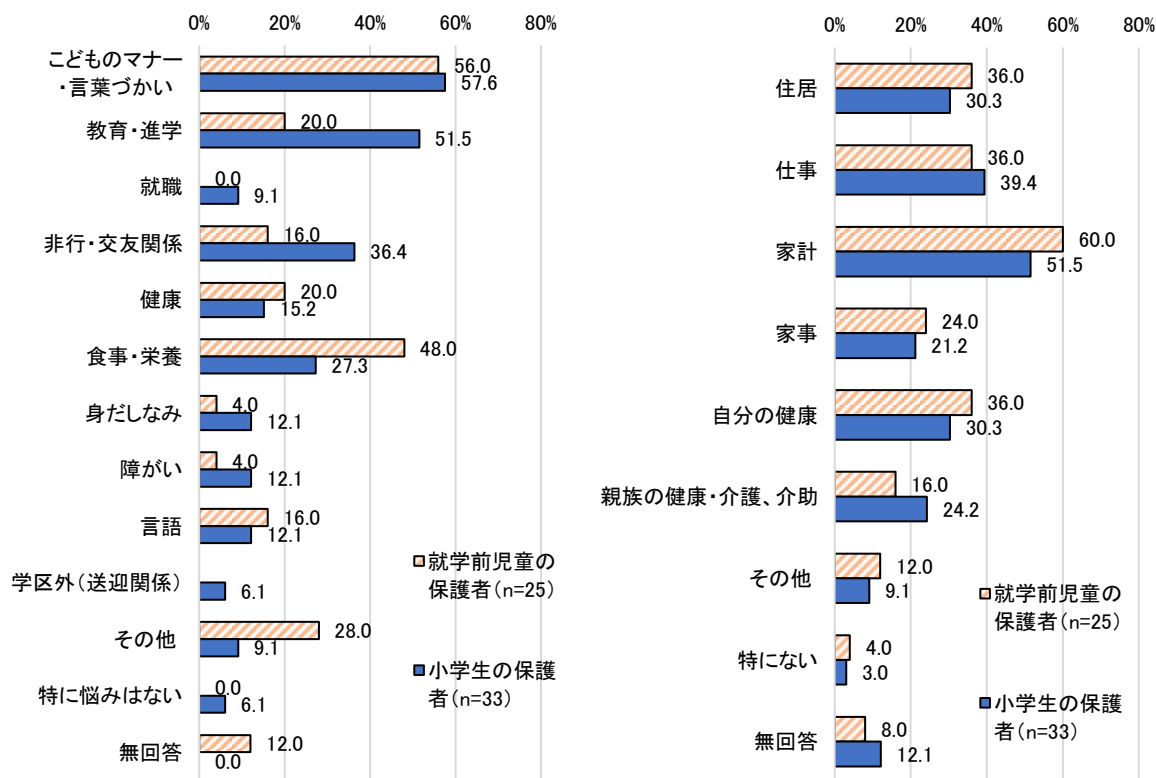


出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

【「辛いと感じることの方が多い」と感じている人の悩みや困りごと】

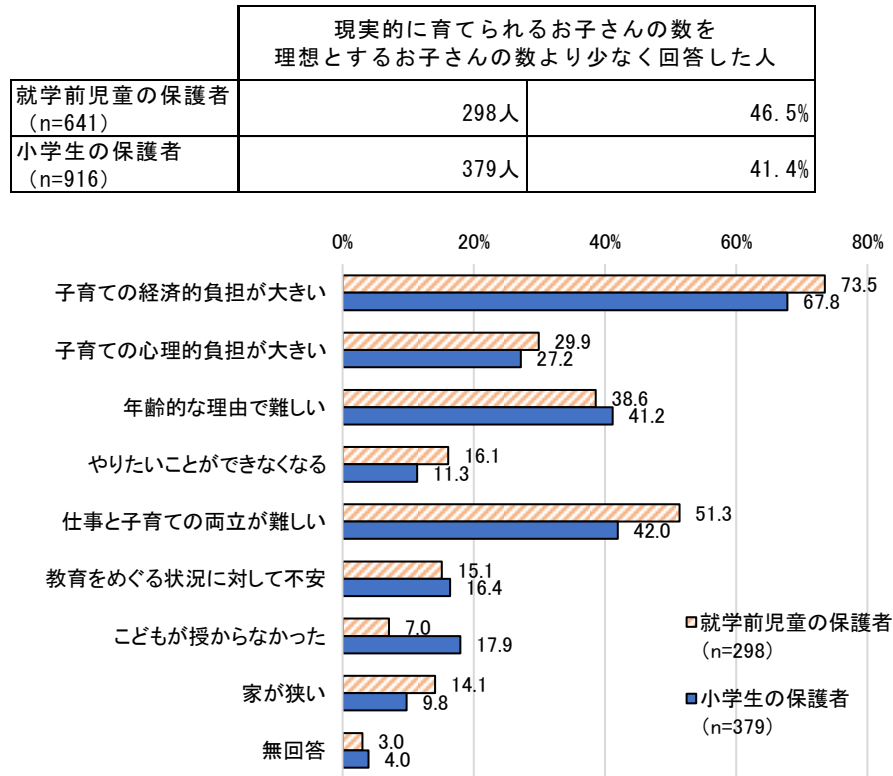
・こどもに関すること

・その他の悩みなど



⑭ 理想より現実のこどもの数が少ない理由

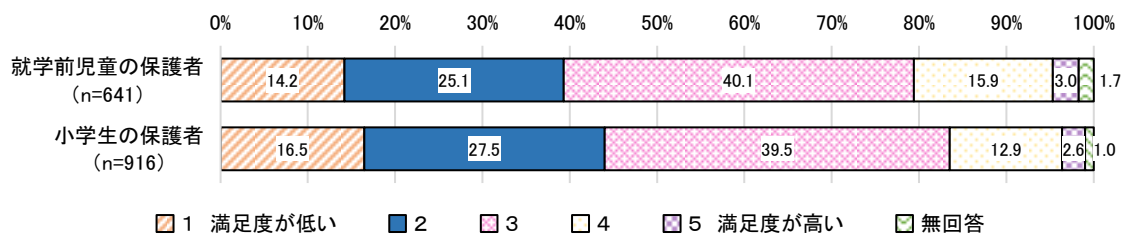
現実的に育てられるこどもの数が、理想とするこどもの数より少ない人は就学前児童の保護者で46.5%、小学生の保護者で41.4%となっており、少ない理由として「子育ての経済的負担が大きい」（就学前児童の保護者＝73.5%、小学生の保護者＝67.8%）や「仕事と子育ての両立が難しい」（就学前児童の保護者＝51.3%、小学生の保護者＝42.0%）と感じている方が多くなっています。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑮ 子育ての環境や支援への満足度

佐渡市における子育ての環境や支援への満足度は中間的な評価が多く、高く評価している割合（就学前児童の保護者＝18.9%、小学生の保護者＝15.5%）よりも低く評価している割合（就学前児童の保護者＝39.3%、小学生の保護者＝44.0%）の方が多くなっています。



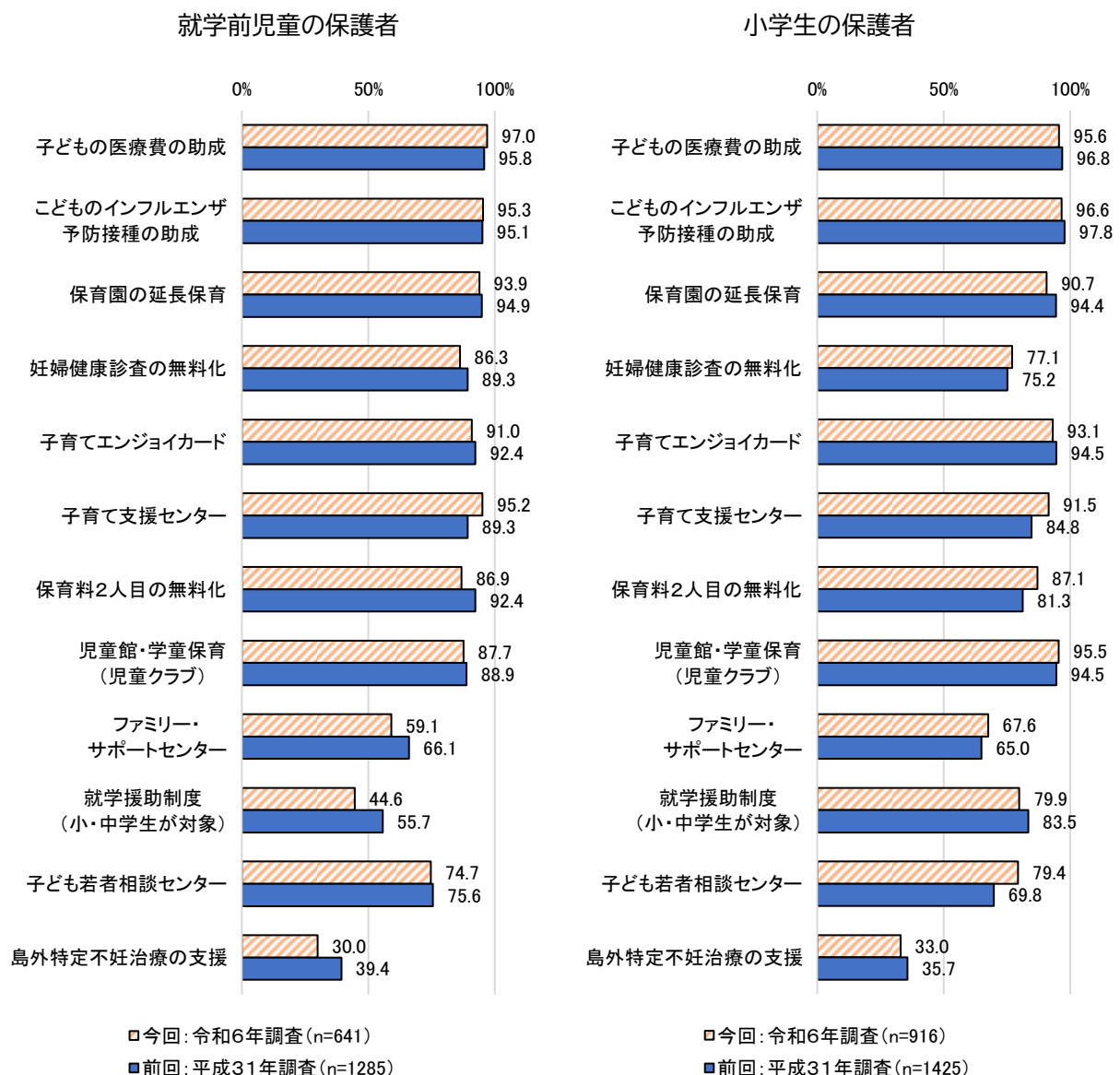
出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑯ 市が実施している子育て支援策について

認知度は、就学前児童の保護者では「子どもの医療費の助成」(97.0%)が、小学生児童の保護者では「こどものインフルエンザ予防接種の助成」(96.6%)が最も高くなっています。また、評価できる取り組みとして、就学前児童の保護者では「妊婦健康診査の無料化」(91.7%)、小学生児童の保護者では「子どもの医療費の助成」(86.4%)が高くなっています。

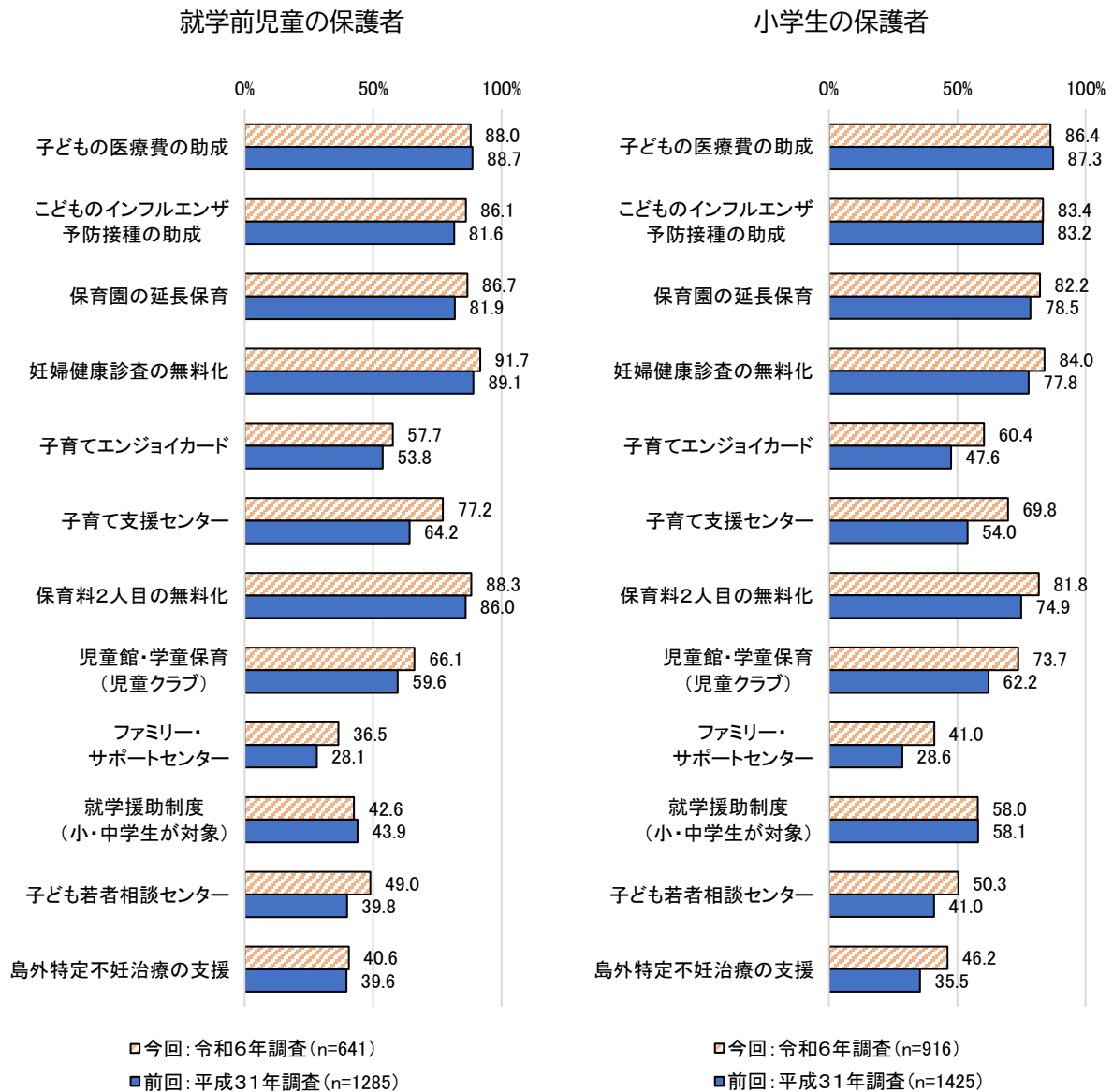
前回調査(平成31年実施)と比較すると、「子育て支援センター」がどの層においても、認知度、評価共に高くなっています。

【佐渡市支援施策の認知度(平成31年実施アンケートとの比較)】



出典: 子ども・子育て支援に関するアンケート結果(令和6年度実施)

【佐渡市支援施策の評価〈評価できると回答〉（平成31年実施アンケートとの比較）】

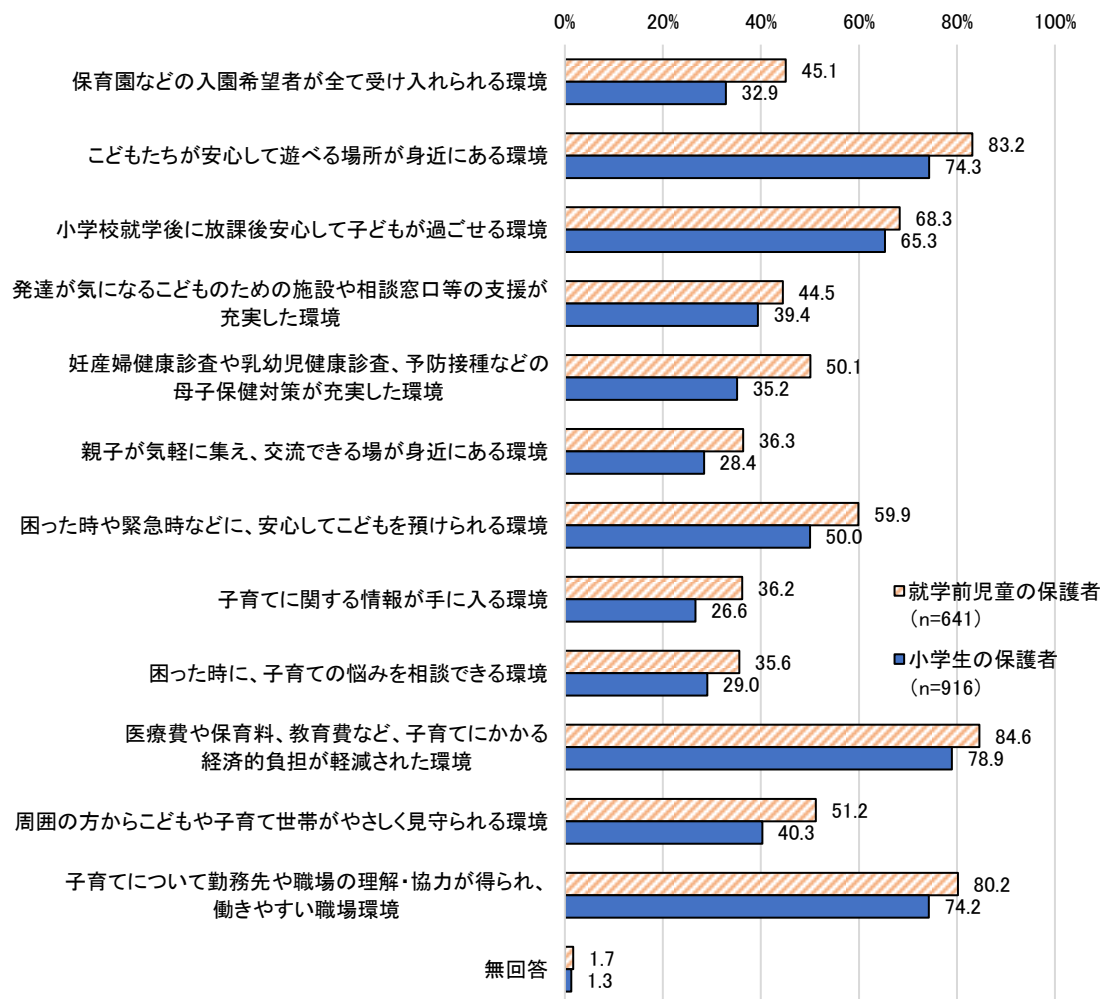


出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

⑰ 子育て世帯が求めること

子育てがしやすくなるために整備が必要な環境について、子育て世帯の7～8割台が「医療費や保育料、教育費など、子育てにかかる経済的負担が軽減された環境」（就学前児童の保護者＝84.6%、小学生の保護者＝78.9%）や「こどもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境」（就学前児童の保護者＝83.2%、小学生の保護者＝74.3%）、「子育てについて勤務先や職場の理解・協力が得られ、働きやすい職場環境」（就学前児童の保護者＝80.2%、小学生の保護者＝74.2%）を望んでいます。

どの項目においても就学前児童の保護者のニーズが高いことから、こどもが小さいほど、子育てしやすい環境を求めていることがわかります。



出典：子ども・子育て支援に関するアンケート結果（令和6年度実施）

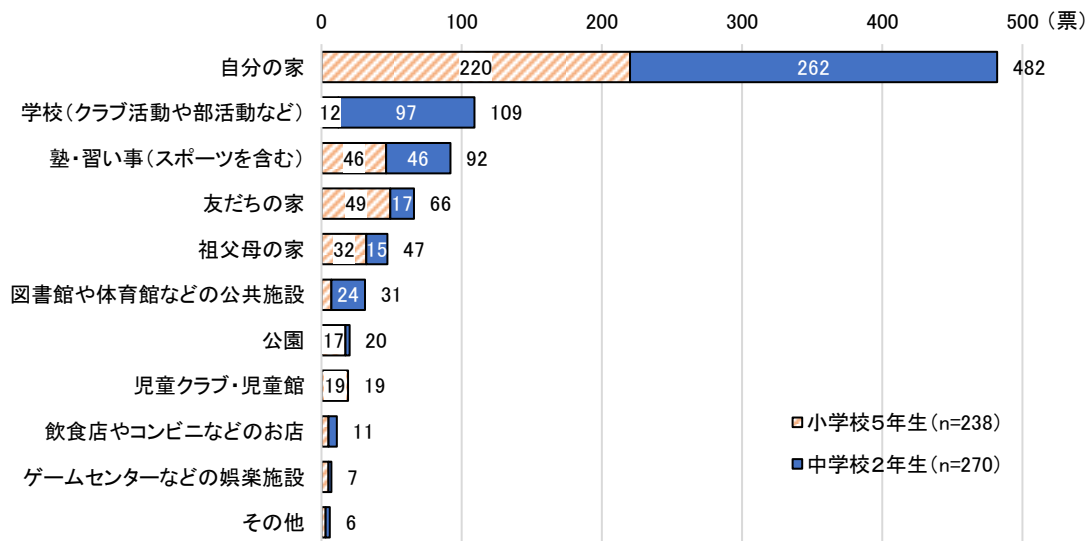
(2) 小中学生の生活や意識についてのアンケート調査

小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケート調査で見た小中学生の状況は以下のとおりです。

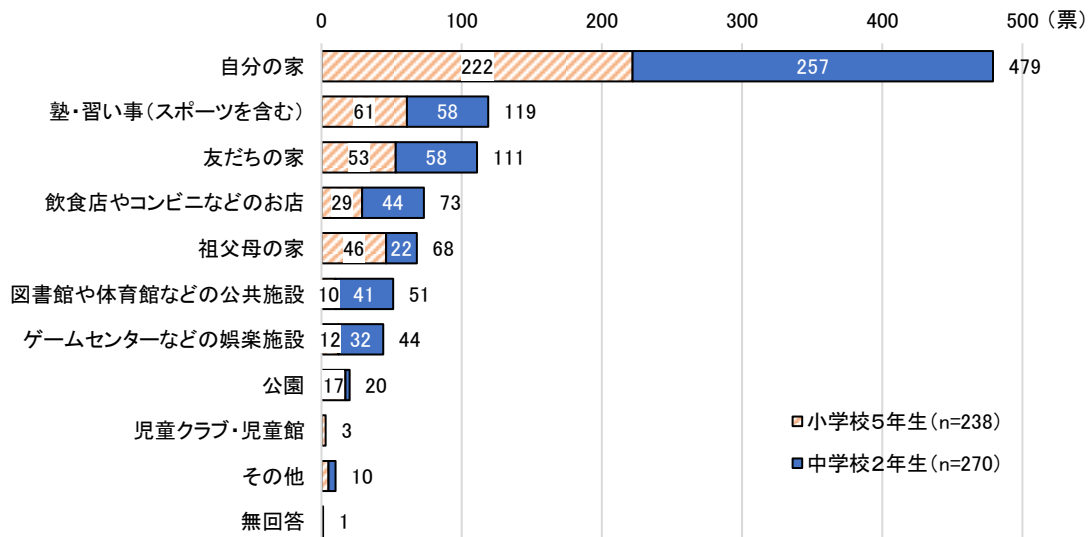
① 放課後・休日の居場所（3つまで選択）

放課後・休日ともに、主に「自分の家」（平日＝482票、休日＝479票）で過ごしている小・中学生が多くなっています。

・放課後の居場所

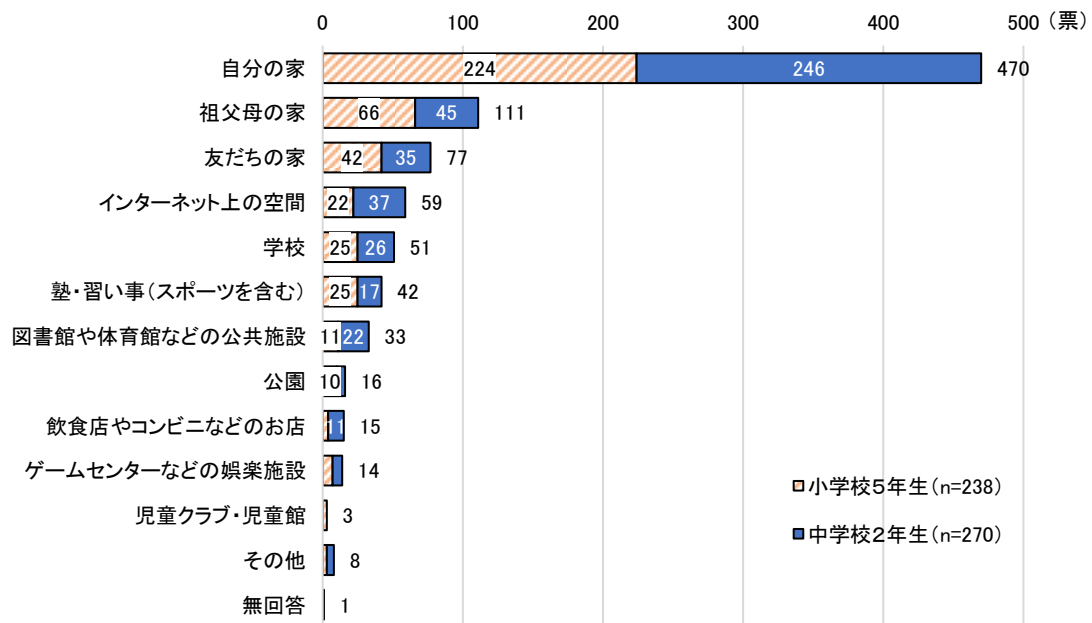


・休日の居場所



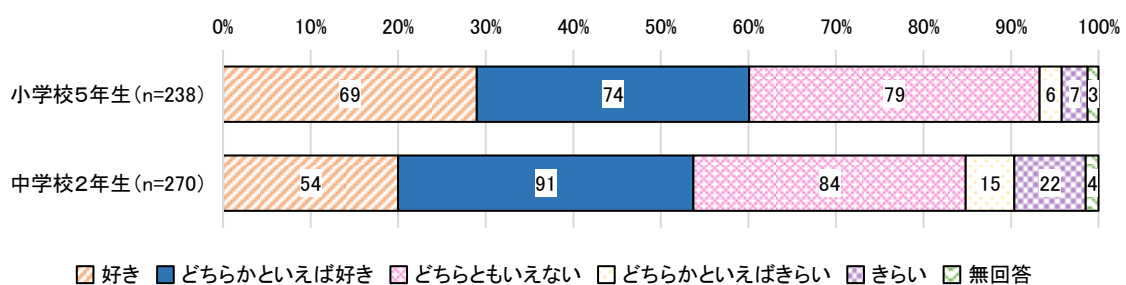
② 居心地がよく落ち着ける居場所（3つまで選択）

「自分の家」（470 票）、「祖父母の家」（111 票）、「友だちの家」（77 票）に次いで、「メタバースや SNS、オンラインゲームなどのインターネット上の空間」（59 票）が居心地のよい居場所となっています。



③ 自己肯定感

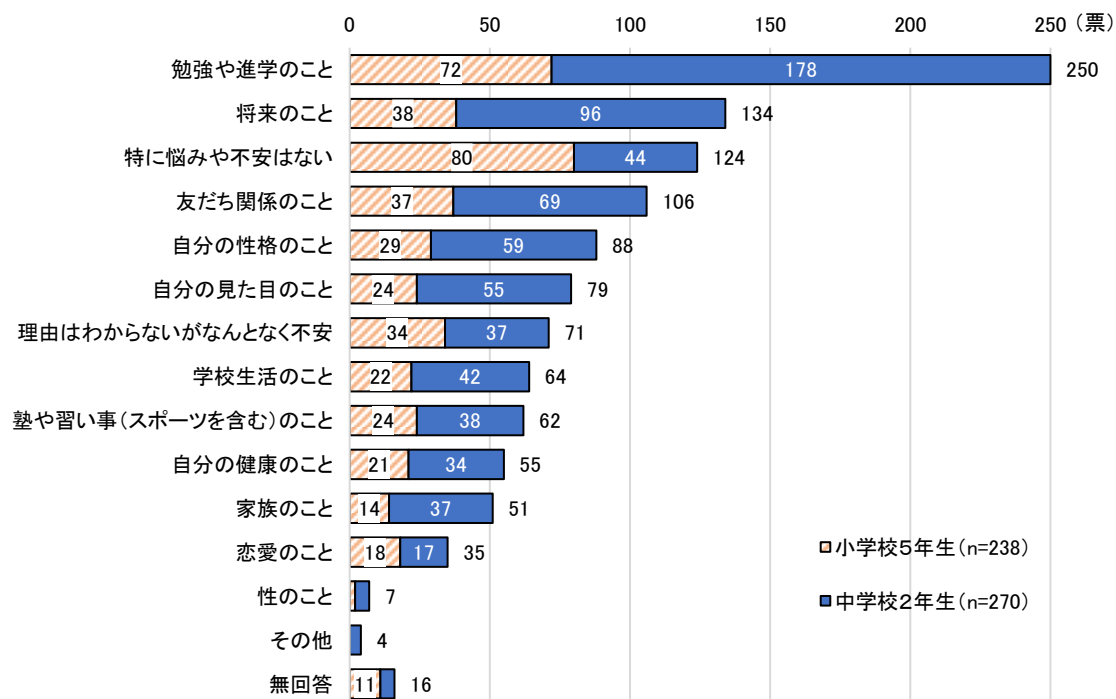
「今の自分が好きですか」という問いに対して、「好き、どちらかといえば好き」（小5 = 143 名（60.1%）、中2 = 145 名（53.7%））と回答した割合が多くなっていますが、「きらい、どちらかといえばきらい」と回答したこどもが、小学生で 13 名（5.5%）、中学生で 37 名（13.7%）います。



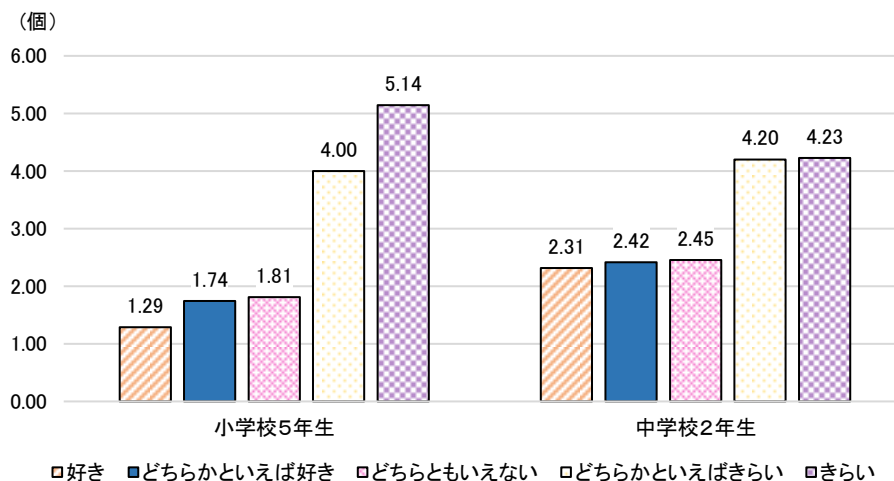
④ 悩んでいること・不安に感じていること（あてはまるものをすべて選択）

小学生では「特に悩みや不安はない」（80 票）が1 番高く、中学生では「勉強や進学のこと」（178 票）、「将来のこと」（96 票）の順に多くなっています。

自己肯定感と悩んでいること・不安に感じていることの選択数を比較すると、小・中学生ともに、自己肯定感が低いほど、悩んでいることや不安に感じていることが多い傾向にあります。



・自己肯定感と悩みの数の選択数（平均）

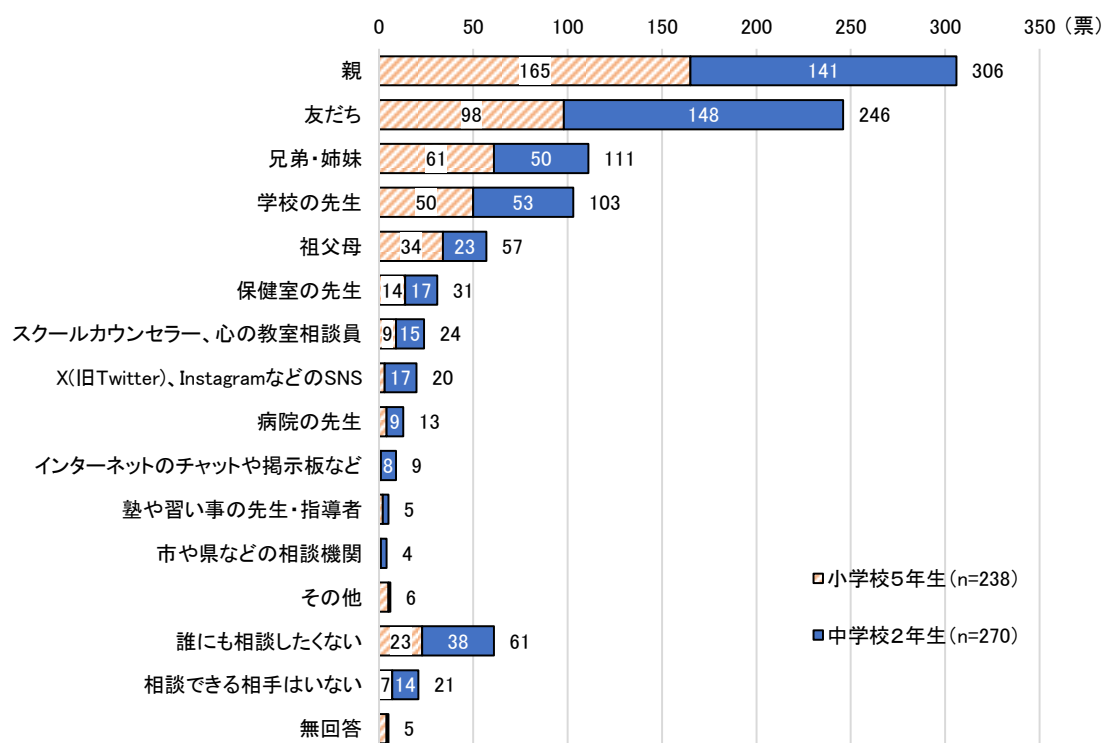


⑤ 相談相手（あてはまるものをすべて選択）

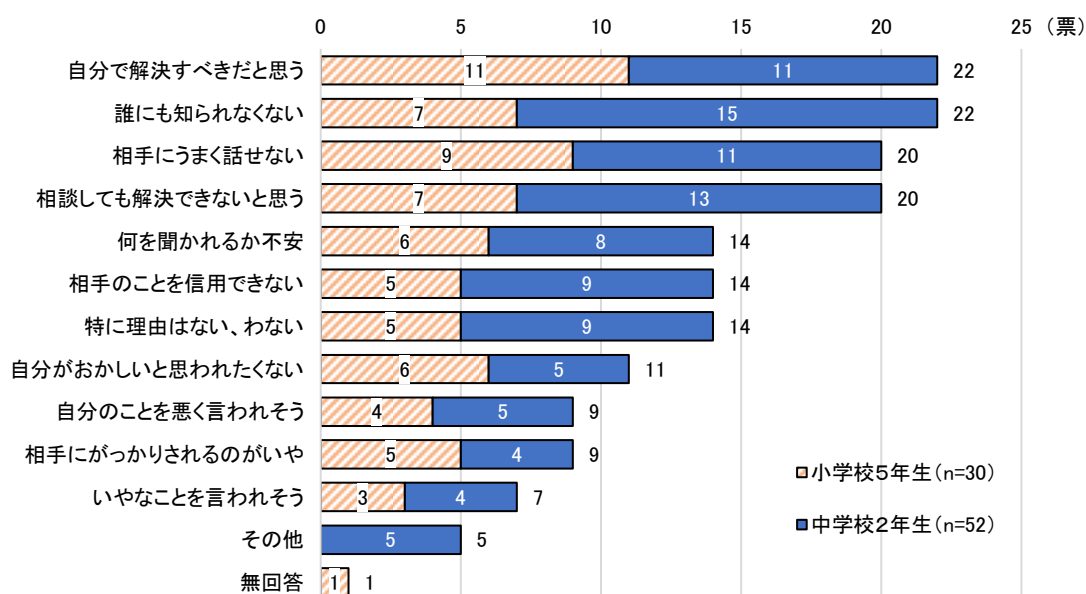
悩みや不安の感じた時に相談できる相手としては、小・中学生ともに「親」（小＝165票、中＝141票）、「友だち」（小＝98票、中＝148票）が多くなっています。ほとんどの小・中学生が相談できる相手がいると回答していますが、一方で、「誰にも相談したくない」（小＝23票、中＝38票）、「相談できる相手はいない」（小＝7票、中＝14票）と回答したこどもが、1割近くいます。

「誰にも相談したくない」「相談できる相手はいない」と思う理由としては、「自分で解決すべきだと思う」（22票）「誰にも知られたくない」（22票）が多いですが、「何を聞かれるか不安」や「相手のことが信用できない」など、相談すること自体に不安を感じている様子が見えます。

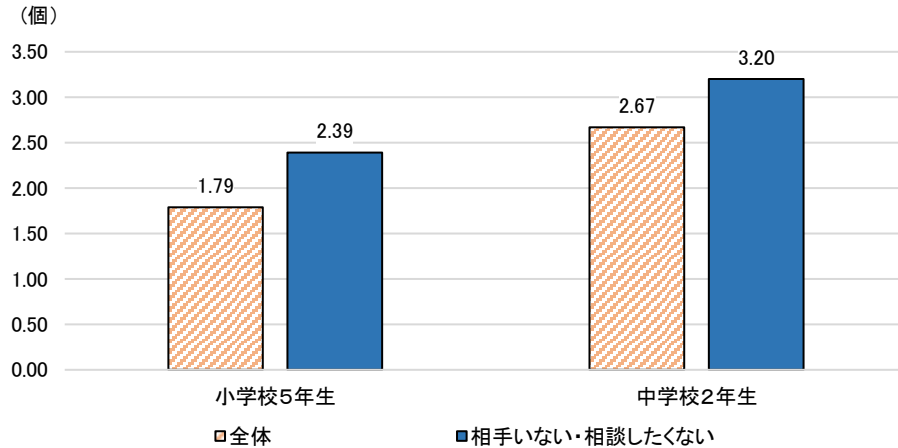
また、「誰にも相談したくない」「相談できる相手はいない」と回答したこどもは、全体の平均に比べて悩みや不安なことの選択数が多くなっています。



・相談相手がいない・相談したくない理由



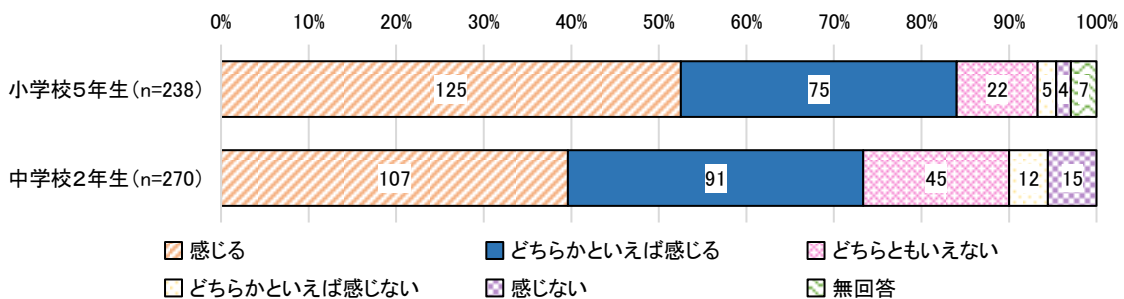
・悩み・不安の選択数（平均）



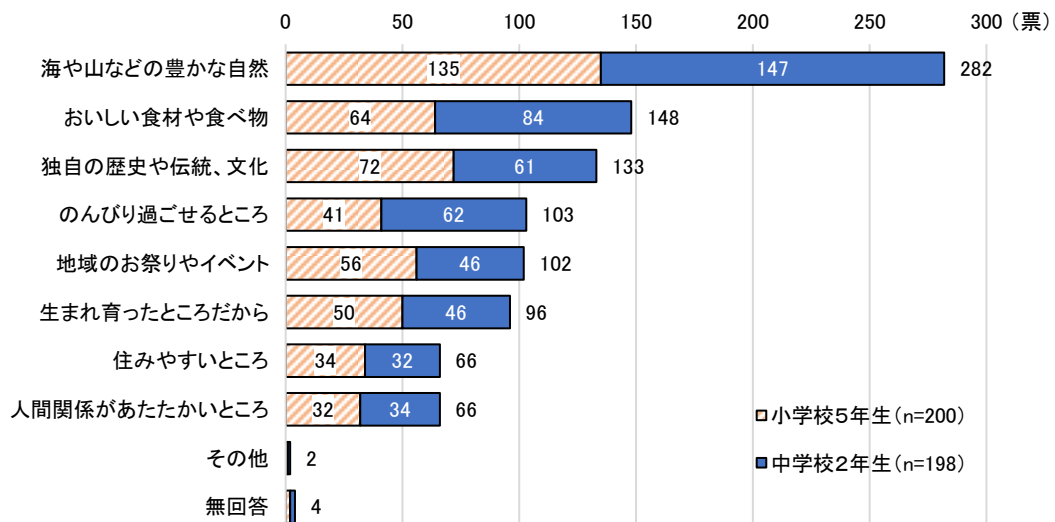
⑥ 佐渡への誇り・愛着

小・中学生ともに、多くのこどもが佐渡に誇りや愛着を「感じる」「どちらかといえば感じる」（小＝200名（84.0%）、中＝198名（73.3%））と回答しています。その理由（3つまで選択）として、「海や山などの豊かな自然」（小＝135票、中＝147票）が最も多くなっています。

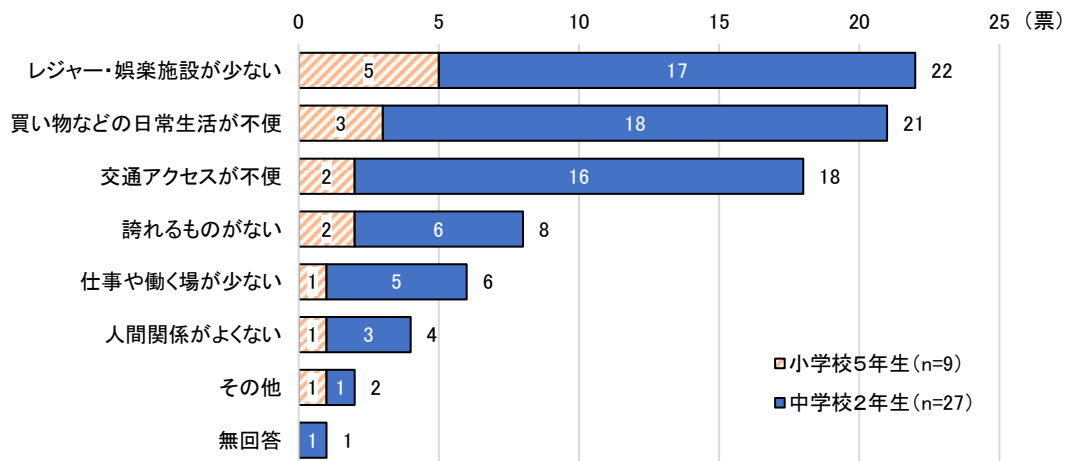
佐渡に誇りや愛着を「感じない」「どちらかといえば感じない」（小＝9名（3.8%）、中＝27名（10.0%））理由（3つまで選択）としては、「レジャー・娯楽施設が少ない」（22票）「買い物などの日常生活が不便」（21票）「交通アクセスが不便」（18票）など、生活の利便性に関する項目の選択が多くなっています。



・誇り・愛着を感じる理由

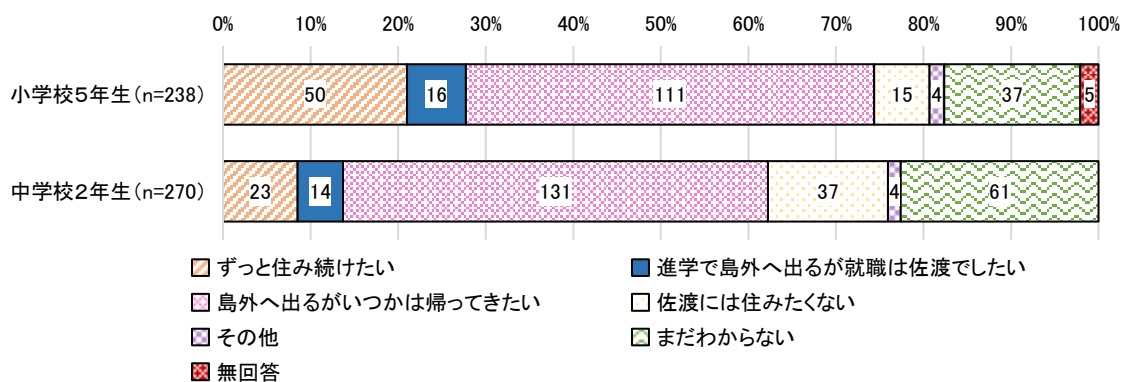


・誇り・愛着を感じない理由

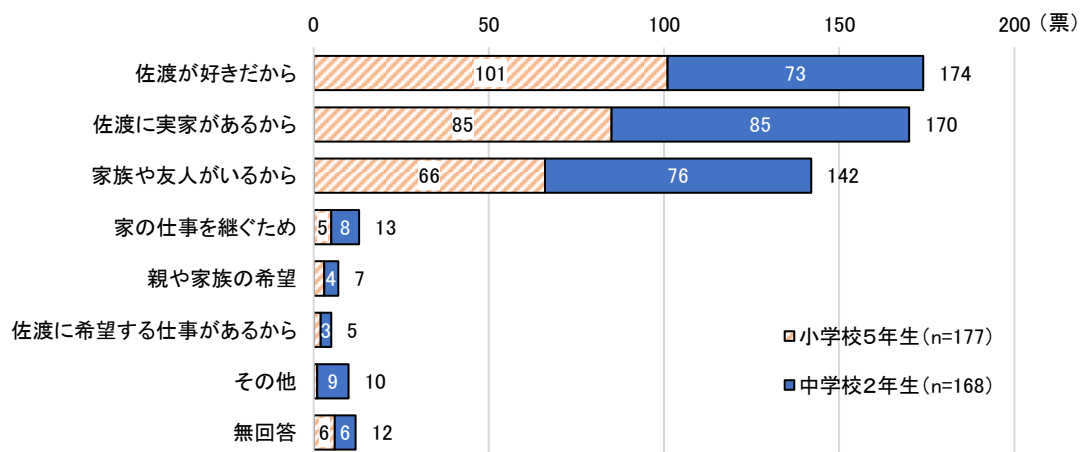


また、将来、佐渡に住みたいと思うかという質問に対しては、「ずっと住みたい」「進学で島外へ出るが就職は佐渡でしたい」「島外へ出るがいつかは帰ってきたい」(小=177名(74.4%)、中=168名(62.2%))が多く、その理由としては、「佐渡が好きだから」(小=101票、中=73票)「佐渡に実家があるから」(小=85票、中=85票)が多くなっています。

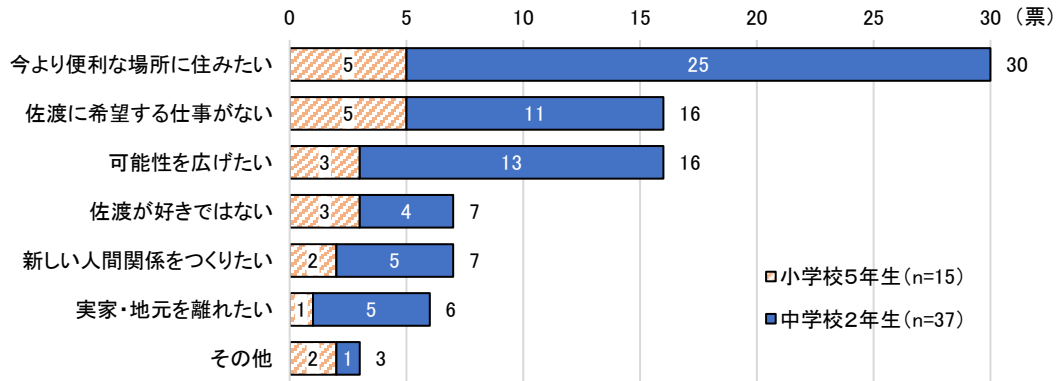
一方で、「佐渡には住みたくない」(小=15名(6.3%)、中=37名(13.7%))理由としては、「今より便利な場所に住みたい」(小=5票、中=25票)が多くなっています。



・佐渡に住みたい理由



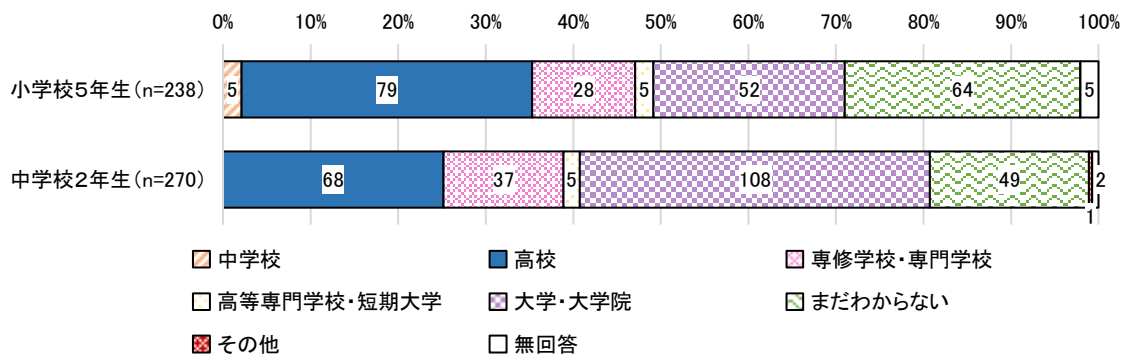
・佐渡に住みたくない理由



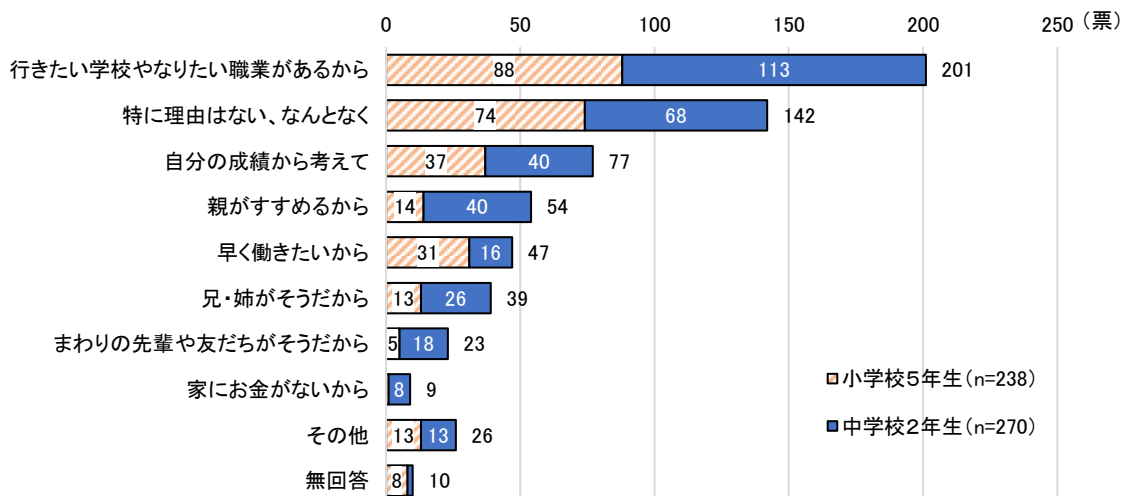
⑦ 進学・将来

どの学校まで進学をしたいかという質問に対して「高校」(小=79名(33.2%)、中=68名(25.2%))や「大学・大学院」(小=52名(21.8%)、中=108名(40.0%))が多くなっていますが、「まだわからない」(小=64名(26.9%)、中=49名(18.1%))も多くなっています。

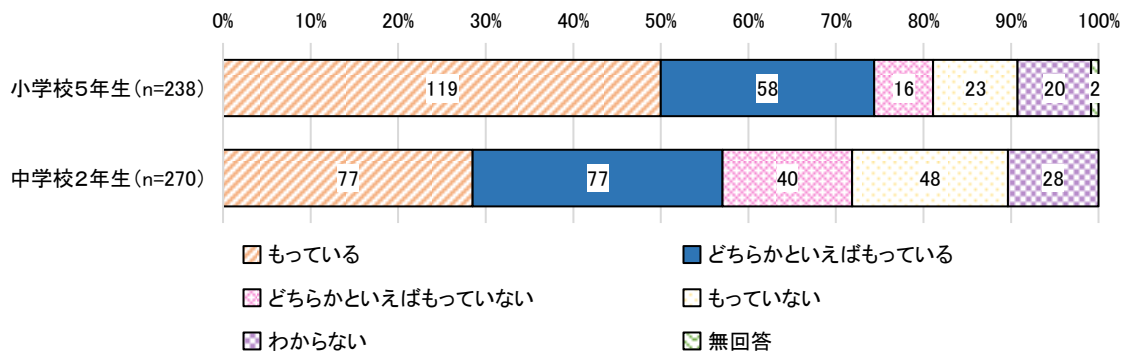
また、その理由としては「行きたい学校やなりたい職業があるから」(小=88名、中=113名)が一番多いですが、「特に理由はない、なんとなく」(小=74名、中=68名)も多くなっています。



・進学希望の理由

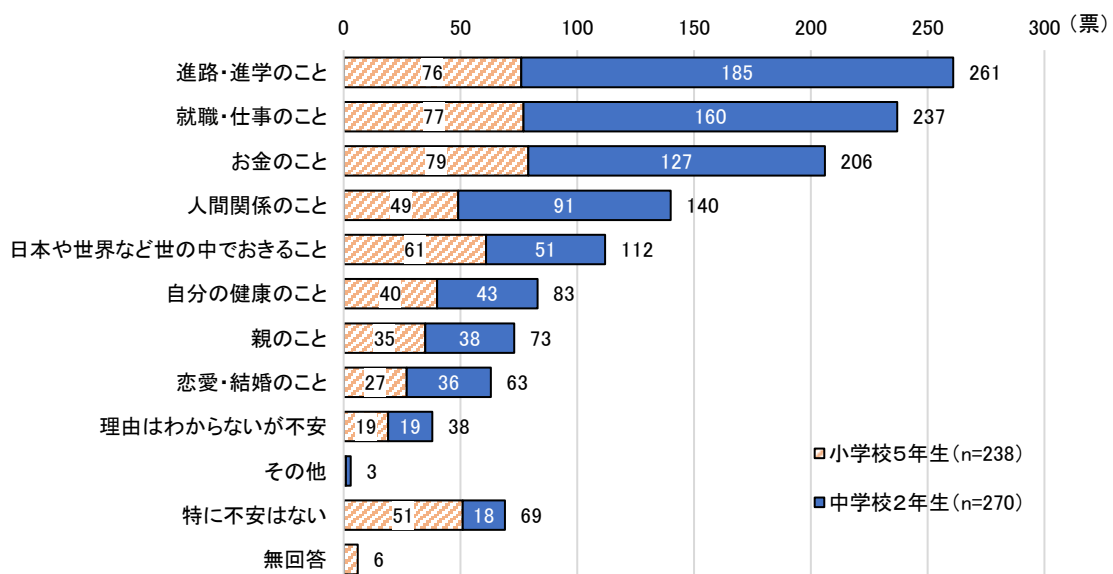


将来の夢や目標について、「もっている」「どちらかといえばもっている」（小=177名（74.4%）、中=154名（57.0%））と回答した割合が多くなっていますが、「もっていない」「どちらかといえばもっていない」と回答した割合は、小学生（39名（16.4%））よりも中学生（88名（32.6%））が多くなっています。



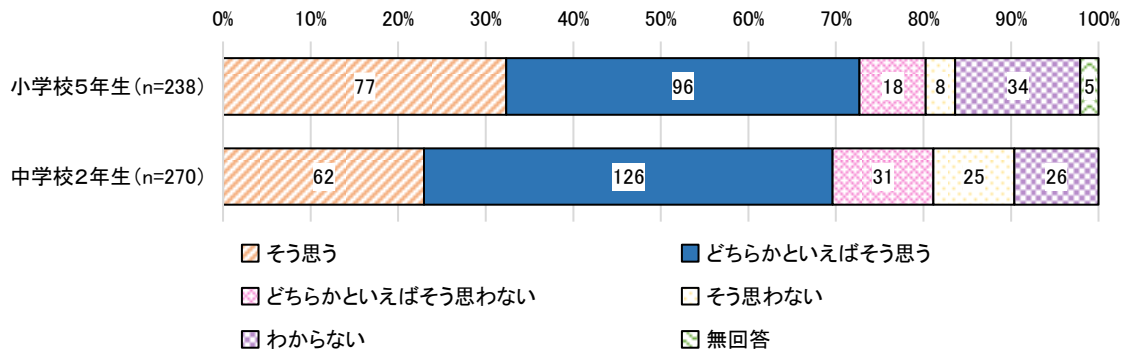
⑧ 将来についての不安（あてはまるものをすべて選択）

将来について、どのような不安を感じるかという問いに対して、「進路・進学のこと」（小=76票、中=185票）「就職・仕事のこと」（小=77票、中=160票）「お金のこと」（小=79票、中=127票）が多くなっています。



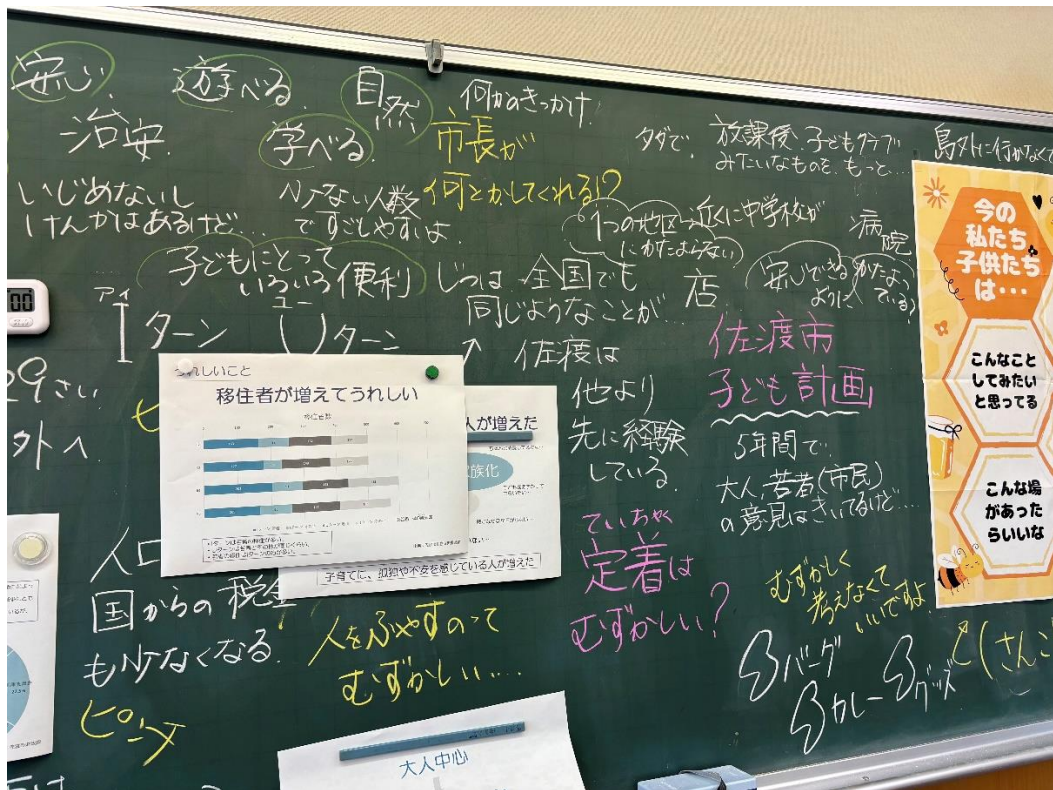
⑨ 社会貢献

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うかという問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」（小＝173名（72.7%）、中＝188名（69.6%））割合は高く、地域や社会をよくしたい、地域や社会に貢献したいと考えているこどもが多い様子がうかがえます。



⑩ こどものために佐渡市に行って欲しい取り組み（自由記載）

141名から自由記載があった中で「こどもの遊び場」や「居場所」を望む声（53票）が多くありました。次いで、佐渡にはないチェーン店などの「お店を作って欲しい」という声（29票）が多くなっています。



（３）こどもの意見聴取（出前授業）

出前授業の中で「佐渡がこどもが元気な佐渡が島（たからじま）になるには、どうなるとよいか」について、こどもの意見聴取を行いました。

① 佐渡の好きなところ

意見聴取の冒頭で「佐渡のいいところ」や「好きなところ」について質問すると、「自然がいっぱいある、海がきれい」「食べ物が多い、おいしいものがいっぱい」などの声が多く聞かれ、アンケート調査の結果と共通しています。また、「人の笑顔、人が優しい」といった人と人とのつながりが強く、温かい様子も聞くことができました。

② 佐渡の困るところ

佐渡で生活していて「困ること」については、「公園や遊具が少ない」「楽しい場所（遊園地、動物園、映画館）がない」といった、こどもにとって楽しい居場所が少ないという意見が多く聞かれました。また、「店が少ない、家の近くに店がない」「品物が高い」「船が出ないと物が届かない」などといった、生活の利便性が低いことについての意見も多く、これもまた、アンケート調査の結果と共通しています。

③ 佐渡がこどもが元気な佐渡が島（たからじま）になるには

「佐渡がこどもが元気な佐渡が島（たからじま）になるためにはどうしたらよいか」というテーマについて、こどもたちからは主に【子育て支援】【人口・観光対策】【こども・住民の Well-Being*】に関する意見が多数出ました。それぞれの主な意見は、次のとおりです。

【子育て支援】

- ・安心してこどもを預けられる施設（保育園、学校、学童など）が必要
- ・子育てにかかるお金の補助
- ・生まれる前も後も安心安全な環境
- ・人とのつながり、みんなが仲良くすることが大切 など

【人口・観光対策】

- ・（人材の島外流出を防ぐために）大学や専門学校をつくる、学校の教育の質をあげる
- ・鬼太鼓などの伝統を続ける
- ・廃校を再利用して観光施設をつくる など

【こども・住民の Well-Being】

- ・公園や遊具がたくさん欲しい、若者が楽しめる場所をつくる（映画館、室内運動場など）
- ・こども向けの施設などを作るときにはこどもにアンケートをして欲しい
- ・安心して学校に通えるといい、障がいがあってもみんなと一緒に学校に通えるといい
- ・バス、タクシー、飛行機などの公共交通機関を増やす
- ・ショッピングモールが欲しい、いろんなお店が欲しい（島外に行かなくても買える） など

*Well-Being：心身ともに満たされた状態。体の健康、心の健康、生活の満足度がバランスよく保たれていること。

3 若者の状況

(1) 若者相談の推移

若者相談では、就労相談が多く寄せられています。

■ 若者相談件数の推移

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
若者相談	90	102	52	57	68
(うち就労相談)	(26)	(32)	(32)	(32)	(37)

出典：子ども若者課データより

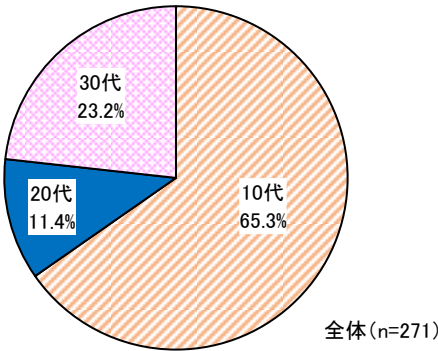
(2) 若者の生活や意識に関するアンケート調査

16歳から39歳を対象としたアンケート調査で見た若者の状況は以下のとおり。

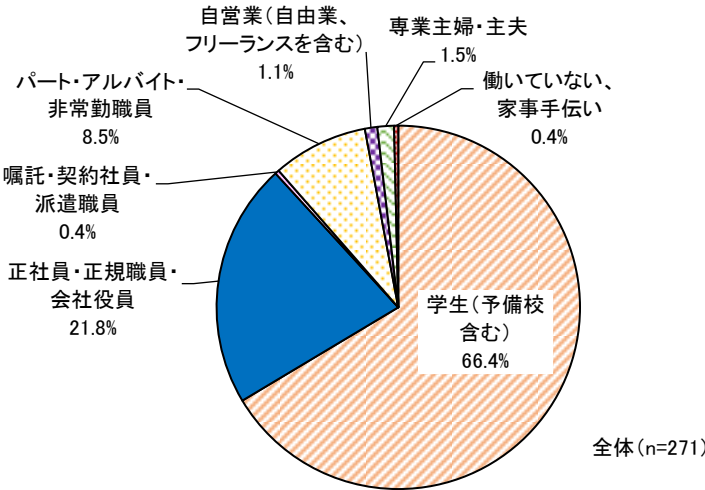
① 回答者の内訳

アンケートに回答があった271名の内訳は、以下のとおりです。

・年代別内訳

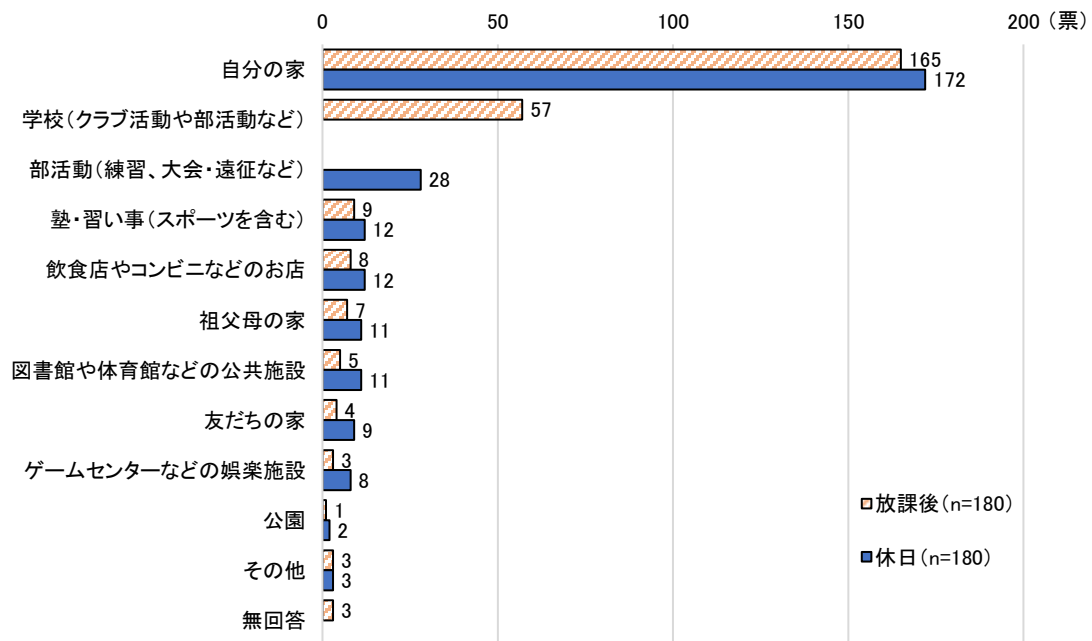


・職業別内訳



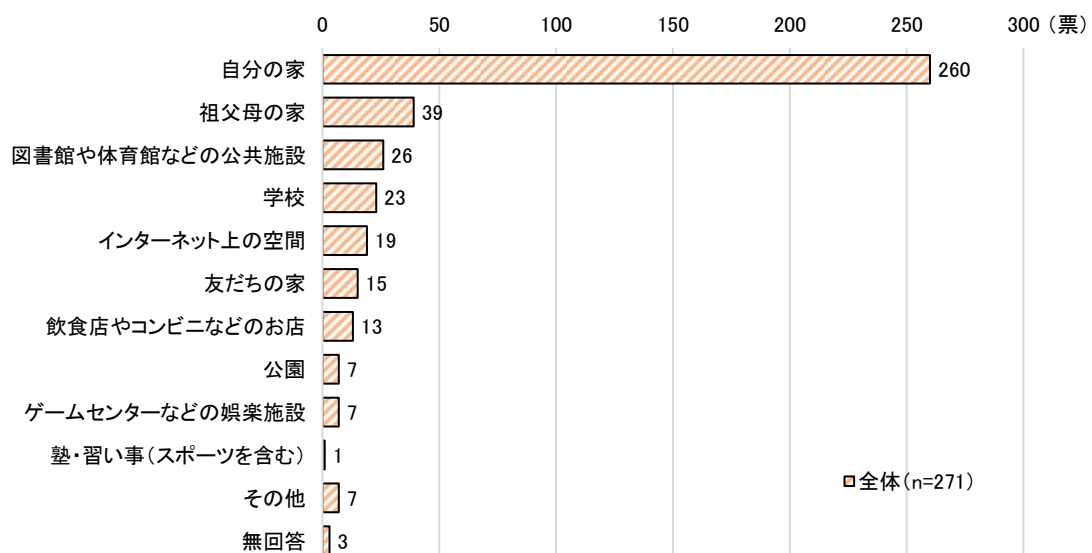
② 学生の居場所（3つまで選択）

回答者のうち学生について、放課後・休日ともに、主に「自分の家」（平日＝165票、休日＝172票）で過ごすとの回答が多くなっています。



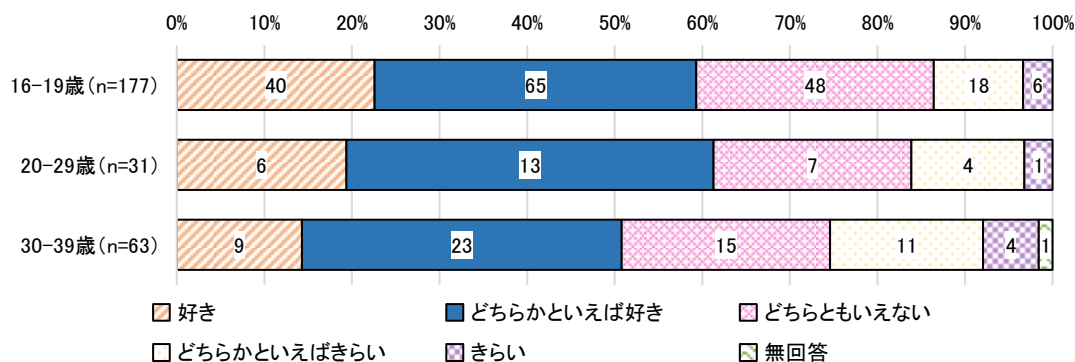
③ 居心地がよく落ち着ける場所（3つまで選択）

小・中学生と同様に、若者にとっても居心地がよく落ち着ける場所は「自分の家」（260票）となっています。「メタバースやSNS、オンラインゲームなどのインターネット上の空間」と回答した19票のうち16票は学生となっており、小・中学生と同様に、インターネット上の空間が学生にとって居心地の良い場所になってきている傾向がうかがえます。



④ 自己肯定感

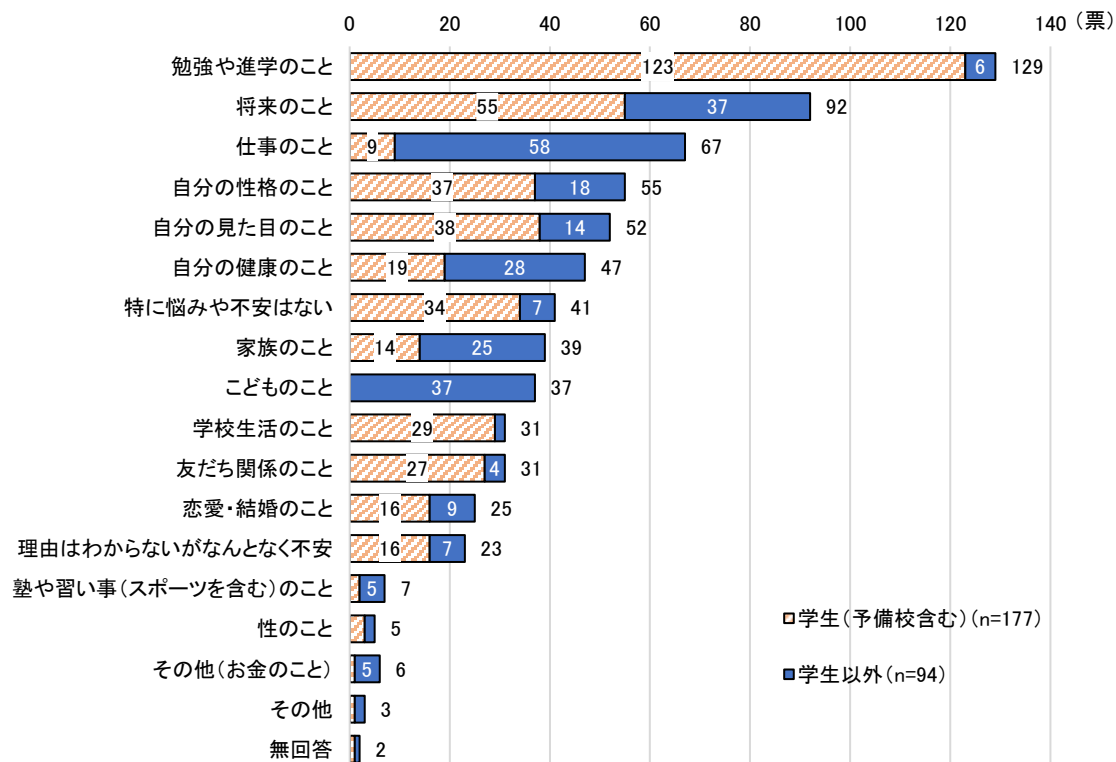
「今の自分が好きですか」という問いの回答を年代別に見ると、「好き」「どちらかといえば好き」(10代=105名(59.3%)、20代=19名(61.3%)、30代=32名(50.8%))と回答した割合が多くなっています。「きらい」「どちらかといえばきらい」(10代後半=24名(13.6%)、20代=5名(16.1%)、30代=15名(23.8%))と回答した割合は、年代が高くなるにつれ増加する傾向にあります。



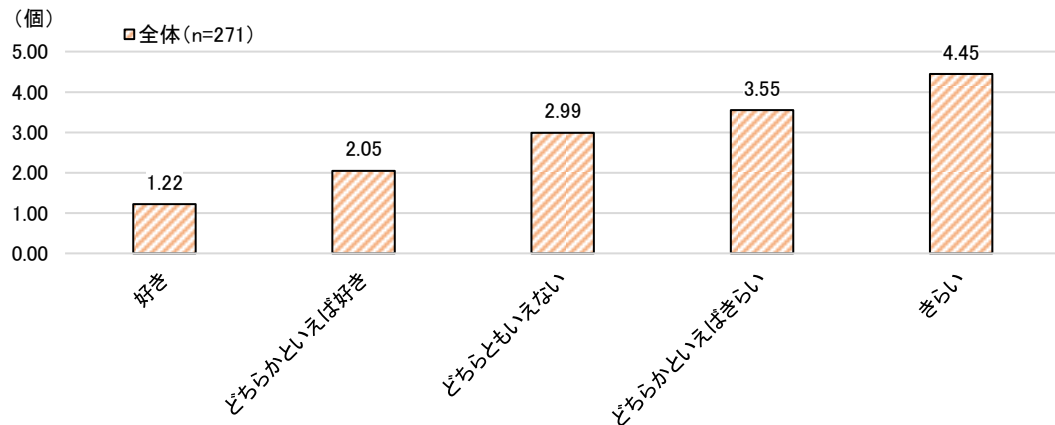
⑤ 悩んでいること・不安に感じていること（あてはまるものをすべて選択）

学生では「勉強や進学のこと」(123票)、「将来のこと」(55票)の順に多くっており、学生以外では「仕事のこと」(58票)、「将来のこと」「こどものこと」(37票)の順に多くなっています。

自己肯定感と悩んでいること・不安に感じていることの選択数を比較すると、小・中学生と同様に、自己肯定感が低いほど、悩んでいることや不安に感じていることが多い傾向にあります。



・自己肯定感と悩みの数の選択数（平均）

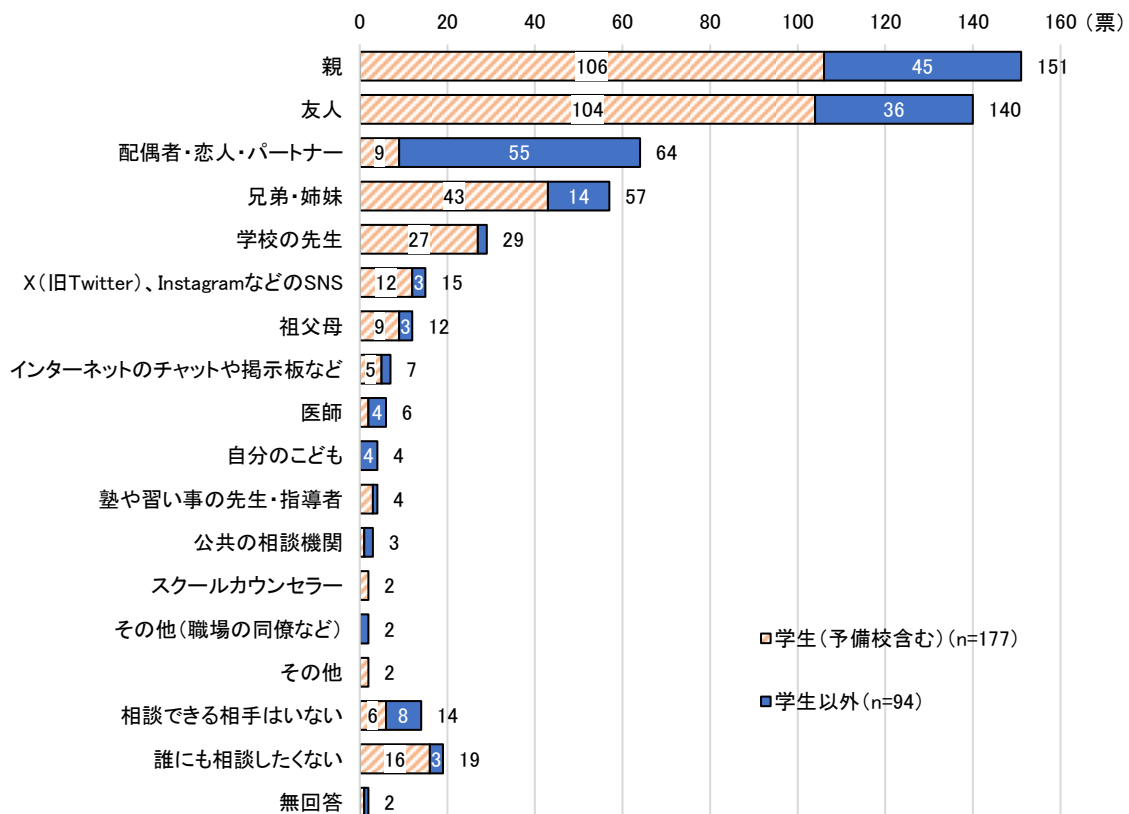


⑥ 相談相手（あてはまるものをすべて選択）

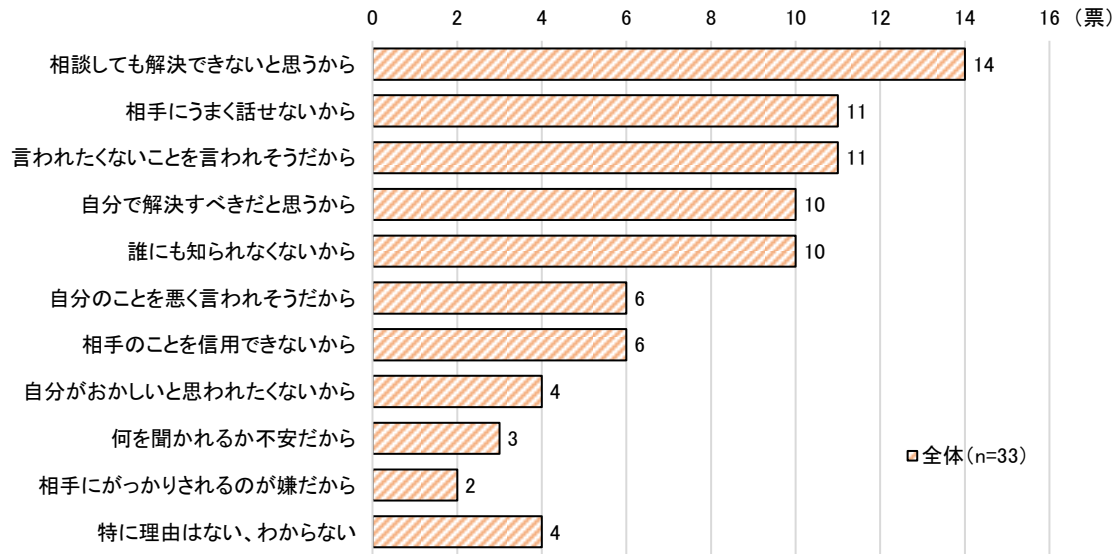
悩みや不安の感じた時に相談できる相手としては、学生は「親」（106票）「友人」（104票）の順に多く、学生以外では、「配偶者・恋人・パートナー」（55票）「親」（45票）の順に多くなっています。「誰にも相談したくない」「相談できる相手はいない」と回答した若者は、学生で22票、学生以外で11票ありました。

「誰にも相談したくない」「相談できる相手はいない」と思う理由としては、「相談しても解決できないと思う」（14票）「相手にうまく話せないから」（11票）「言われたくないことを言われそうだから」（11票）が多くなっています。

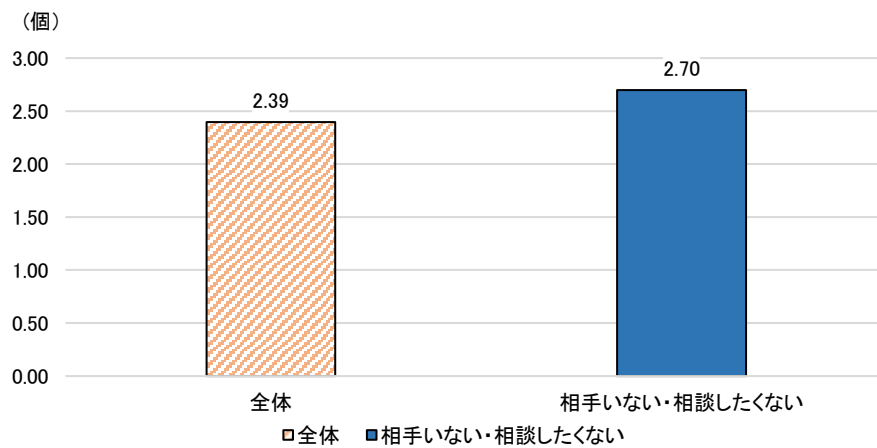
また、「誰にも相談したくない」「相談できる相手はいない」と回答した若者は、小・中学生と同様に、全体の平均に比べて悩みや不安なことの選択数が多くなっています。



・相談相手がいない・相談したくない理由



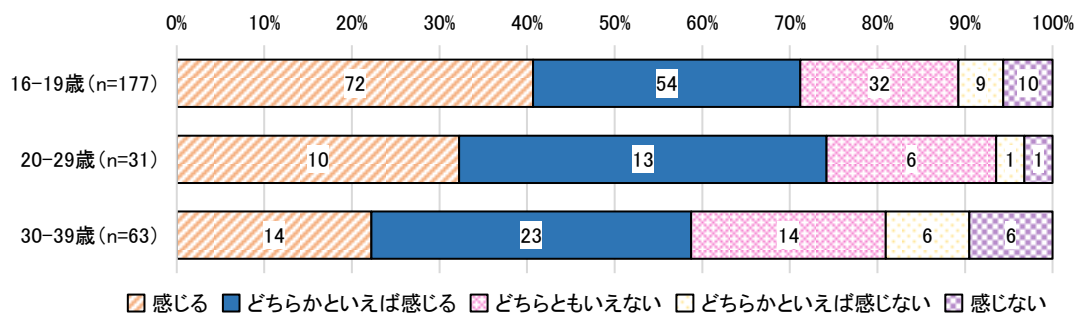
・悩み・不安の選択数（平均）



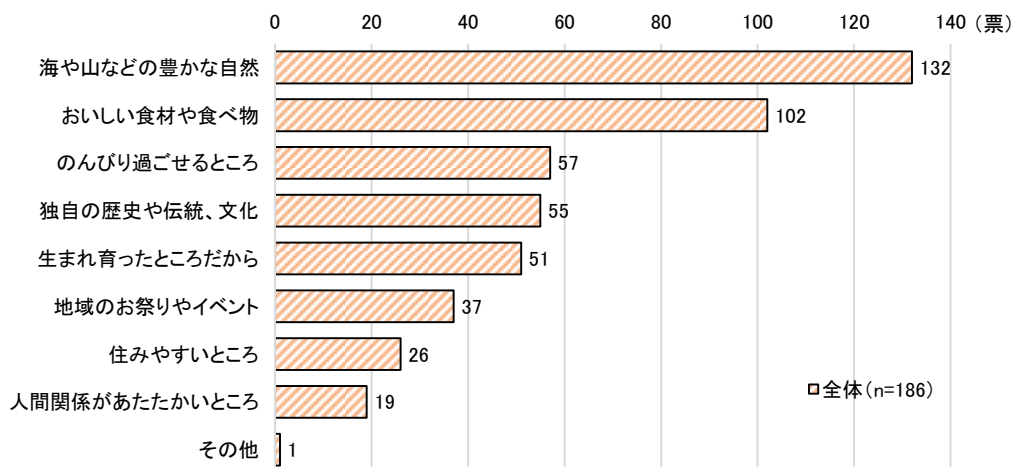
⑦ 佐渡への誇り・愛着

佐渡に誇りや愛着について、「感じる」「どちらかといえば感じる」(10代=126名(71.2%)、20代=23名(74.2%)、30代=37名(58.7%))との回答が多くなっています。その理由(3つまで選択)として、「海や山などの豊かな自然」(132票)「おいしい食材や食べ物」(102票)の順に多くなっています。

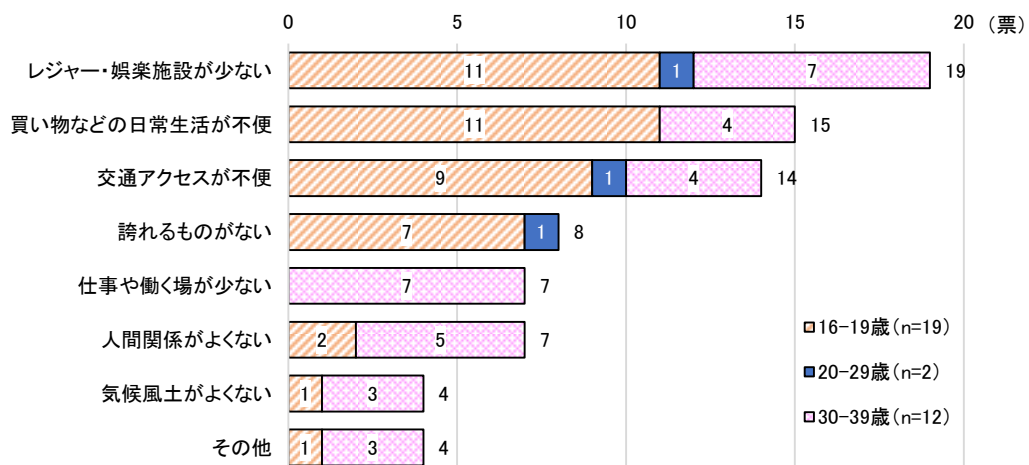
佐渡に誇りや愛着を「感じない」「どちらかといえば感じない」(10代=19名(10.7%)、20代=2名(6.5%)、30代=12名(19.0%))理由(3つまで選択)としては、「レジャー・娯楽施設が少ない」(19票)「買い物などの日常生活が不便」(15票)「交通アクセスが不便」(14票)の順に多く、小・中学生の回答と同じ傾向になっています。



・ 誇り・愛着を感じる理由

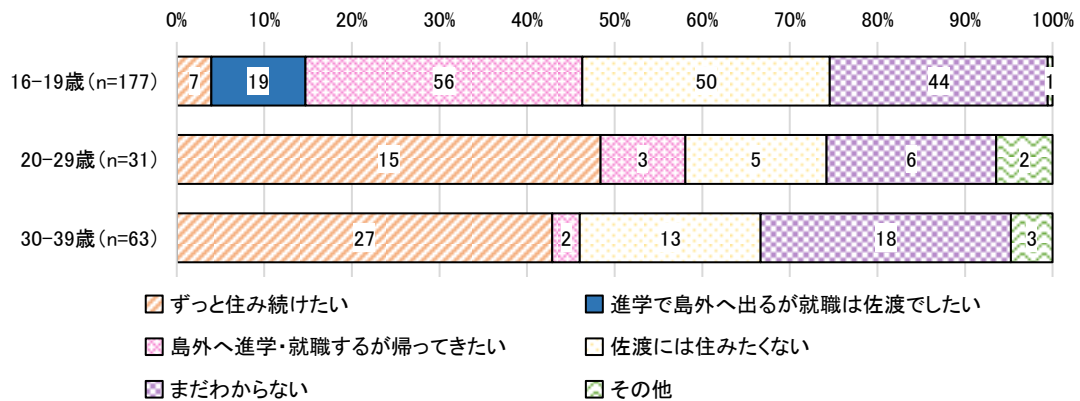


・ 誇り・愛着を感じない理由

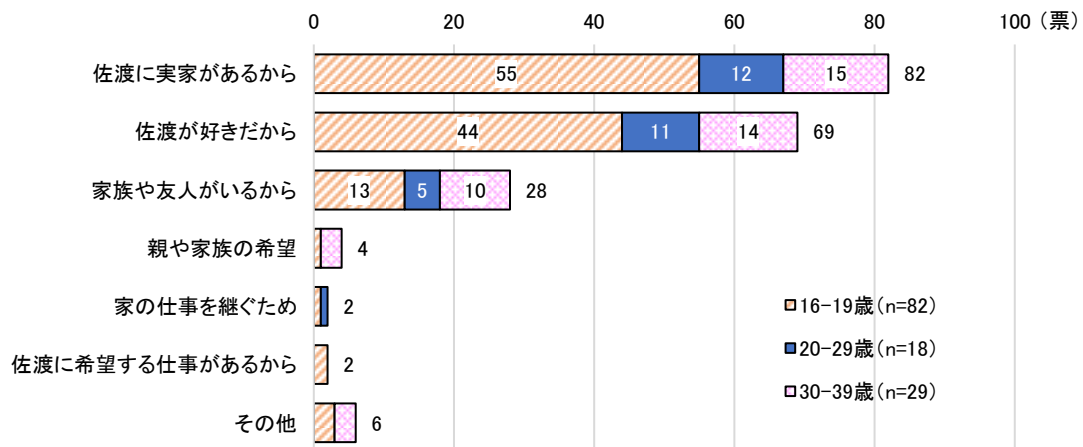


将来、佐渡に住みたいと思うかという質問に対しては、「ずっと住み続けたい」「進学で島外へ出るのが就職は佐渡でしたい」「島外へ出るのがいつかは帰ってきたい」(10代=82名(46.3%)、20代=18名(58.1%)、30代=29名(46.0%))が多く、その理由(2つまで選択)としては、「佐渡に実家があるから」(10代=55票、20代=12票、30代=15票)「佐渡が好きだから」(10代=44票、20代=11票、30代=14票)が多くなっています。

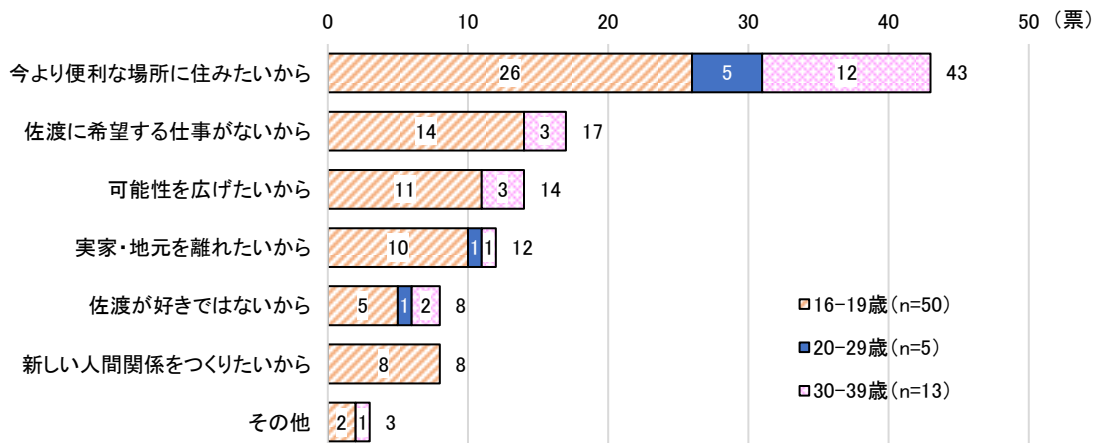
一方で、「佐渡には住みたくない」(10代=28.2%、20代=16.1%、30代=20.6%)理由(2つまで選択)としては、「今より便利な場所に住みたい」(10代=26票、20代=5票、30代=12票)が多くなっています。



・佐渡に住みたい理由



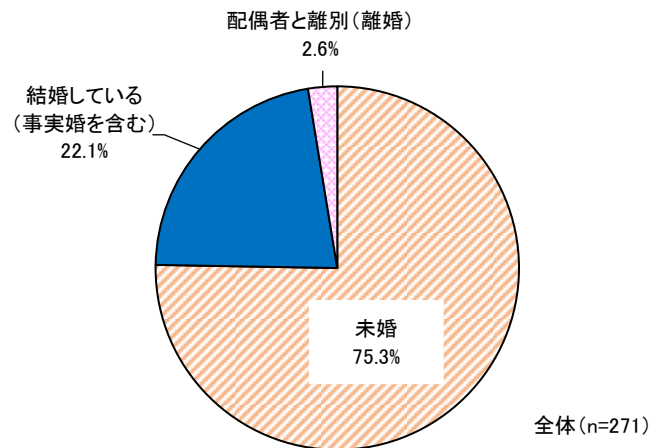
・佐渡に住みたくない理由



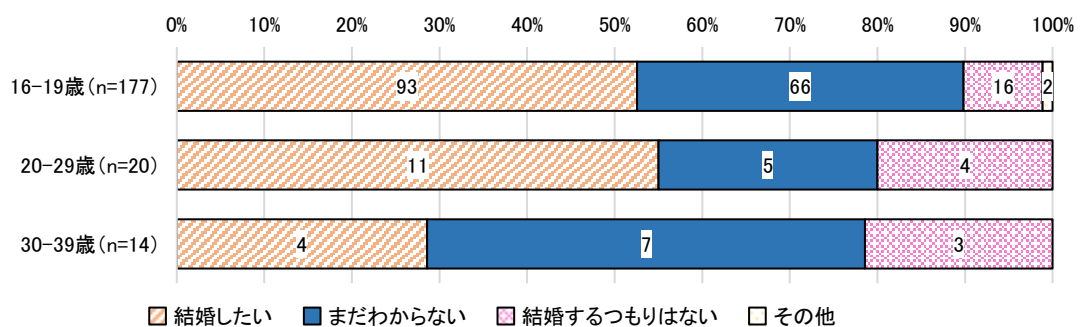
⑧ 結婚

回答者の結婚歴の内訳は、未婚 204 名 (75.3%)、既婚（事実婚を含む）60 名 (22.1%)、配偶者と離別（離婚）7 名 (2.6%) です。

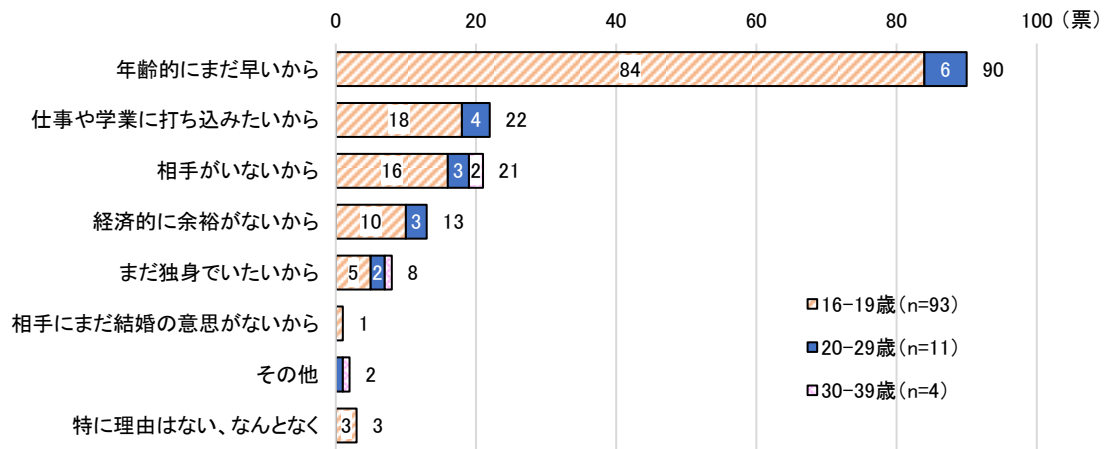
「未婚」「配偶者と離別」と回答した 211 名の結婚観は、10 代、20 代が「結婚したい」（10 代＝93 名 (52.5%)、20 代＝11 名 (55.0%)）が最も多いのに対し、30 代は「まだわからない」（7 名 (50.0%））が多くなっています。



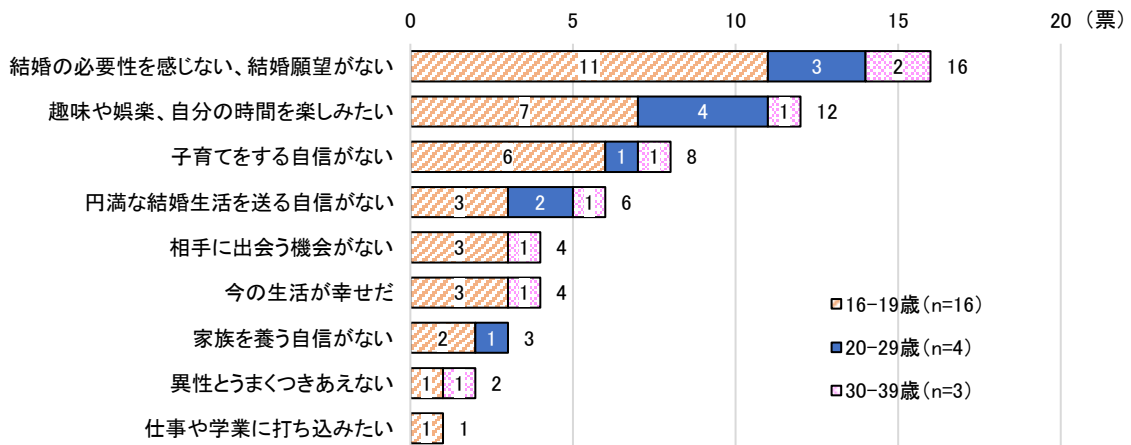
・結婚観



「結婚したい」と回答した108名について、現在結婚していない理由は、「年齢的にまだ早いから」（90票）が多くなっています。一方、「結婚するつもりがない」と回答した23名について、その理由は「結婚の必要性を感じない、結婚願望がない」（16票）が一番多く、次いで「趣味や娯楽、自分の時間を楽しみたい」（12票）となっています。

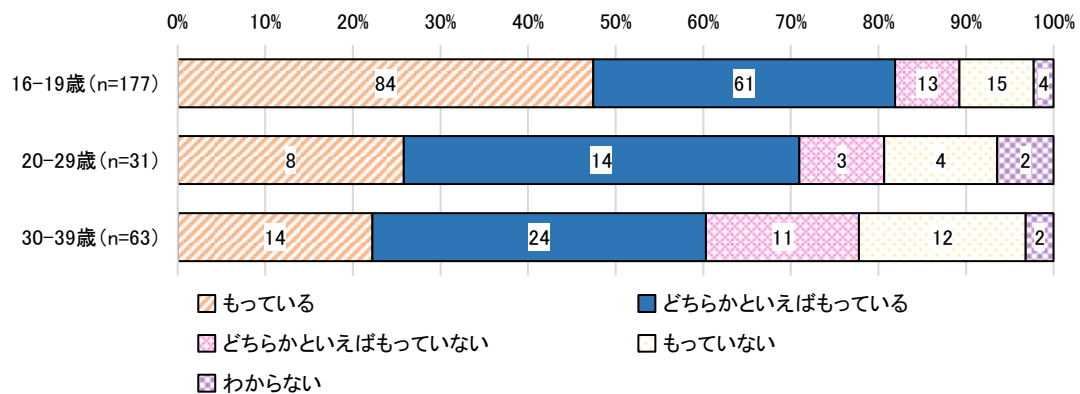


・結婚するつもりがない理由（あてはまるものをすべて選択）

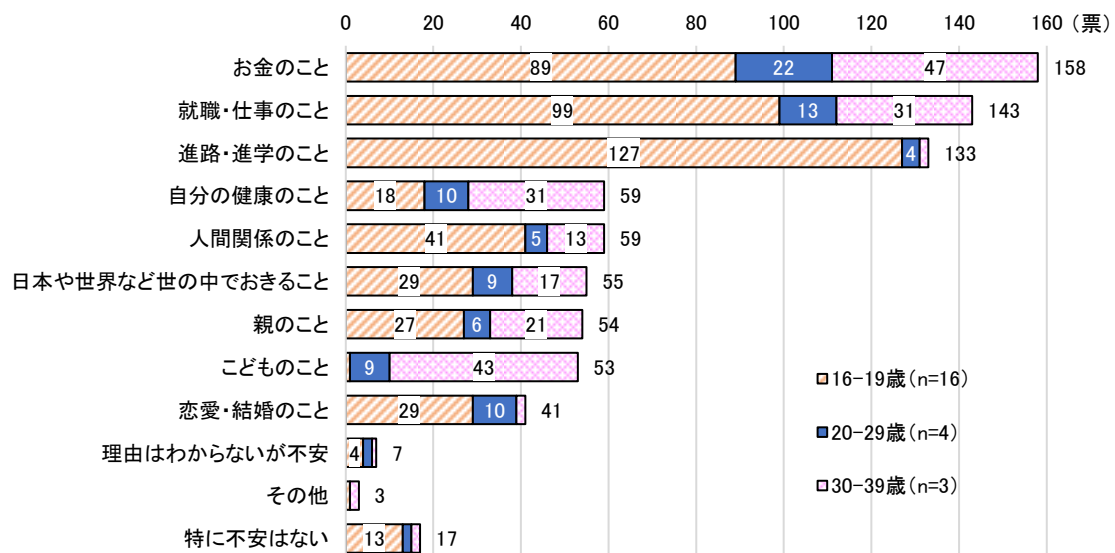


⑨ 将来について

将来の夢や目標をもっているかという問いに対して、「もっている」「どちらかといえばもっている」(10代=145名(81.9%)、20代=22名(71.0%)、30代=38名(60.3%))が多くなっています。



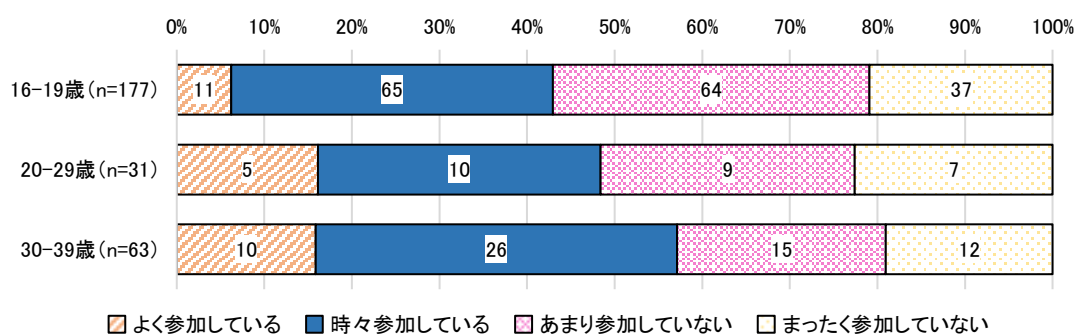
将来について不安なことは、「お金のこと」(158票)「就職・仕事のこと」(143票)「進路・進学のこと」(133票)の順に多くなっています。30代については、「こどものこと」(43票)も多くなっています。



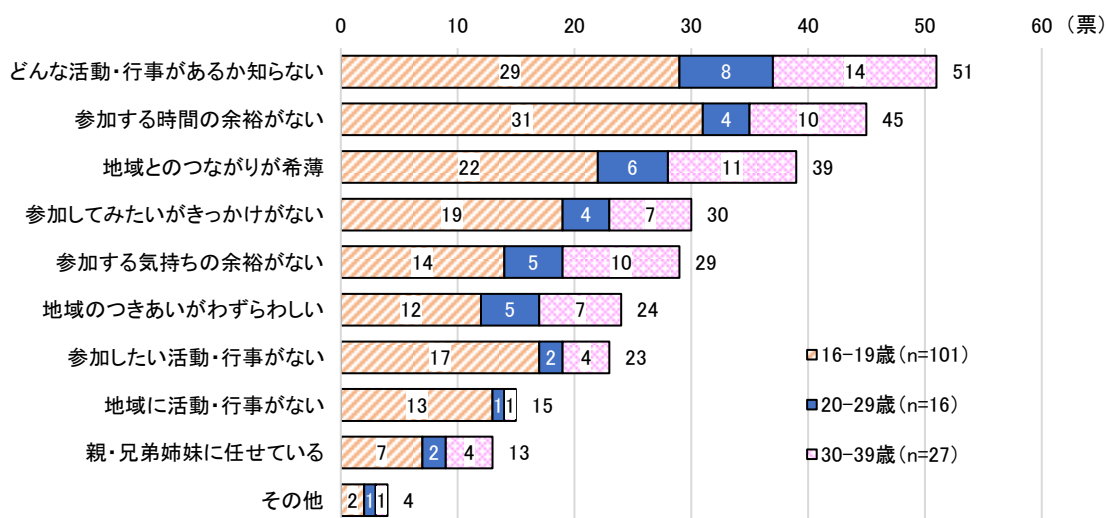
⑩ 地域や社会への貢献・関心

地域の活動や行事への参加について、「よく参加している」「時々参加している」(10代=76名(42.9%)、20代=15名(48.4%)、30代=36名(57.1%))割合は、年代が上がるにつれ高くなっています。

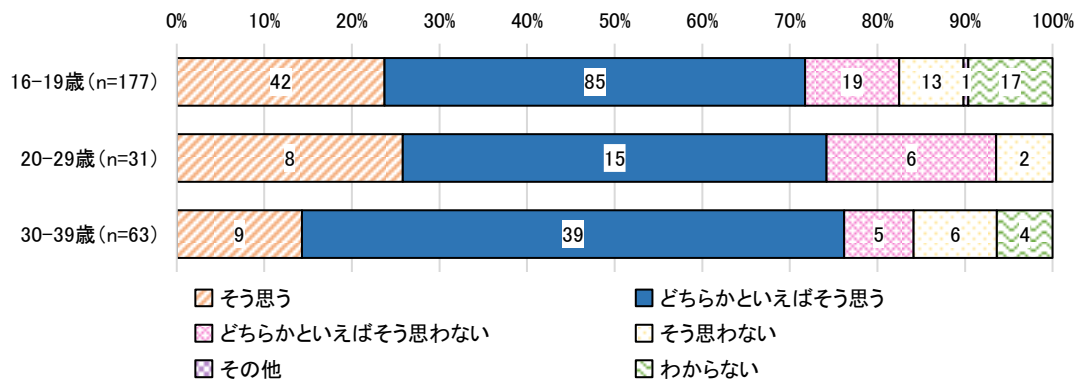
「まったく参加していない」「あまり参加していない」(10代=101名(57.1%)、20代=16名(51.6%)、30代=27名(42.9%))理由は、「どんな活動・行事があるか知らない」(51票)、「参加する時間の余裕がない」(45票)、「地域とのつながりが希薄」(39票)の順に多くなっています。



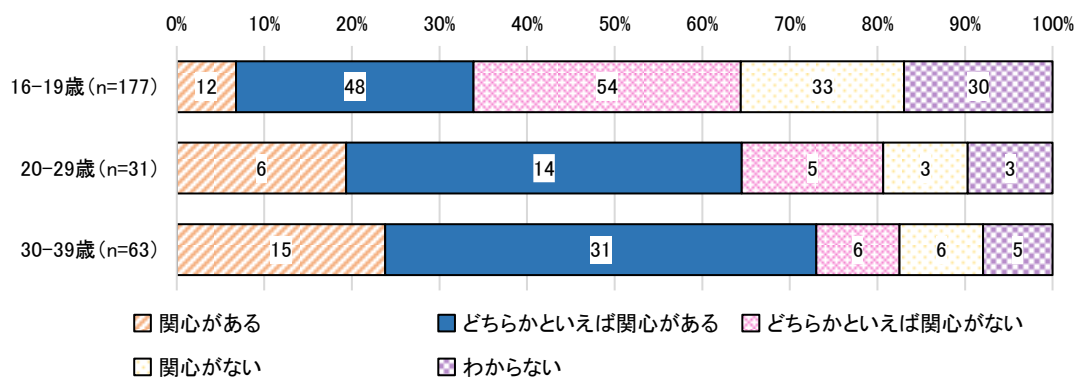
・地域活動に参加しない理由



地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うかという問いに対して「そう思う」「どちらかといえば思う」（10代=127名（71.8%）、20代=23名（74.2%）、30代=48名（76.2%））と回答した割合は高く、年代が高いほど割合が高くなっています。

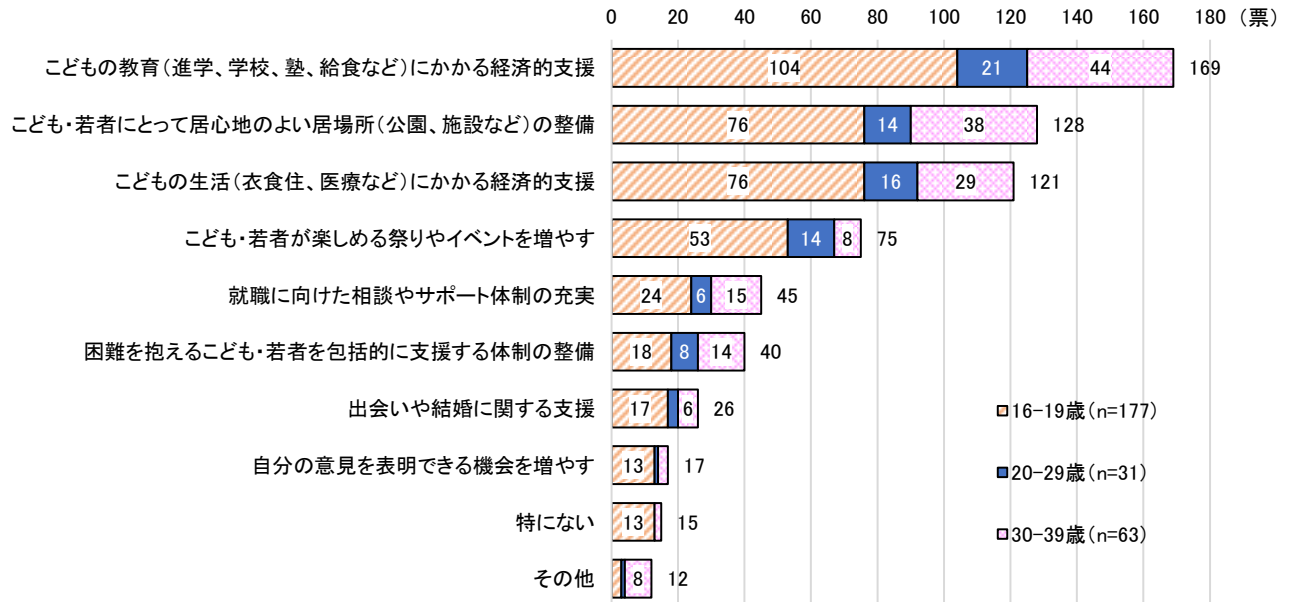


佐渡市の行政について、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」（10代=60名（33.9%）、20代=20名（64.5%）、30代=46名（73.0%））と回答した割合は、年代が高いほど高くなっています。10代においては、「関心がない」「どちらかといえば関心がない」（87名（49.2%））と回答した割合の方が高くなっています。



⑪ こども・若者のために必要な取り組み

こども・若者のために佐渡市に必要な取り組みについて、「こどもの教育にかかる経済的支援」(169票)が最も多く、次いで「居場所の整備」(128票)、「こどもの生活にかかる経済的支援」(121票)となっています。経済的な支援については、どの年代も望んでいることがわかります。



4 佐渡市のこども・子育て支援の課題

(1) 子育て支援について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、理想のこどもの数を「3人」(就学前児童の保護者=49.5%、小学生の保護者=49.0%)と回答した方が多いのに対して、現実的に育てられるこどもの数は「2人」(就学前児童の保護者=51.2%、小学生の保護者=46.4%)を回答した方が多くなっています。現実的に育てられるこどもの数が少ない理由として、経済的負担や仕事と子育ての両立が難しいと感じている方が多く見られます。経済的な支援にとどまらず、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を強化し、こどもを安心して産み育てることができる環境づくりが必要です。

子育て支援のサービスについては、保護者の病気・ケガ、就労などの目的で一時預かりを利用したいと考える家庭が一定数います。一時預かりの需要に応じたサービス提供として、ファミリー・サポート・センターがありますが、その認知度は6割前後にとどまっており、評価できるとの回答は4割前後となっています。このことから、利用方法などの周知方法を見直すとともに、希望する家庭が必要な時に確実に利用できるように提供体制の強化を図る必要があります。

子育てしやすい環境としては、こどもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境、子育てについて理解・協力が得られる環境が求められています。こどもたちの居場所づくりに取り組むとともに、地域全体で子育てをする気運の醸成を図り、安心して子育てができる環境を整えることが必要です。

子育てに関する相談では家族・親族など頼れる人がいると回答した家庭が多く見られましたが、一方で、頼れる人がいないと回答した家庭が、就学前児童の保護者で5.8%、小学生の保護者で7.1%いることから、市の相談窓口や子育てに関する情報が、必要な人にしっかり届くように、情報提供の方法を検討する必要があります。併せて、子育ての不安や孤立感を抱える子育て中の方へ、親子の交流の機会や気軽に悩みを相談できる場所の提供が必要となっています。

(2) 保護者の就労支援について

育児と仕事の両立は子育て中の家庭にとって重要な課題です。子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、子育てについて勤務先や職場の理解・協力が得られ、働きやすい職場環境が整うことで子育てがしやすくなると回答している方も多く、職場の理解と協力を得られる環境作りが求められます。

放課後児童クラブは、小学生の放課後の過ごし方としての利用が多く、高学年においても4割を超える方が利用を希望されるなどニーズの高いサービスとなっている一方で、施設の整備などを不満とする回答も見られ、改善が必要です。小学生の放課後の居場所として安全で充実した環境を、必要としている人に提供できるよう、受け入れ体制の強化・改善が求められます。

こどもの病気やケガによる病後児保育施設等の利用を希望する家庭は少数ですが存在します。病後児保育室の運営を継続しながら、保護者の就労などで、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病児保育などの安心してこどもを預けられる環境の整備について検討する必要があります。

（３）こどもの貧困について

現在の暮らしの状況について、「苦しい」または「大変苦しい」と感じている方が一定数存在します。教育費の補助や学用品の支給を求める声も多く認められます。

こどもの貧困は、学習面や生活面、心理面など、様々な側面でこどものその後の人生に影響を及ぼします。こどもの生活や将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、こどもの貧困を解消し、連鎖を断ち切ることが重要です。

こどもの貧困の背景には、経済的な困窮のみならず家庭が抱える様々な課題があるため、貧困を解消するためには、単なる経済的支援だけではなく、家庭への包括的な支援が欠かせません。具体的には、親の妊娠・出産期から家庭内の課題を把握し、適切な支援を提供することが求められます。佐渡市では、これまでも、妊産婦訪問指導や乳幼児健診、保健師による家庭訪問などの機会をとらえて、こどもの成育環境の実態を把握し、早期支援に努めてきましたが、今後はこれを一層強化していく必要があります。

また、支援が届きにくい家庭への配慮も必要です。こどもの貧困を家庭だけの問題とせず、保育園や学校、医療機関などの関係機関との連携を図るとともに、地域全体でこどもの貧困の連鎖を断ち切る仕組みづくりに取り組む必要があります。

（４）こども・若者のための支援について

こども・若者を対象としたアンケートや意見聴取においても、こども・若者にとって居心地がよく、楽しくすごせる居場所を求める声が多くありました。こども・若者同士や、こどもから高齢者までの異世代が交流できる場が求められています。

また、「誰にも相談したくない」「相談できる相手がいない」と回答したこども・若者ほど、悩みや困りごとを複数抱えている可能性があることから、潜在的に困っているこども・若者に対して、困っている状況を早期に気づける、相談してみようと思ってもらえる環境の体制整備・強化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

佐渡市では、「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例」において、佐渡のこどもたちの最善の利益を実現することを目的とし、こどもたちが心身ともに健やかで、夢と希望を持って成長できるよう、4つの基本理念を定めています。

本計画はその理念のもとに、こども・若者を保護者だけではなく地域、学校、事業者、市など、こども・若者に関わるすべての人が一丸となって支える取り組みや、妊婦や妊娠を希望する人が、地域において安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを一層充実させ、未来の佐渡市を担うこどもが健やかに成長できる佐渡が島（たからじま）を目指します。

【基本理念】

こどもが元気な^{たからじま}佐渡が島 ～人と人、心と心がつながる島～

【基本目標】

基本目標1 こどもが健やかに育つ島

こどもが次代を担う地域社会の宝であることを認識し、社会全体でこどもの健やかな成長を支援します。

基本目標2 結婚・出産・子育てが安心してできる島

親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びを感じられるようにライフステージに応じた切れ目のない支援・環境をつくります。

基本目標3 こども・若者の人権を大切にする島

障がいの有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく、安心して生きることができ、こどもの人権が尊重されるよう取り組みます。

基本目標4 地域全体でこども・若者を応援する島

地域・企業島一丸となり、社会全体で保護者を支え、こども・若者を応援する環境の整備をします。

<参考>

佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例

（基本理念）

第3条 子どもを支援するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもが次代を担う地域社会の宝であることを認識し、社会全体で子どもの健やかな成長を支援するよう取り組むこと。
- (2) 子どもと保護者との愛着形成が促進できる環境や、子どもが主体的に社会に参加することができる環境の整備に取り組むこと。
- (3) 障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく、安心して生きることができ、子どもの人権が尊重されるよう取り組むこと。
- (4) 社会全体で保護者を支え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりに取り組むこと。

2 計画の成果指標

基本理念の達成度を評価するため、成果指標を下記のとおり定めます。

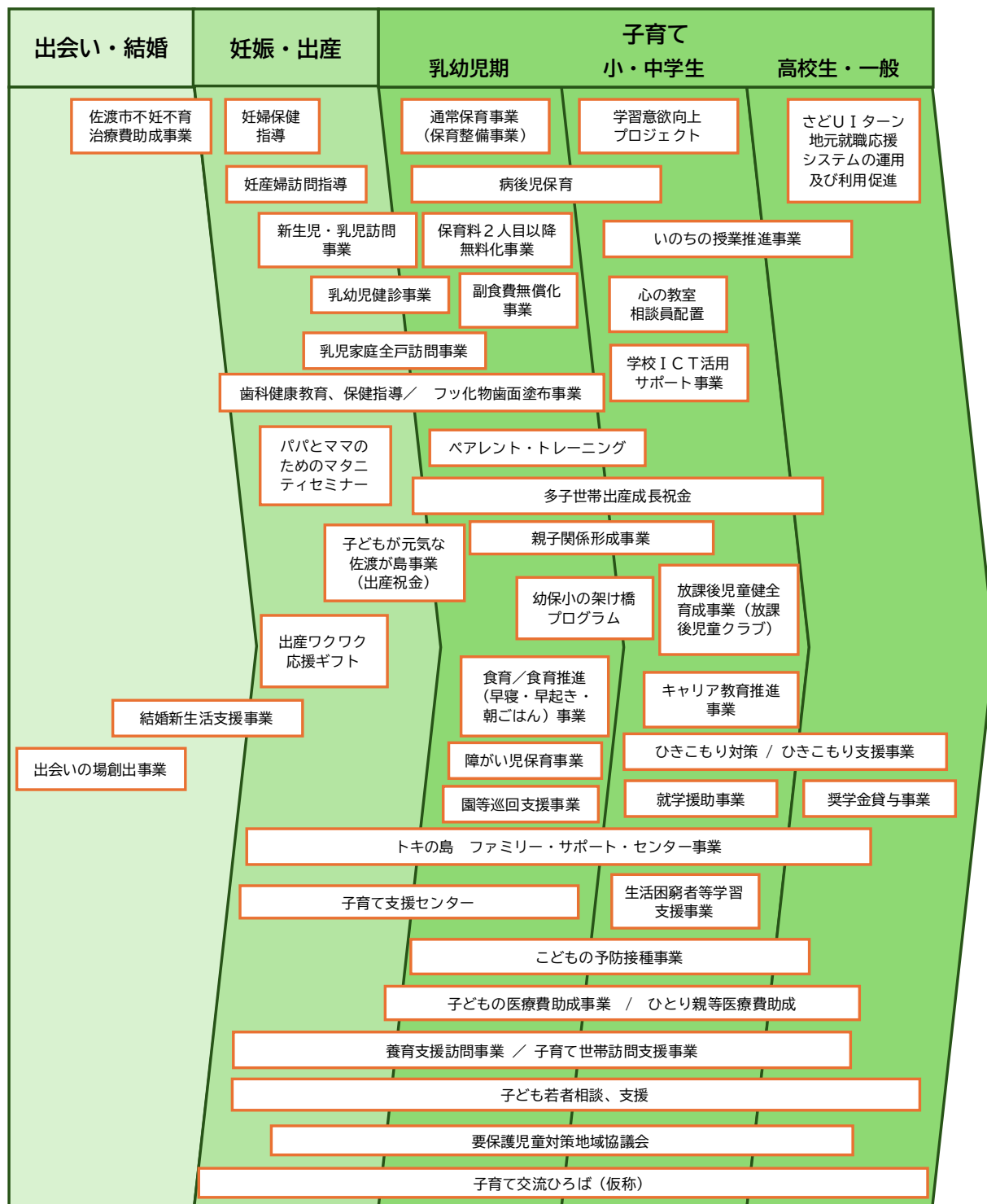
基本目標	成果指標	対象	区分	基準値	目標値	出典
				(令和6年度)	(令和11年度)	
基本目標1 こどもが健やかに育つ島	悩みや不安を感じた時に相談できる相手がいると回答した割合	こども・若者	小中学生	83.5%	90.0%	こども・若者調査
			若者	87.8%	90.0%	
	佐渡市に誇りや愛着を感じる割合	こども・若者	こども	78.7%	80.0%	こども・若者調査
			若者	68.0%	70.0%	
	将来、佐渡に住みたいと思う割合	こども・若者	こども	68.3%	70.0%	こども・若者調査
			若者	50.1%	55.0%	
基本目標2 結婚・出産・子育てが安心してできる島	佐渡市における子育ての環境や支援への満足度(5段階評価中4及び5と評価した割合)	子育て当事者	未就学児保護者	18.9%	増加	ニーズ調査
			小学生保護者	15.5%	増加	
	「子育てに関する相談」で頼れる人がいる割合	子育て当事者	未就学児保護者	88.0%	90.0%	ニーズ調査
			小学生保護者	82.6%	90.0%	
	「子育てが楽しいと感じることの方が多い」と思う割合	子育て当事者	未就学児保護者	60.8%	増加	ニーズ調査
			小学生保護者	58.8%	増加	
基本目標3 こども・若者の人権を大切にする島	「今の自分が好きだ」と思う割合	こども・若者	こども	56.9%	60.0%	こども・若者調査
			若者	57.1%	60.0%	
	将来の夢や目標を持っている割合	こども・若者	小学生	84.5%	85.0%	全国学力・学習状況調査
			中学生	67.2%	70.0%	
基本目標4 地域全体でこども・若者を応援する島	妊娠・出産、子育てをきっかけに退職又は転職しなければならなかった割合	子育て当事者	父親	0%	0%	ニーズ調査
			母親	4.5%	減少	
	男性の育児休業取得率	子育て当事者	父親	8.9%	20.6%	ニーズ調査
	「日頃、こどもを預かってもらえる人がいない」割合	子育て当事者	未就学児保護者	13.1%	減少	ニーズ調査
			小学生保護者	11.8%	減少	

3 施策の体系

基本理念	たからじま こどもが元気な佐渡が島 ～人と人、心と心がつながる島～																																						
基本目標	施策																																						
こどもが健やかに育つ島	(1) 教育・保育の充実と質の向上 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>1 佐渡産物を使用した学校給食における「佐渡イチオシ食材」</td><td>10 食育（体験を通じ食の大切さを学ぶ）事業</td></tr> <tr><td>2 学習意欲向上プロジェクト</td><td>11 食育推進（早寝・早起き・朝ごはん）事業</td></tr> <tr><td>3 地域との連携ネットワーク</td><td>12 「こどもにも知ってほしい佐渡の自然」出前講座</td></tr> <tr><td>4 幼保小の架け橋プログラム</td><td>13 通常保育事業（保育整備事業）</td></tr> <tr><td>5 学校ICT活用サポート事業</td><td>14 保育所等整備・改修事業</td></tr> <tr><td>6 キャリア教育推進事業</td><td>15 市展覧会作品募集</td></tr> <tr><td>7 交通安全プログラム</td><td>16 佐渡博物館等を活用した学習支援事業</td></tr> <tr><td>8 トイレ洋式化事業</td><td>17 サドジュニアオリンピック</td></tr> <tr><td>9 食育事業</td><td>18 世界文化遺産・文化財学習支援事業</td></tr> </table> (2) こども・若者の健康の保持・増進 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>19 佐渡市休日急患センター</td><td>22 フッ化物歯面塗布事業</td></tr> <tr><td>20 こどもの予防接種事業</td><td>23 子どもの医療費助成事業</td></tr> <tr><td>21 歯科健康教育、保健指導</td><td>24 健康ばいんと事業</td></tr> </table> (3) こども・若者の居場所づくり 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>25 心の教室相談員配置</td><td>26 こどもがつながる地域の居場所づくり事業</td></tr> </table>	1 佐渡産物を使用した学校給食における「佐渡イチオシ食材」	10 食育（体験を通じ食の大切さを学ぶ）事業	2 学習意欲向上プロジェクト	11 食育推進（早寝・早起き・朝ごはん）事業	3 地域との連携ネットワーク	12 「こどもにも知ってほしい佐渡の自然」出前講座	4 幼保小の架け橋プログラム	13 通常保育事業（保育整備事業）	5 学校ICT活用サポート事業	14 保育所等整備・改修事業	6 キャリア教育推進事業	15 市展覧会作品募集	7 交通安全プログラム	16 佐渡博物館等を活用した学習支援事業	8 トイレ洋式化事業	17 サドジュニアオリンピック	9 食育事業	18 世界文化遺産・文化財学習支援事業	19 佐渡市休日急患センター	22 フッ化物歯面塗布事業	20 こどもの予防接種事業	23 子どもの医療費助成事業	21 歯科健康教育、保健指導	24 健康ばいんと事業	25 心の教室相談員配置	26 こどもがつながる地域の居場所づくり事業												
1 佐渡産物を使用した学校給食における「佐渡イチオシ食材」	10 食育（体験を通じ食の大切さを学ぶ）事業																																						
2 学習意欲向上プロジェクト	11 食育推進（早寝・早起き・朝ごはん）事業																																						
3 地域との連携ネットワーク	12 「こどもにも知ってほしい佐渡の自然」出前講座																																						
4 幼保小の架け橋プログラム	13 通常保育事業（保育整備事業）																																						
5 学校ICT活用サポート事業	14 保育所等整備・改修事業																																						
6 キャリア教育推進事業	15 市展覧会作品募集																																						
7 交通安全プログラム	16 佐渡博物館等を活用した学習支援事業																																						
8 トイレ洋式化事業	17 サドジュニアオリンピック																																						
9 食育事業	18 世界文化遺産・文化財学習支援事業																																						
19 佐渡市休日急患センター	22 フッ化物歯面塗布事業																																						
20 こどもの予防接種事業	23 子どもの医療費助成事業																																						
21 歯科健康教育、保健指導	24 健康ばいんと事業																																						
25 心の教室相談員配置	26 こどもがつながる地域の居場所づくり事業																																						
結婚・出産・子育てが安心してできる島	(1) 就労に向けた支援の充実 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>27 産業サミット・職業講話</td><td>28 さどUターン地元就職応援システムの運用及び利用促進</td></tr> </table> (2) 出会いや結婚・新生活への支援 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>29 出会いの場創出事業</td><td>30 結婚新生活支援事業</td></tr> </table> (3) 妊娠期からの切れ目のない支援 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>31 妊産婦訪問指導</td><td>36 多子世帯出産成長祝金</td></tr> <tr><td>32 パパとママのためのマタニティセミナー</td><td>37 こどもが元気な佐渡が島（たからじま）事業</td></tr> <tr><td>33 産婦・新生児・乳児訪問事業</td><td>38 子育て支援センター運営</td></tr> <tr><td>34 乳幼児健診事業</td><td>39 佐渡市不妊不育治療費助成事業</td></tr> <tr><td>35 乳児家庭全戸訪問事業</td><td>40 出産ワクワク応援ギフト</td></tr> </table> (4) 家庭と子育ての調和 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>41 こどもが元気なたからじまひろば事業</td><td>47 青少年健全育成活動事業</td></tr> <tr><td>42 さわた図書館・子育て交流ひろば（仮称）整備事業</td><td>48 親子での読書普及</td></tr> <tr><td>43 親子関係形成事業</td><td>49 ブックススタート事業</td></tr> <tr><td>44 ふれあい家庭学級、親子体験教室</td><td>50 子ども読書推進</td></tr> <tr><td>45 親子ふれあいスポーツ</td><td>51 観光施設整備事業（遊具整備事業）</td></tr> <tr><td>46 子育て・親育ち学級</td><td></td></tr> </table> (5) 子育て支援サービスの充実 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>52 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</td><td>56 こども誰でも通園制度</td></tr> <tr><td>53 休日保育事業</td><td>57 保育料2人目以降無料化事業</td></tr> <tr><td>54 病後児保育</td><td>58 副食費無償化事業</td></tr> <tr><td>55 病児保育事業</td><td>59 ベアレントトレーニング（子どものパワーに負けない子育てが楽しく、楽になる講座）</td></tr> </table> (6) 配慮を必要とする家庭等への支援 具体的事業 <table border="1"> <tr><td>60 ひとり親家庭等医療費助成事業</td><td>62 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業（就労支援）</td></tr> <tr><td>61 生活困窮者等学習支援事業</td><td>63 母子生活支援施設事業</td></tr> </table>	27 産業サミット・職業講話	28 さどUターン地元就職応援システムの運用及び利用促進	29 出会いの場創出事業	30 結婚新生活支援事業	31 妊産婦訪問指導	36 多子世帯出産成長祝金	32 パパとママのためのマタニティセミナー	37 こどもが元気な佐渡が島（たからじま）事業	33 産婦・新生児・乳児訪問事業	38 子育て支援センター運営	34 乳幼児健診事業	39 佐渡市不妊不育治療費助成事業	35 乳児家庭全戸訪問事業	40 出産ワクワク応援ギフト	41 こどもが元気なたからじまひろば事業	47 青少年健全育成活動事業	42 さわた図書館・子育て交流ひろば（仮称）整備事業	48 親子での読書普及	43 親子関係形成事業	49 ブックススタート事業	44 ふれあい家庭学級、親子体験教室	50 子ども読書推進	45 親子ふれあいスポーツ	51 観光施設整備事業（遊具整備事業）	46 子育て・親育ち学級		52 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	56 こども誰でも通園制度	53 休日保育事業	57 保育料2人目以降無料化事業	54 病後児保育	58 副食費無償化事業	55 病児保育事業	59 ベアレントトレーニング（子どものパワーに負けない子育てが楽しく、楽になる講座）	60 ひとり親家庭等医療費助成事業	62 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業（就労支援）	61 生活困窮者等学習支援事業	63 母子生活支援施設事業
27 産業サミット・職業講話	28 さどUターン地元就職応援システムの運用及び利用促進																																						
29 出会いの場創出事業	30 結婚新生活支援事業																																						
31 妊産婦訪問指導	36 多子世帯出産成長祝金																																						
32 パパとママのためのマタニティセミナー	37 こどもが元気な佐渡が島（たからじま）事業																																						
33 産婦・新生児・乳児訪問事業	38 子育て支援センター運営																																						
34 乳幼児健診事業	39 佐渡市不妊不育治療費助成事業																																						
35 乳児家庭全戸訪問事業	40 出産ワクワク応援ギフト																																						
41 こどもが元気なたからじまひろば事業	47 青少年健全育成活動事業																																						
42 さわた図書館・子育て交流ひろば（仮称）整備事業	48 親子での読書普及																																						
43 親子関係形成事業	49 ブックススタート事業																																						
44 ふれあい家庭学級、親子体験教室	50 子ども読書推進																																						
45 親子ふれあいスポーツ	51 観光施設整備事業（遊具整備事業）																																						
46 子育て・親育ち学級																																							
52 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	56 こども誰でも通園制度																																						
53 休日保育事業	57 保育料2人目以降無料化事業																																						
54 病後児保育	58 副食費無償化事業																																						
55 病児保育事業	59 ベアレントトレーニング（子どものパワーに負けない子育てが楽しく、楽になる講座）																																						
60 ひとり親家庭等医療費助成事業	62 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業（就労支援）																																						
61 生活困窮者等学習支援事業	63 母子生活支援施設事業																																						

基本目標		施策	
こども・若者の人権を大切に作る島	3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 8働きがいも経済成長も 10人や国の不平等をなくそう 16平和と公正をすべての人に	(1) こどもの主体的な社会参加を支援	
		具体的事業	
		64 こどもの意見聴取事業	65 高校生議会の開催
		(2) すべてのこどものWell-Being	
		具体的事業	
		66 奨学金貸与事業	68 いのちの授業推進事業
		67 就学援助事業	
		(3) 児童虐待防止対策	
		具体的事業	
		69 要保護児童対策地域協議会	70 養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業
(4) 障がいのあるこどもの支援			
具体的事業			
71 療育相談、家庭訪問、保健指導	74 育成医療		
72 障がい児保育事業	75 重度心身障害者医療費助成事業		
73 児童発達支援事業（療育教室）			
(5) 配慮を必要とするこどもの支援			
具体的事業			
76 介助員配置事業	79 園等巡回支援事業		
77 教育相談、就学相談	80 子ども若者相談、支援		
78 ひきこもり対策	81 ひきこもり支援事業		
地域全体でこども・若者を応援する島	5ジェンダー平等を推進しよう 8働きがいも経済成長も 17ハートフルなまちづくりを推進しよう	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	
		具体的事業	
		82 男女共同参画推進事業（ワーク・ライフ・バランスの啓発）	84 さどマッチボックスの推進
		83 男女共同参画推進事業	
		(2) 地域との子育て支援の連携	
		具体的事業	
		85 しまびと元気応援団	88 保育園地域活動事業
		86 トキの島 ファミリー・サポート・センター事業	89 学校・家庭・地域の連携促進事業
		87 たからじま応援団事業	

【ライフステージごとの主な支援事業】



第2部 施策の展開

第1章 基本目標別施策の展開

基本目標1 こどもが健やかに育つ島

(1) 教育・保育の充実と質の向上

安心して子育てできる環境づくりの第一歩として、教育・保育の充実を図ります。また、幼稚園・保育所等は乳幼児が人間形成の基礎を担う重要な時期に生活の大半を過ごす場所です。内容・環境・人材の観点から、質の確保とその向上に取り組みます。

具体的事業

事業名	佐渡産物を使用した学校給食における「佐渡イチオシ食材」	所管課	学校教育課
事業内容	地産地消の推進と食育を目的とし、給食センターの栄養士と生産者のもとへ取材に伺い、取材する佐渡産物の特徴や栽培していて苦労していること、やりがいを生産者から聞き取り、給食だより、一口メモ等で紹介する。また、給食で使用可能な食材は掲載月の献立に取り入れる。		
今後の方向性	佐渡産物を活用した学校給食を生きた食育の教材として活用することで、食べ物や生産に関わる人々への感謝の気持ちを育み、郷土を愛する気持ちを養うとともに、佐渡産物の旬を児童・生徒及び家庭等へ伝え、味・よさを知ってもらうとともに、小・中学校9年間で一貫した食育指導を実施する。 ・調理場6施設、年8回実施（イチオシ食材紹介4回、給食レシピ紹介4回） ・HPに各給食センターの給食写真掲載		

事業名	学習意欲向上プロジェクト	所管課	学校教育課
事業内容	外部講師（大学教授等）を招聘しての研修活動の一層の充実、島外先進校の視察を通しての研修。		
今後の方向性	12中学校区中、すべての中学校区で実施する。		

事業名	地域との連携ネットワーク	所管課	学校教育課
事業内容	地域と学校が目標や課題を共有し、連携・協働のもと、子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むために、学校運営協議会の運用充実と、地域学校協働活動との一体的推進を進めます。		
今後の方向性	学校運営協議会の運用充実を図るため、研修会の実施や訪問支援を行うとともに、社会教育課と連携し、地域学校協働活動を一体的に推進します。 ・学校運営協議会の開催回数 平均5回 ・学校運営協議会で熟議された課題解決に向けた地域学校協働活動の実施率 100%		

事業名	幼保小の架け橋プログラム	所管課	学校教育課 子ども若者課
事業内容	こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）における主体性や探究心を育むためのプログラムを実施します。		
今後の方向性	「架け橋期のカリキュラム」に沿って、幼保小がそれぞれの教育活動や連携活動を進めるとともに、定期的に改善を図れるように支援していきます。 ・幼保小の交流活動の実施率 100% ・幼保小の教職員の連携活動実施率 100%		

事業名	学校ICT活用サポート事業	所管課	学校教育課
事業内容	情報化社会に的確に対応できる人材を育成するとともに、すべての児童生徒に分かりやすい授業を提供し学力向上を図ります。		
今後の方向性	整備済のICT機器を適切に管理運用し、ICTを活用した教育指導・支援を行います。 ・一人一台端末の効果的な活用 ・教師用デジタル教科書の効果的な活用		

事業名	キャリア教育推進事業	所管課	学校教育課
事業内容	佐渡の歴史・文化・自然を学ぶ「佐渡学」を中心に、探究的な学びや職場体験を取り入れた郷土学習を実施し、キャリア・パスポートを活用して郷土愛の醸成と自己実現につながるキャリア教育を推進します。		
今後の方向性	佐渡の歴史、文化、自然への理解を深める「佐渡学」を中核とした郷土学習を支援するとともに、課題解決型職場体験の充実やキャリア・パスポートの活用を図るための研修会を実施します。 ・「みらいずノート」「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施：100% ・探究的な学習を重視した職場体験の実施：100%		

事業名	交通安全プログラム	所管課	学校教育課
事業内容	関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。		
今後の方向性	「佐渡警察署、佐渡地域振興局、市建設課及び学校教育課で「通学路安全推進会議」を設置し、合同点検や実地確認を通して対策を行います。		

事業名	トイレ洋式化事業	所管課	教育総務課
事業内容	こどもたちが日常的に利用する場所であり、衛生面や排せつ教育の観点から和式トイレを洋式に改修します。		
今後の方向性	利用実態に即した施設の整備を計画的に実施します。 利用状況に応じ、洋式化を進める。		

事業名	食育事業	所管課	子ども若者課
事業内容	親子や仲間、地域の人との交流、ふれあいの場とし、食事づくりを通して親子のふれあいや食への関心を深めます。		
今後の方向性	テーマに沿った食育活動を計画し、親子で取り組み、食への関心について意識の向上を図ります。 今後も引き続き、全園で食育教室を実施します。また、実施の希望のあった園で年間をととした食育教室を実施します。		

事業名	食育（体験を通じ食の大切さを学ぶ）事業	所管課	子ども若者課
事業内容	野菜の栽培、収穫、クッキング等を通して、食への関心の向上を図ります。		
今後の方向性	各保育園で栽培、収穫をした野菜をクッキングや給食で食すことで、野菜を育てること、食べることの大切さを理解し、食べ物への感謝の気持ちを育みます。また、自分で栽培した野菜を調理し食すことで、食への関心を向上させます。		

事業名	食育推進（早寝・早起き・朝ごはん）事業	所管課	子ども若者課
事業内容	園児・保護者・祖父母等を対象に、正しい生活習慣や食習慣等について啓発を行います。		
今後の方向性	各保育園児の現状を踏まえ、こどもの生活リズムを整えられるよう、正しい生活習慣や食習慣等について、おたよりで啓発を図ります。また、歯みがきががんばりカードを実施し、歯みがきや仕上げみがきを習慣化させ、歯の健康を推進します。		

事業名	「こどもにも知ってほしい佐渡の自然」出前講座	所管課	生活環境課
事業内容	自然環境への配慮は、保全、再生だけでなく、身近なくらしのなかにあることの理解を促進します。		
今後の方向性	必要に応じ、県や市の関係機関や環境アドバイザー、大学の協力を得て、「こどもにも知ってほしい佐渡の自然」の出前講座を開催します。 ・佐渡にいる生き物を知り、命の大切さを知る ・基本的な佐渡の自然を知る（自然公園保護地区制度、名勝制度・ジオパーク制度、自然再生活動など） ・環境へ配慮した行動		

事業名	通常保育事業（保育整備事業）	所管課	子ども若者課
事業内容	保育園統合計画及び民営化計画に基づき、計画的な整備を進めます。		
今後の方向性	良質な保育環境の確保に向け、保育サービス及び園の運営を想定し、計画的な整備を図ります。 統廃合計画に基づいた保育環境の整備をします。		

事業名	保育所等整備・改修事業	所管課	子ども若者課
事業内容	保育所等の整備及び修繕を行い、安心して預けることができる環境整備を行います。		
今後の方向性	老朽化に伴う危険箇所等の整備及び改修を行い、児童福祉の向上及びこどもが健やかに安心して育成される環境改善を図ります。		

事業名	市展覧会作品募集	所管課	社会教育課
事業内容	誰もが芸術、文化に親しみ、文化活動の担い手となるよう、文化事業の充実を図ります。		
今後の方向性	幼少期より創作を行うことで、こどもたちの情操を豊かに育むとともに、芸術、文化に親しみ、担い手となるよう、市展作品を募集します。 出展数 ・一般／150点 ・幼稚園、保育園、小中学生／1,050点		

事業名	佐渡博物館等を活用した学習支援事業	所管課	社会教育課
事業内容	佐渡の自然、歴史、文化を学ぶ「佐渡学」や地域産業学習を実施し、郷土愛の醸成と職業観の育成を図り、学習活動を支援します。		
今後の方向性	小中学校の郷土学習を支援し、こどもたちの郷土愛を育みます。また、イベント開催などを通じて、博物館の認知度向上と学びの場としての魅力を高めます。 ・小中学校での出前授業の実施10回 ・ワークショップ等イベントの開催（6事業）10回 ・ジュニア学芸員養成講座6回		

事業名	サドジュニアオリンピック	所管課	社会教育課
事業内容	市内の地域子ども会等のチーム対抗で様々な競技を競い、チームのために自分ができることを考え、実践する場を提供します。		
今後の方向性	チームで同じ目標に向かって取り組むことで、社会性や協調性の向上を図ります。 また、チームの枠を超え、参加児童同士が交流し、仲間づくり及び向上心の向上に繋がります。 サドジュニアオリンピックの開催		

事業名	世界文化遺産・文化財学習支援事業	所管課	世界遺産推進課
事業内容	世界文化遺産や文化財の価値を伝えるため、小中学校への出前授業や現地学習会を実施します。		
今後の方向性	世界文化遺産として登録された「佐渡島の金山」や文化財の価値を正しく伝え、その保存・保全の取り組みや歴史文化の継承を進めます。 ・小中学校への出前授業の実施（世界文化遺産20回、文化財20回） ・現地学習会（世界文化遺産3回、文化財3回）		

(2) こども・若者の健康の保持・増進

いつまでも元気に住み慣れた地域で生活するためには、こどもの頃からの生活習慣が大切です。こども・若者・親子の健康づくりに関する啓発を行うとともにこどもの予防接種や歯科健康教育、子どもの医療費助成等に取り組みます。

具体的事業

事業名	佐渡市休日急患センター	所管課	健康医療対策課
事業内容	日曜・祝日・年末年始の軽症患者への適正な医療を確保するため、佐渡市・医師会・佐渡総合病院で協力し運営します。		
今後の方向性	医療機関が休診になる休日において、突発的な病気にも対応できるように安心できる医療体制を整えます。 休日における医療提供体制の維持		

事業名	こどもの予防接種事業	所管課	健康医療対策課
事業内容	こどもの健康を守り、周りへの集団感染を防ぐため適切な予防接種の実施を進めます。 正しい知識の情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。		
今後の方向性	接種率 90%		

事業名	歯科健康教育、歯科保健指導	所管課	健康医療対策課
事業内容	歯科医師及び歯科衛生士や保健師が歯科指導や個別相談を行います。		
今後の方向性	妊娠期から歯の健康に関心をもち、親子で歯みがき習慣を身につけ、むし歯予防を推進します。 ・パパとママのマタニティセミナー ・乳児健診 ・保育園での健康教育		

事業名	フッ化物歯面塗布事業	所管課	健康医療対策課
事業内容	フッ化物歯面塗布により、むし歯予防を推進します。		
今後の方向性	フッ化物歯面塗布券（無料券）を発行し、歯科医院で塗布を行います。また、1歳6か月健診時に希望者に塗布を行います。 ・フッ化物歯面塗布受診率 80%		

事業名	子どもの医療費助成事業	所管課	子ども若者課
事業内容	こどもの18歳到達後の最初の3月31日までの医療費を助成し、子育て世帯の医療負担軽減を図ります。		
今後の方向性	こどもの医療機関受診にかかる経済的負担を軽減し、子育て世帯が安心して生活できるよう支援を行う。 【自己負担】 通院：1日につき530円（同じ月で同一医療機関5回目以降は無料） 入院：無料		

事業名	健幸ばいんと事業	所管課	子ども若者課
事業内容	こどもや子育て世代の健幸ばいんとへの参加を促進し、親子の健康増進を図ります。		
今後の方向性	いつまでも元気に住み慣れた地域で生活するためには、こどもの頃からの生活習慣が大切なことから、親子で取り組みやすいメニューを健幸ばいんとに加え、こどもや子育て世代の健康行動を促進させます。 ・親子で取り組みやすいメニューの実施 ・健幸ばいんとに取り組む人数の増加		

(3) こども・若者の居場所づくり

少子化や地域のつながりが薄れることにより、こどもたちが遊び学び合う機会が少なくなっています。こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりなどの整備に取り組みます。

具体的事業

事業名	心の教室相談員配置	所管課	学校教育課
事業内容	自分を大切にでき、他人を思いやることのできる教育活動の推進を図ります。		
今後の方向性	小学校児童、中学校生徒の教育相談や心の居場所づくりを行います。 小中学校の不登校児童生徒数が全国平均を下回るようにします。		

事業名	こどもがつなぐ地域の居場所づくり事業	所管課	子ども若者課
事業内容	公共施設の空きスペースや、商店街の空き店舗・店舗内の空きスペース等を有効活用して、気軽に集まれる場づくりを進めます。		
今後の方向性	こどもから高齢者まで、楽しみ学べる交流の場として、居場所づくりの創設に取り組みます。 こどもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりを推進します。		



基本目標2 結婚・出産・子育てが安心してできる島

(1) 就労に向けた支援の充実

こどもが幼少期から島内企業について学ぶ機会を提供し、郷土愛の醸成やキャリア形成を促します。また、佐渡での就職を希望する若者への支援にも取り組みます。

具体的事業

事業名	産業サミット・職業講話	所管課	地域産業振興課
事業内容	小学生から高校生とその保護者を対象に、市内企業の魅力を伝えるイベントを企画します。		
今後の方向性	企業の認知度を向上させ、佐渡にも働く場所があるということの理解を促進するとともに、郷土愛醸成、キャリア形成支援などを図ります。 ・参加企業数 10社		

事業名	さどUIターン地元就職応援システムの運用及び利用促進	所管課	地域産業振興課
事業内容	大手求人検索エンジンと連動した、市内企業求人サイトを活用して、市内企業の情報発信力の向上及び若者のUターン就職者数の増加につなげます。		
今後の方向性	よりよいワーク・ライフ・バランスを目指した求人の見える化・魅力化・最適化及び企業情報の一元化を図ることにより島内企業と若者世代とのマッチングを促進します。 ・企業情報 100件		

(2) 出合いや結婚・新生活への支援

未婚化・晩婚化が大きな社会問題となる中で、若い世代が自立し、生活の基盤の安定が図られ、自らの希望に応じて結婚し、新生活をスタートさせるための支援に取り組みます。

具体的事業

事業名	出合いの場創出事業	所管課	地域産業振興課
事業内容	結婚を希望する人に、出合いから結婚までの支援を行います。 ・イベントやセミナーを通じて結婚に繋がる幅広い交流の場を創出 ・県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の会員登録料の補助		
今後の方向性	出合いを希望する方を応援し、婚姻率の増加を目指す。 ・婚姻率 3.0%		

事業名	結婚新生活支援事業	所管課	地域産業振興課
事業内容	結婚に伴う新生活における住宅の購入やリフォーム、引越し費用などを補助します。		
今後の方向性	結婚に伴う新生活を経済的に支援することで、婚姻率の増加を目指す。 ・婚姻率 3.0%		

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援

妊産婦の健康や乳幼児の健やかな成長・発達のため、妊産婦訪問指導をはじめ産前産後の相談支援や育児相談など親に対する支援と、乳幼児健診事業などのこどもへの支援といった母子保健事業等を通してそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援に取り組めます。

具体的事業

事業名	妊産婦訪問指導	所管課	健康医療対策課
事業内容	安心して出産・子育てができるように、医療機関や助産師等と連携し、妊産婦を支援します。		
今後の方向性	妊娠期間中に助産師が自宅を訪問し、妊産婦の健康状態の確認や悩みごとの相談に応じます。		

事業名	パパとママのためのマタニティセミナー	所管課	健康医療対策課
事業内容	両親が出産、育児に必要な情報を得られ、気軽に相談できる体制をつくり、指導・相談を行います。		
今後の方向性	おおむね妊娠5～7か月の妊婦とパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や食事・歯の健康についての講話、沐浴体験などを提供し、パパとママになる準備を支援します。 ・パピママセミナー初産の参加率 80%		

事業名	産婦・新生児・乳児訪問事業	所管課	健康医療対策課
事業内容	助産師や保健師が自宅を訪問し、安心して子育てができるように支援します。		
今後の方向性	生後1か月以内に助産師が訪問し、母子の健康状態を確認するとともに授乳の方法や子育てに関する相談に応じます。また、生後2ヶ月頃に保健師が訪問し、赤ちゃんの発育状況を確認します。専門職が早期に訪問することにより、授乳や子育てなどに関する悩みや不安の解消を図ります。 ・新生児、赤ちゃん訪問実施率 100%		

事業名	乳幼児健診事業	所管課	健康医療対策課
事業内容	こどもの発育・発達を確認し、保護者がこどもの成長にあった子育てができるように支援します。		
今後の方向性	乳児（3～4か月、9～10か月）、幼児（1歳6か月、3歳、5歳）を対象に集団健康診査を実施します。 ・健診受診率 100%		

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	所管課	健康医療対策課 子ども若者相談センター
事業内容	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行います。		
今後の方向性	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行うことで、子育てに関する情報提供と育児不安の軽減を図ります。 ・全戸訪問実施率 100%		

事業名	多子世帯出産成長祝金	所管課	子ども若者課
事業内容	子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなり、かつ、佐渡市の重要課題である少子化の進行抑制、移住・定住促進のため成長祝金を支給します。 ≪成長祝金 190万円≫ ・出生時 20万円 ・満6歳時 40万円 ・満12歳時 50万円 ・満18歳時 80万円		
今後の方向性	多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減することにより、子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押し、少子化の減速、移住・定住の促進及び佐渡市の活性化を目指します。 次世代を担うこどもの健やかな成長を願うとともに、子育てにかかる費用の経済的負担軽減を図ります。		

事業名	子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業	所管課	子ども若者課
事業内容	初めて住民基本台帳に記載する市町村が佐渡市となる児童の保護者に出産祝金10万円を支給します。		
今後の方向性	生まれてきたこどもは、すべて佐渡の宝であると認識し、佐渡全島を挙げて家族を支援し、家族の安心・安定、出生数の増加につなげていきます。 次世代を担うこどもの健やかな成長を願うとともに、子育てにかかる費用の経済的負担軽減を図ります。		

事業名	子育て支援センター運営	所管課	子ども若者課
事業内容	気軽に相談できる機会の確保や未就学の親子の交流を図ることにより、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。		
今後の方向性	子育て世代の孤独感や孤立感を緩和するため、気軽に相談できる体制を強化し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、ならびに子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。 ・子育て支援センター利用者数 14,000人		

事業名	佐渡市不妊不育治療費助成事業	所管課	健康医療対策課
事業内容	不妊不育治療を受けた方に治療に要した費用の一部と通院費の一部、宿泊費の一部を助成します。		
今後の方向性	不妊対策について、関係機関との連携を図ります。 対象となる方が申請できるように関係機関と連携し周知します。		

事業名	出産ワクワク応援ギフト	所管課	健康医療対策課
事業内容	妊娠中の出産準備費用として、生まれてくるお子さま1人あたり5万円を支給します。現金と電子マネーギフトからお選びいただけます。		
今後の方向性	生まれてくるお子さんの育児用品等の出産準備費用を支援します。		

(4) 家庭と子育ての調和

こどもたちは様々な体験や活動を通して感動したり、驚いたりしながら、考えを深める中で、自然の姿、実際の生活、社会の在り方等を学んでいきます。

また、親子で遊べる場は、子育て家庭の居場所となるとともに、保護者達が交流しながら子育てについて情報交換をしたり、不安や悩みを相談することができる場となります。そのような場や機会を提供します。

具体的事業

事業名	こどもが元気なたからじまひろば事業	所管課	子ども若者課
事業内容	親子で楽しく遊び学べるイベントを実施するとともに、子育てに優しい地域の気運を醸成するため、イベント内で祖父母世代や地域住民への情報提供を行います。		
今後の方向性	屋内の遊戯施設が少なく、休日や荒天時に遊べる場所のニーズが高いことから、親子で楽しく遊んで学べる場の提供を行います。また、離島ではなかなか経験できないことや佐渡ならではの経験ができる機会を提供し、親子の愛着形成やこどもの健やかな成長を支援します。 ・イベント参加者数 500人		

事業名	さわた図書館・子育て交流ひろば（仮称）整備事業	所管課	子ども若者課 社会教育課
事業内容	子育ての相談や情報提供のほか、親子がゆっくりと過ごせる子育て環境を整備します。また、親同士の交流を促進し、地域の子育て支援の充実を図ります。		
今後の方向性	子育て世帯や若者が多く集まる佐和田地区において、子育て中の親子や学生たちが気軽に集える施設を整備することで、子育ての相談や情報提供のほか、親同士の交流を促進し、地域の子育て支援、こどもたちの学習環境整備機能の充実を図ります。 また、育児関連図書の充実を図り、子育て支援を行います。 ・親子及び子育て世代対象イベント 25回 ・相談員の定期的な配置		

事業名	親子関係形成事業	所管課	子ども若者課
事業内容	同年代のこどもを持つ保護者と情報交換しながら、ファシリテーターからこどもへの対応について学びます。		
今後の方向性	子育てのスキル（能力）を高めることにより、親としての自信がつくよう支援します。 ・開催回数 24回 ・参加実人数 30人 ・参加延人数 132人		

事業名	ふれあい家庭学級、親子体験教室	所管課	社会教育課
事業内容	自然・伝統文化・環境などの「佐渡学」を中心とした佐渡の魅力を感じ、郷土愛を育む講座を行います。		
今後の方向性	ジオパーク親子体験や家庭教育学級などを開催し、親子のふれあいや社会参加を促し、人づくり・仲間づくりを進めます。 定員に達するように、SNS等を活用して事業の周知を図ります。		

事業名	親子ふれあいスポーツ	所管課	社会教育課
事業内容	親子で参加できるスポーツ教室等の充実を図り、こどもたちに体を動かすことの楽しさ、大切さを学ぶ場を提供します。		
今後の方向性	各地区に特色のある親子参加型のスポーツ教室を開催します。 ・市内全10地区において年間12回ずつ、計年間120回開催します。		

事業名	子育て・親育ち学級	所管課	社会教育課
事業内容	子育てを通して楽しく学び、交流を深めてもらう情報交換の場を提供します。		
今後の方向性	親子・子育て世代を対象とした講座・教室を開催し、子育て世代のつながりや仲間づくりの場として交流を深めてもらいます。 ・親子及び子育て世代の不安や悩みを共有し解消できる繋がりや仕組みづくり。		

事業名	青少年健全育成活動事業	所管課	社会教育課
事業内容	地域・家庭・学校が連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。（佐渡市子ども会活動の充実）		
今後の方向性	・「毎月第3日曜日は家庭の日」を推進し、こどもたちが家庭を考え、家族とふれあう機会を創出します。 ・「家庭の日」標語コンクールを開始し、市内のこどもたちが家族や家庭を考える機会を創出します。		

事業名	親子での読書普及	所管課	社会教育課
事業内容	親子で参加できるお話し会の実施などを通じて、家庭での読み聞かせの普及・定着を促す機会を提供します。		
今後の方向性	本の楽しさと、図書館の利用方法について知っていただき、こどもの読書活動を推進します。 ・おはなし会等 65回 1,000人		

事業名	ブックスタート事業	所管課	社会教育課
事業内容	乳児健診時に絵本をプレゼントすることで、絵本を通じて親子でふれあう時間をもってもらうきっかけを提供します。		
今後の方向性	お渡しした絵本をきっかけに、親子で絵本の楽しさを体験していただけるよう、図書館の利用方法の周知を図ります。 ・配布人数 100人		

事業名	子ども読書推進	所管課	社会教育課
事業内容	こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けれるよう読書の推進を図ります。		
今後の方向性	こどもが、読書の楽しさを感じ、自発的な読書習慣を身に付けるよう支援する。 ・こどもが読書に親しむ機会の提供と充実 ・こどもが自発的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実 ・こどもの読書活動に関する啓発・広報活動の推進		

事業名	観光施設整備事業（遊具整備事業）	所管課	観光振興課
事業内容	小木ふ頭公園に遊具を設置することにより、親子や仲間、地域の人との交流、ふれあいの場を提供する。		
今後の方向性	親子や仲間、地域の人との交流、ふれあいの場を提供し、利用者の交流、情報交換等の促進を図る。		

（５）子育て支援サービスの充実

児童の健全な育成と保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、充実したサービスの提供に取り組めます。

具体的事業

事業名	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	所管課	子ども若者課
事業内容	保護者の仕事や病気などの理由により、放課後の家庭において保育を受けられない小学生に、楽しく有意義にすごせる居場所を提供します。		
今後の方向性	地域のニーズや利用者の増減など利用実態に即した施設の整備・整理を計画的に実施します。また、児童支援員が、健康・安全・情緒面に配慮しながら遊びを主とする自主的な活動を支援します。 ・待機児童：0人		

事業名	休日保育事業	所管課	子ども若者課
事業内容	日曜、祝日等に保護者の就労等により保育に欠ける児童の保育を行います。		
今後の方向性	本事業は令和元年度より実施していませんが、保護者の就労による保育ニーズを把握し、事業の必要性について検討します。		

事業名	病後児保育	所管課	子ども若者課
事業内容	病状が安定し回復に向かっているこどもを専用施設で一時保育します。病院と連携し、保育士や看護師などが、保育を担当します。		
今後の方向性	児童の健全な育成と保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、充実したサービスの提供を図ります。 充実したサービスの提供を図るとともに、利用希望者の受入を行います。		

事業名	病児保育事業	所管課	子ども若者課
事業内容	病状が回復に至らないこどもを専用施設で一時保育します。病院と連携し、保育士や看護師などが、保育を担当します。		
今後の方向性	現在は本事業を実施していませんが、病状が回復に至らない園児を専用施設で一時保育することにより、子育て家庭の就労促進と子育て支援の両立を図ります。		

事業名	こども誰でも通園制度	所管課	子ども若者課
事業内容	0歳6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間まで就労要件を問わず保育を行います。		
今後の方向性	こどもの育ちを応援し、子育て家庭に対して、多様なライフスタイルに合わせた支援を行います。（令和8年度から運用） ・対応する保育士など、受入態勢の構築 ・制度利用希望園児の受入		

事業名	保育料2人目以降無料化事業	所管課	子ども若者課
事業内容	子育て家庭の就労と子育ての両立を支援するため、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。		
今後の方向性	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、在園児2人目以降の無料化を実施するとともに、対象児童の拡充を検討していきます。		

事業名	副食費無償化事業	所管課	子ども若者課
事業内容	子育て世帯の経済的負担軽減を図り、給食の質を確保するため、副食にかかる食材料費を市が負担します。		
今後の方向性	幼児教育・保育の無償化に伴い保護者の実費負担が基本となった副食費について、公立、私立問わず、引き続き市が負担します。		

事業名	ペアレントトレーニング （こどものパワーに負けない子育てが楽しく、楽になる講座）	所管課	子ども若者課
事業内容	こどもへの接し方を学ぶことで、こどもの問題行動を減らすとともに、親子がともに成長できるよう支援します。		
今後の方向性	多くの親が実践できるよう、参加しやすい環境を整え、親子の成長をサポートするとともに、こどもの自己肯定感や情緒的安定を育みます。 ・学童版6回×1クール 開催回数6回 参加実人数6人 参加延人数36人 ・幼児版5回×2クール 開催回数10回 参加実人数12人 参加延人数60人		

(6) 配慮を必要とする家庭等への支援

経済的に困窮している家庭や、ひとり親家庭等のこどもたちが、生まれ育った環境に左右されことなく心身共に健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭等の方の就業と自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

具体的事業

事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	所管課	子ども若者課
事業内容	子どもの医療費助成事業と併せ、18歳到達後の最初の3月31日までの入院に係る医療費を無料化します。		
今後の方向	父、母又は養育者及び児童が受診した際の医療費を助成します。 【自己負担】 通院：1日につき530円（同じ月で同一医療機関5回目以降は無料） 入院：無料＜児童のみ＞ ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行います。		

事業名	生活困窮者等学習支援事業	所管課	子ども若者課
事業内容	ひとり親や生活困窮世帯の児童に対し、学習や生活習慣の定着に向けた支援を行います。		
今後の方向性	学習支援員が児童と学習を通じて信頼関係を築き、自己肯定感や社会性の向上を図るとともに、保護者の不安を軽減し、親子関係の安定を目指します。 ・学習支援12世帯 ・延べ支援回数200回		

事業名	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業（就労支援）	所管課	子ども若者課
事業内容	こどもの将来が生まれ育った環境や貧困の世代間連鎖に左右されないよう、就労支援専門員を配置し、ひとり親家庭への就労支援を行います。		
今後の方向性	ひとり親家庭に対する就労支援の提供をさらに充実させ、こどもたちが貧困の世代間連鎖に悩まされることなく、明るい未来を切り拓けるよう支援します。		

事業名	母子生活支援施設事業	所管課	子ども若者課
事業内容	18歳未満の子を養育している母子家庭やそれに準ずる状況にある母子が一緒に入所して生活の安定と自立をめざします。		
今後の方向性	入所者個々のニーズに沿った自立支援計画を策定し、相談、援助を進めながら自立に向けて支援します。 退所後においても必要に応じて支援を行います。 ・＜自立支援計画＞年1回、再評価6ヶ月ごとに作成。 ・こども相談支援・学習支援・交流支援の充実		

基本目標3 こども・若者の人権を大切にする島

(1) こども・若者の主体的な社会参加を支援

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を提供します。

具体的事業

事業名	こどもの意見聴取事業	所管課	子ども若者課
事業内容	こども施策の実施に関して、こどもたちから意見を聴取し、施策に反映させます。また、もらった意見にフィードバックを行います。		
今後の方向性	・出前授業による意見聴取 ・アンケートの実施		

事業名	高校生議会の開催	所管課	総合政策課 総務課 議会事務局
事業内容	二代表制はじめ議会や選挙の仕組みを学ぶとともに、身近な佐渡市の諸課題の解決に向けた探求学習及び政策提案を行うことで、政治への関心を高めると同時に「佐渡を知り、愛し、誇りを持ち、社会的自立を目指す人づくり」に取り組む。		
今後の方向性	生徒が提案した政策等が施策にどのように反映されたか、検討プロセスをしっかりとフィードバックすることで、大人と一緒により良い社会づくりを目指す。 ・今後も佐渡に住み続けたいと思う人の割合 90%		



(2) すべてのこどものWell-Being

こどもが心安らぐ生活環境を持ち、希望や夢への期待を持って生活できるよう様々な支援に取り組めます。

具体的事業

事業名	奨学金貸与事業	所管課	教育総務課
事業内容	教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目的に奨学金の貸与を行います。 【新制度】 ○高校等 年額 18 万円（市外 28 万円） ○専修、大学等 年額 60 万円 【旧制度】 ○高校等 月額 1.5 万円 一時金 10 万円 ○専修、大学等 入学年度 年額 130 万円、100 万円、80 万円、60 万円 入学年度以外 年額 100 万円、80 万円、60 万円、40 万円から選択		
今後の方向性	教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目的に、奨学金の貸与を行います。 国・県の奨学金の給付・貸与を促進するとともに、市の奨学金制度や利子補給事業の周知に努め、教育の機会均等を図ります。		

事業名	就学援助事業	所管課	教育総務課
事業内容	経済的な理由で、就学、進学が困難な家庭に対して就学に係る学用品費等の必要な費用の援助を行います。		
今後の方向性	援助が必要な世帯へ制度周知を行うとともに、国や県内自治体の動向を注視し、必要な援助を行います。		

事業名	いのちの授業推進事業	所管課	子ども若者課
事業内容	当たり前のようにある「いのち」。今ここにいる奇跡。生まれてきた自分はとてもすばらしい力を持っていることを小さいうちから耳で聞いて、感じてもらうことにより、将来、自分や周りの人を大切に思う気持ちを醸成します。		
今後の方向性	こどもたちが「いのち」の尊さを学び、自己肯定感を高めることで、将来、自分や他者を大切にする気持ちを深められるよう支援します。 ・実施回数 25 回 ・参加者数 1,000 人 ・内訳 保育園3園 小学校10校 中学校6校 中等教育学校1校（1年、4年） 高等学校3校		

(3) 児童虐待防止対策

児童虐待は、その内容が複雑化し、深刻な社会問題となっています。特に、心理的虐待やヤングケアラーといった問題は表面化しにくく、こどもが安心して自らの状況を発信できる環境を整えることが求められます。虐待の未然防止、早期発見、そして適切な対応が重要であり、福祉、医療、保健、教育、警察などの各分野が連携し、迅速で効果的な対応に取り組みます。

また、貧困や家庭環境などの背景を考慮した支援を強化し、こども一人ひとりに適切なサポートが届くよう取り組みます。

具体的事業

事業名	要保護児童対策地域協議会	所管課	子ども若者課
事業内容	子ども若者相談センターは、虐待の通告・相談窓口として機能し、関係機関と連携して個別対応を行います。また、虐待を未然に防ぐための予防活動にも積極的に取り組みます。特に、貧困家庭やヤングケアラーなどリスクの高いこどもたちへの支援を強化し、こどもデータ連携事業を活用して、アウトリーチ型支援を実施します。これにより、早期発見と対応を行い、虐待発生リスクを抑制します。		
今後の方向性	地域全体で連携し、虐待の早期発見と防止に向けた支援体制を強化していきます。こどもたちが安心して成長できる環境を整え、虐待を許さず見逃さない地域づくりを関係機関と協力して推進します。そのために、こどもデータ連携事業を活用し、リスク分析に基づいたアウトリーチ型支援を行い、迅速かつ効果的な支援を提供していきます。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議2回 実務者会議16回 個別支援会議150回 台帳管理数（要保護児童）80世帯150人 ・こどもデータ連携事業 実証事業：R5～R7、事業継続：R8～		

事業名	養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業	所管課	子ども若者課
事業内容	養育支援が必要な家庭に訪問し、貧困やヤングケアラーなど、特別な支援を必要とする家庭へのサポートを行います。訪問を通じて、虐待の予防と家庭環境の改善を図り、こどもたちが安全に成長できるよう支援します。		
今後の方向性	家庭に対する訪問支援を通じて、親の育児スキルや家庭環境を改善し、こどもたちが安全で健やかに育つことをサポートします。特に、貧困やヤングケアラーに対する支援を強化し、こどもたちが必要な支援を受けられるよう、効果的な訪問支援を提供します。 ・養育支援事業（専門的相談） 実人数15人 世帯数15世帯 支援延回数150回 ・子育て世帯訪問事業（家事育児サポート等） 訪問支援延回数192回		

(4) 障がいのあるこどもの支援

障がいのあるこどもとその家族が、地域の中で希望を持って明るく生活できるよう、福祉、医療、保健、教育、地域等と連携し、ライフステージに応じて一人ひとりにあった総合的な支援を提供します。

具体的事業

事業名	療育相談、家庭訪問、保健指導	所管課	健康医療対策課
事業内容	障がいや疾病等の早期発見のため、関係機関と連携し継続的な支援を図ります。		
今後の方向性	障がいや疾病等の早期発見のため、関係機関と連携し継続的な支援を図ります。適切なニーズ把握とタイムリーな相談。必要に応じて教室や医療につながるよう支援します。		

事業名	障がい児保育事業	所管課	子ども若者課
事業内容	障がい児に対する園児や保護者の正しい理解を促進します。		
今後の方向性	障がい児に対する理解を深め、保育現場でのスキル向上のために必要となる研修会等を開催し、保育環境整備を図ります。 加配職員研修 年3回実施		

事業名	児童発達支援事業（療育教室）	所管課	子ども若者課
事業内容	発達が気になる幼児に小集団で社会性やルールを学ばせ、個の能力を伸ばすと共に保護者支援を行います。		
今後の方向性	児童の年齢や特性に合わせてクラス編成し、2週間に1回保護者同伴で通所訓練を行います。 親子遊び、個別指導、小集団での遊びや交流を通して児の能力を伸ばすことを支援します。 ・幼児療育教室（じゃんぷ）開催回数 220 回 参加実人数 60 人 参加延人数 800 人 ・幼児ことばこころの教室（さくらんぼ）開催回数 150 回 参加実人数 25 人 参加延人数 150 人 （おでかけさくらんぼ）開催回数 15 回 訪問園数 5 園 参加実人数 5 人 参加延人数 15 人 ・動作療法教室（まつぼっくり）開催回数 25 回 参加実人数 5 人 参加延人数 30 人		

事業名	育成医療	所管課	社会福祉課
事業内容	身体に障がいのあるこどもや、現在の状態を放置すると将来的な障がいを残すと認められるこどもに対し、医療費の一部を助成します。		
今後の方向性	助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行います。		

事業名	重度心身障害者医療費助成事業	所管課	社会福祉課
事業内容	子どもの医療費助成事業の18歳到達後の最初の3月31日までの入院医療費の無料化と併せ、外来医療費の一部を助成します。		
今後の方向性	【対象者】 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 【自己負担】 通院：1日につき530円（同じ月で同一医療機関5回目以降は無料） 入院：無料＜0～18歳到達の最初の3月31日まで＞ 助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行います。		

（5）配慮を必要とするこどもの支援

特に配慮を必要とするこども・家庭が問題を抱え込むことのないよう、相談体制を充実し、必要な支援へとつなげていきます。

具体的事業

事業名	介助員配置事業	所管課	学校教育課
事業内容	一人一人の教育的ニーズに対応した支援の充実を図ります。		
今後の方向性	配置基準と学校の現状に応じた介助員の配置を行います。 支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指した介助員の配置に努めます。		

事業名	教育相談 就学相談	所管課	学校教育課
事業内容	スムーズな移行に向けた相談の充実を図ります。		
今後の方向性	適切な学びの場を決定するための相談支援を行います。 支援が必要な幼児や児童生徒の適切な就学等について相談を重ねます。		

事業名	ひきこもり対策	所管課	学校教育課
事業内容	適応指導教室（あすなろ教室）の運営、不登校児童生徒訪問指導を行います。		
今後の方向性	あすなろ教室の運営の充実や訪問指導員の適切な配置により、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するための支援・相談体制の充実を図ります。 ・適応指導教室（あすなろ教室）の運営 ・不登校児童生徒訪問指導 ・あすなろ教室や訪問指導利用者の増加		

事業名	園等巡回支援事業	所管課	子ども若者課
事業内容	保育園等への巡回訪問を実施し、発達障がい児や気になる子に対し、適切な対応ができるよう保育士等に助言します。		
今後の方向性	巡回支援専門員が各園を月1回訪問。園児の行動観察を行い、気になる園児の特性と適切な対応の仕方を保育者に助言。また、園全体が共有できるようコンサルテーションを実施します。 ・巡回延べ園数 200 園 ・指導園児実人数 200 人 ・指導園児延人数 300 人		

事業名	子ども若者相談、支援	所管課	子ども若者課
事業内容	妊娠期から 39 歳までの発達支援が必要なこども・若者を対象に、総合相談窓口を設置します。関係機関や他部署と連携し、横断的かつ継続的な支援を提供。次世代を担う若者の育成を支援します。		
今後の方向性	発達段階に応じた支援を行い、妊娠期から 39 歳までのこども・若者を対象に、総合的かつ継続的なサポートを強化します。 ・相談実件数 400 件 ・相談延件数 3,000 件		

事業名	ひきこもり支援事業	所管課	社会福祉課 子ども若者課
事業内容	ひきこもりの状態にある方やその家族を支援することで、社会参加及び自立支援の推進を図ります。		
今後の方向性	ひきこもりの状態にある方の社会参加及び自立支援の推進を図るため、家から一歩外に出て過ごすことができる居場所を提供し、継続的な支援を行います。 ・電話や訪問等ニーズにあわせた相談支援 ・家から出て過ごすことができる居場所の提供 ・当事者や家族が安心して自身の体験等を話すことができる当事者会等の開催 ・《相談支援機関のネットワークづくり》 フリースペースはばたき（平日実施） フリースペースこわか（週1回実施）		

基本目標4 地域全体でこども・若者を応援する島

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

核家族化、女性の就労率の上昇などにより、働きながら子育てをするワーク・ライフ・バランスの調和が課題となっています。仕事と生活の両立支援の制度について周知を図り、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組みます。

具体的事業

事業名	男女共同参画推進事業 (ワーク・ライフ・バランスの啓発)	所管課	市民課
事業内容	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動を実施します。		
今後の方向性	長時間労働の是正、適切な休暇の取得、各種休業・休暇制度を利用しやすい職場環境づくりを個人や企業に推進します。 ・男性の育児休業取得率目標 78% (ニーズ調査)		

事業名	男女共同参画推進事業	所管課	市民課
事業内容	家庭・学校・地域における 男女平等意識の浸透を目的とした男女共同参画セミナーを開催します。		
今後の方向性	男女平等意識を醸成するとともに、固定的な男女間の役割分担意識の解消に向けた取り組みを強化していきます。 ・市民意識調査による、男性の平日1日の生活時間のうち、 「家事・育児・介護などの平均時間 3時間」		

事業名	さどマッチボックスの推進	所管課	地域産業振興課
事業内容	求職者と事業所を効率よくつなげ、就業機会の最大化を図ると共に、求人側の採用活動を幅広く手がけるための負担軽減を図り、誰もが働きやすい環境を整備します。		
今後の方向性	誰もが働きやすい環境整備を行い、登録者の稼働率を上げるため、「さどマッチボックス」のリブランディングを図り多様な人材・働き方の実現に向けて事業推進します。 ・登録者数 2,000人		

(2) 地域との子育て支援の連携

子育てには地域の協力や連携を欠かすことはできません。そのため、地域・家庭・学校の連携を深めます。また、交流活動を通じて、地域との触れ合いを進めます。

具体的事業

事業名	しまびと元気応援団	所管課	健康医療対策課
事業内容	「自分が元気に、家族や仲間が元気に、地域が元気に」を合言葉として、子育て中の親子の仲間づくり等、市民協働の健康づくりと地域づくりを推進します。		
今後の方向性	市民協働の健康づくり、地域づくりを推進し、親子の料理教室やむし歯予防の紙芝居等を実施します。 ・しまびと元気まつりの実施 ・健康フェスティバルへの参加 ・しまびと元気マルシェの開催		

事業名	トキの島 ファミリー・サポート・センター事業	所管課	子ども若者課
事業内容	子育てをお手伝いしてほしい方（依頼会員）と子育てをお手伝いしたい方（提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う地域の子育てサポート制度です。		
今後の方向性	必要な方に必要な支援が届くように制度の周知を積極的に図り、依頼会員のニーズに対応できるよう、提供会員の増加や地域格差の是正などの体制強化に努めます。また、会員が安心してサービスを利用・提供できるよう、研修会や会員交流の開催、利用料の助成を引き続き行います。 ・会員数 150人 ・イベントやSNS等での情報発信		

事業名	たからじま応援団事業	所管課	子ども若者課 (子育て支援係)
事業内容	子育て支援に関する情報を子育て世代だけでなく、祖父母世代や地域に広く提供することで、子育てに優しい地域の気運の醸成を図ります。		
今後の方向性	子育てを応援する人やベビーファースト運動に取り組む事業所を拡大することで、地域ぐるみで子育てをする気運を高めます。 ・トキっ子応援プログラムの作成 ・母子手帳アプリ「さどっこ子育てアプリ」やSNS等を活用した情報提供 ・ベビーファースト運動の普及啓発 ・小学生からの妊婦さんへの手紙、育児参加啓発ポスター等の作成 ・ベビーファースト運動参加事業所数 30事業所		

事業名	保育園地域活動事業	所管課	子ども若者課
事業内容	こどもと高齢者のふれあいの場を増やし、地域の活動を通して、乳児から高齢者までの異年齢の者が交流できる場をつくります。		
今後の方向性	地域活動を通じて、幼児から高齢者までの異年齢者との交流を行うことにより、豊かな生活の知恵や思いやりの心の情勢を図ります。 各園において祖父母学級等の異世代交流事業を開催します。		

事業名	学校・家庭・地域の連携促進事業	所管課	社会教育課
事業内容	地域の人々が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化と地域コミュニティの活性化を図ります。		
今後の方向性	幅広い地域住民や団体等の参画により、地域の教育力の向上を図り、こどもたちの社会性の向上や社会を生き抜く力を育みます。 また、地域人材を活用し、全ての保護者が安心して家庭教育を行える環境を整えます。 ・活動推進や地域コーディネーターの資質向上のための研修会の実施。 ・放課後子ども教室を12校で開催。 ・家庭教育支援活動を年間10回開催。		



第2章 数値目標等

- ・計画の数値目標と指標（基本目標各項目別目標値の再掲）
- ・子ども・子育て支援事業計画 量の見込み・確保方策

1 計画期間内における児童の推計人口

児童数は若年人口の減少に伴い、減少傾向となっています。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	172人	160人	151人	143人	136人
1歳	177人	170人	159人	150人	143人
2歳	183人	176人	168人	159人	148人
3歳	208人	182人	172人	166人	157人
4歳	223人	208人	180人	174人	166人
5歳	245人	221人	205人	180人	171人
6歳	250人	243人	219人	203人	178人
7歳	280人	251人	244人	217人	203人
8歳	288人	278人	249人	242人	216人
9歳	373人	287人	277人	248人	241人
10歳	332人	372人	286人	276人	247人
11歳	313人	331人	371人	285人	275人
0～5歳	1,208人	1,117人	1,035人	972人	921人
6～11歳	1,836人	1,762人	1,646人	1,471人	1,360人
0～11歳	3,044人	2,879人	2,681人	2,443人	2,281人

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

佐渡市では、市全域を教育・保育提供区域として捉え、「市全域を1区域」とし、市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、これに対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

3 算定にあたっての基本的な考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、佐渡市の実情に合わせた補正を行いました。

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。

〔教育・保育給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・教育標準時間認定 こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上・保育認定 こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	・満3歳未満・保育認定 こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園

〔施設等利用給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	未移行幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
2号認定	・3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこども	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 病児保育事業 子育て援助活動支援事業
3号認定	・3歳児未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこどものうち、住民税非課税世帯に該当する場合	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業

※「保育の必要な事由」

- | | |
|--|--|
| ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、
居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む） | ☐ 虐待やDVのおそれがあること |
| ☐ 求職活動（起業準備を含む） | ☐ 保護者の疾病、障がい |
| ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | ☐ 他のこどもの育児休業中であること |
| ☐ 妊娠・出産 | ☐ 同居親族の介護・看護 |
| | ☐ その他、上記に類する状態にあること |

(1) 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	255 人	255 人	180 人	195 人	195 人
在園児数（市内園）	38 人	36 人	44 人	49 人	46 人
在園児数（市外園）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
在園児計	38 人	36 人	44 人	49 人	46 人

※各年度4／1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【1号認定】

計画期間における児童数の推計値から、保育における2号認定の見込み数を除いたすべての児童が、幼児教育・保育の無償化によって認定こども園又は幼稚園を利用すると見込んで算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	51 人	51 人	55 人	49 人	48 人
確保の内容（b）	51 人	51 人	55 人	49 人	48 人
（b）－（a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	1,153 人	1,134 人	1,080 人	1,021 人	789 人
特定教育・保育施設	1,153 人	1,134 人	1,080 人	1,021 人	789 人
在園児数（市内園）	958 人	914 人	783 人	727 人	692 人
在園児数（市外園）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
在園児計	958 人	914 人	783 人	727 人	692 人

※各年度4／1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【2号認定（保育所）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の3～5歳で、認可保育所等を利用したい人から幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分及び認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	686 人	661 人	612 人	580 人	558 人
確保の内容（b）	789 人	789 人	715 人	715 人	693 人
特定教育・保育施設	789 人	789 人	715 人	715 人	693 人
（b）－（a）	103 人	128 人	103 人	135 人	135 人

(3) 保育（認定こども園・保育所）【0歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	179人	179人	175人	169人	141人
特定教育・保育施設	179人	179人	175人	169人	141人
在園児数（4月1日）	49人	44人	37人	37人	31人
在園児数（年度末）	157人	156人	136人	143人	141人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（0歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の保育所等の支援を行い、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	126人	119人	112人	105人	98人
確保の内容（b）	141人	141人	132人	132人	123人
特定教育・保育施設	141人	141人	132人	132人	123人
（b）－（a）	15人	22人	20人	27人	25人

(4) 保育（認定こども園・保育所）【1歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	343人	336人	322人	307人	232人
特定教育・保育施設	343人	336人	322人	307人	232人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育 （地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児数（市内園）	219人	200人	218人	170人	173人
在園児数（市外園）	0人	0人	0人	1人	0人
在園児計	219人	200人	218人	171人	173人

※各年度4／1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（1歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の1歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	172人	156人	149人	142人	135人
確保の内容（b）	232人	210人	200人	190人	180人
特定教育・保育施設	232人	210人	200人	190人	180人
（b）－（a）	50人	54人	51人	48人	45人

(5) 保育（認定こども園・保育所）【2歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	343人	336人	323人	308人	233人
特定教育・保育施設	343人	336人	323人	308人	233人
在園児数（市内園）	259人	231人	222人	237人	187人
在園児数（市外園）	0人	1人	0人	0人	0人
在園児計	259人	232人	222人	237人	187人

※各年度4／1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（2歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	192人	172人	156人	149人	142人
確保の内容（b）	233人	208人	188人	179人	170人
特定教育・保育施設	233人	208人	188人	179人	170人
（b）－（a）	41人	36人	32人	30人	28人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

《現状》

妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない相談支援を実施するため、令和6年度から子育て世代包括支援センター及び子ども若者相談センターにおいて、子育て支援事業などの情報提供や子育て相談を実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型・母子保健型	—	—	—	—	1か所
こども家庭センター型	—	—	—	—	1か所

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

基本型・母子型として、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけての母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師等が専門的な見地から相談支援を行います。

こども家庭センター型として、子ども若者相談センターにおいて、子育て世代包括支援センターと連携し、こどもや保護者が抱える様々な問題に対して専門的な相談を実施するとともに、必要に応じて親子関係の改善や育児支援を行い、虐待予防を図ります。

《確保方策の考え方》

包括的な体制強化に向けて、現行体制を維持しながら、ニーズの把握に努め、実情に即した事業形態の検討を進めることで、事業の充実を図っていきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み（b）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
（b）－（a）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 延長保育事業

《現状》

通常の利用日および利用時間外において延長保育を実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施施設数	24 か所	24 か所	24 か所	24 か所	23 か所
利用実人数	539 人	492 人	492 人	429 人	371 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を利用時間外に利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分を勘案して算出しています。

《確保方策の考え方》

現行の水準を維持できるように、保育園等の保育時間を保護者の就労時間やその他の状況、小学校就学前のこどもの保育に係る希望時間帯等を考慮・勘案し、ニーズに対応していきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	400 人	357 人	320 人	291 人	266 人
確保の内容（施設）	23 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
確保の内容（人）（b）	400 人	357 人	320 人	291 人	266 人
（b）－（a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《現状》

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休みにおいて、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。児童クラブ数は14クラブとなっています。

放課後児童クラブ	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
施設数	13 か所	13 か所	13 か所	14 か所	14 か所
利用児童数（1年生）	147 人	172 人	194 人	166 人	174 人
利用児童数（2年生）	169 人	122 人	179 人	194 人	173 人
利用児童数（3年生）	126 人	134 人	103 人	158 人	182 人
利用児童数（4年生）	77 人	88 人	94 人	70 人	117 人
利用児童数（5年生）	35 人	47 人	53 人	52 人	47 人
利用児童数（6年生）	22 人	16 人	26 人	27 人	45 人
利用児童数合計	576 人	579 人	649 人	667 人	738 人

※各年度5／1現在

放課後子ども教室は、市内12の小学校において、学習や様々な体験活動を行っています。

放課後子ども教室	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施個所数	4 校	9 校	9 校	11 校	12 校
うち連携型	3 校	5 校	5 校	5 校	6 校
うち校内交流型	3 校	5 校	5 校	5 校	6 校

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各学年の申込率（各年齢の人口に対する申込者数の割合）の実績を踏まえ、申込率の平均増減率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

共働き世帯が増え、放課後児童クラブを利用する生徒が増加傾向にあるなか、利用者数が施設の定員数を超過しています。今後は少子化により利用者が減少する見通しですが、小学校の空き教室等の活用や放課後子ども教室との連携などを図りながら、児童が参加しやすい共通プログラムの実施を検討し、児童にとって安心・安全な活動場所の整備に取り組んでいきます。

また、配慮を必要とする児童には支援員の増員や子ども若者相談センターや学校等関係機関と連携しながら柔軟に対応していきます。

放課後児童クラブ	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	825人	837人	833人	745人	695人
利用児童数（1年生）	207人	209人	208人	186人	174人
利用児童数（2年生）	198人	201人	200人	179人	167人
利用児童数（3年生）	169人	172人	171人	153人	142人
利用児童数（4年生）	165人	167人	166人	149人	139人
利用児童数（5年生）	45人	46人	46人	41人	38人
利用児童数（6年生）	41人	42人	42人	37人	35人
確保の内容（施設数）	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
確保の内容（人）（b）	825人	837人	833人	745人	695人
（b）－（a）	0人	0人	0人	0人	0人

放課後子ども教室	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画数	13校	14校	15校	16校	17校
うち連携型	7校	8校	9校	10校	11校
うち校内交流型	7校	8校	9校	10校	11校

（４）乳児家庭全戸訪問事業

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問実人数	243人	197人	176人	193人

《量の見込みの算定に当たった考え方》

訪問率 100%を想定し、各年度の0歳推計児童数とします。

《確保方策の考え方》

現在の供給体制でニーズは満たされていることから、今後も現状の供給体制を維持し柔軟に対応していきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	226人	216人	203人	193人	182人
確保の内容（b）	226人	216人	203人	193人	182人
（b）－（a）	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

《現状》

養育支援が特に必要と思われる家庭を訪問して、助産師等による養育に関する相談、助言及び指導を行っています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
訪問実人数	19人	12人	8人	10人	15人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和6年度の実績を基に、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数より算出しています。

《確保方策の考え方》

それぞれの家庭の実情に応じた柔軟な対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図ります。これにより、こどもと家庭に対して適切な支援を提供し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでいきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容（b）	15人	15人	15人	15人	15人
（b）－（a）	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 子育て世帯訪問支援事業

《現状》

令和4年の児童福祉法改正により新設された事業であり、令和5年度まで(5)養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施してきました。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用回数	—	—	—	—	74人日

※令和6年度は11月末実績

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和6年度の実績を基に、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数より算出しています。

《確保方策の考え方》

要支援児童・要保護児童の保護者、特定妊婦等、支援を要する世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(a)	192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
確保の内容(b)	192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
(b) - (a)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

《現状》

地域の身近な場所で、乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を7か所開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他援助を行っています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施施設数	9 か所	9 か所	9 か所	8 か所	7 か所
利用延人数（全体）	15,423 人	15,200 人	12,862 人	13,459 人	12,863 人
利用回数（0～2 歳）70%	10,796 人	10,424 人	9,008 人	9,421 人	9,004 人

※令和6年度は11月30日実績

《量の見込みの算定に当たった考え方》

全体のうち、70%が0～2歳の利用と想定して、これまでの実績（利用人数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

地域のニーズに柔軟に対応し、供給体制を維持していきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（全体）（a）	1,181 人	1,094 人	1,013 人	957 人	915 人
確保の内容（施設）	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
確保の内容（人）（b）	1,181 人	1,094 人	1,013 人	957 人	915 人
（b）－（a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施施設数	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用延人数	30 人	29 人	14 人	21 人	0 人

※令和6年度は11月30日実績

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（園児1人あたりの利用日数）を基に推計し、幼稚園利用者の推計値に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	240 人日	214 人日	190 人日	169 人日	151 人日
確保の内容（施設）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容（人）（b）	240 人日	214 人日	190 人日	169 人日	151 人日
（b）－（a）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
利用延人数	35 人	92 人	56 人	17 人	12 人

※令和6年度は11月30日実績

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（利用児童数・日数）を基に令和7年度を推計し、令和7年度以降は、幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の未就園児の減少が見込まれるため、量の増減は見込まずに推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	1,440 人日	1,282 人日	1,141 人日	1,015 人日	903 人日
確保の内容（施設）	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
確保の内容（人）（b）	1,440 人日	1,282 人日	1,141 人日	1,015 人日	903 人日
（b）－（a）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（９）病児・病後児保育事業

《現状》

病気または病気回復期で、集団保育が困難なこどもについて、病気等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で預かり、保育および看護ケアを行っています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用延人数（病後児保育）	44 人	41 人	54 人	94 人	59 人
利用延人数（病児保育）	—	—	—	—	—

※令和6年度は11月30日実績

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

これまでの実績（利用児童数・日数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	530 人日	477 人日	644 人日	578 人日	520 人日
確保の内容（施設）	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保の内容（人）（b）	530 人日	477 人日	644 人日	578 人日	520 人日
（b）－（a）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績（支援実施回数）	84 回	171 回	273 回	330 回
依頼会員数	65 人	84 人	98 人	116 人
提供会員数	43 人	56 人	63 人	64 人
両方会員数	13 人	13 人	15 人	16 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各年齢における実績（利用率）の4年間の平均値を算出し、この値が横ばいで推移すると見込んで推計しています。

《確保方策の考え方》

今後も現状の供給体制を維持しつつ、利用しやすい柔軟な運用に配慮し、提供会員数、両方会員数を増やし、こどもに合った多様な保育サービスの対応をしていきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日
未就学児	182 人日	182 人日	182 人日	182 人日	182 人日
就学児	78 人日	78 人日	78 人日	78 人日	78 人日
確保の内容（施設）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容（人）（b）	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日
（b）－（a）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦実数	253 人	214 人	216 人	169 人
受診延件数	2,983 件	2,562 件	2,502 件	2,001 件

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊婦数÷各年度の0歳推計児童数とし、全員が妊婦一般健康診査を14回受診することを想定しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・健診回数：14回まで
- ・実施時期：妊娠期間

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	2,380 件	2,240 件	2,100 件	2,072 件	2,030 件
確保の内容（b）	2,380 件	2,240 件	2,100 件	2,072 件	2,030 件
（b）－（a）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(12) 親子関係形成支援事業

《現状》

親子関係の強化を目的とした支援プログラムとして、親子のコミュニケーションを深めるワークショップや交流会を実施し、親が自信を持って子育てできるようサポートしています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	32 人	25 人	40 人	34 人
利用延人数	173 人	93 人	155 人	107 人
実施回数	23 回	19 回	41 回	34 回

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

これまでの実績（利用人数）や参加者のニーズを基に推計し、地域の特性も考慮して適切な事業量を推計しています。

《確保方策の考え方》

参加者のニーズや地域の特性を踏まえて事業量を見込み、親子のコミュニケーションを深めるワークショップや交流会を効果的に実施していきます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	132 人	132 人	132 人	132 人	132 人
確保の内容（b）	132 人	132 人	132 人	132 人	132 人
（b）－（a）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(13) 妊婦等包括相談支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）

《現状》

令和6年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊婦数＝各年度の0歳推計児童数とし、全員が妊娠届出時に面談及び産婦訪問を行い、希望者には妊婦訪問も行います。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（妊娠届出数）	170 件	160 件	150 件	148 件	145 件
量の見込み（1組当たり面談回数）	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
量の見込み（面談実施合計回数）（a）	410 回	384 回	360 回	355 回	348 回
確保の内容（b）	410 回	384 回	360 回	355 回	348 回
こども家庭センター	170 回	160 回	150 回	148 回	145 回
こども家庭センター以外	240 回	224 回	210 回	207 回	203 回
（b）－（a）	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

《現状》

令和6年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

0歳6カ月から満3歳未満の未就園児数に、月一定時間（10時間）を乗じて、一月当たりの受入可能時間数（8時間×22日）で除して得た人数を見込んでいます。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	0人日	144人日	117人日	107人日	114人日
0歳児	0人日	108人日	80人日	60人日	57人日
1歳児	0人日	24人日	21人日	26人日	31人日
2歳児	0人日	12人日	16人日	21人日	26人日
確保の内容（b）	0人日	144人日	117人日	107人日	114人日
0歳児	0人日	108人日	80人日	60人日	57人日
1歳児	0人日	24人日	21人日	26人日	31人日
2歳児	0人日	12人日	16人日	21人日	26人日
（b）－（a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(15) 産後ケア事業

《現状》

	令和 6年度
利用延人数	56人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和6年度11月末までの実績（利用人数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
確保の内容（b）	84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
（b）－（a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(16) 児童育成支援拠点事業

《現状》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る事業です。

事業の実施については、個別のニーズに応じた包括的な支援が出来るよう、支援を必要とする児童の把握や、居場所となる地域資源の確保等の検討をします。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	0人	20人	20人	20人	20人
確保の内容（b）	0人	20人	20人	20人	20人
（b）－（a）	0人	0人	0人	0人	0人

（１７）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産・病気・看護・災害・出張等の社会的事由により家庭における児童の養育が困難となった場合や、一時的な休息が必要になった場合に、乳児院・児童養護施設等に児童を一定期間宿泊させ、生活援助（食事の提供、入浴等）を受けることで、児童の養育環境を支える事業です。

必要に応じて、他の支援サービスとの調整を図りながら事業の検討をしていきます。

（１８）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、対象者数や実際に負担する実費徴収する額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で事業実施について検討していきます。

（１９）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。保育需要を把握した上で、事業者からの個別相談に応じるなどの支援を行い、施設の経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討していきます。



6 その他の推進方策

（１）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。佐渡市には、現在、幼保連携型認定こども園が3園あります。既存の保育園の認定こども園への移行については、保護者のニーズや設置者の意向などを確認しながら、地域の実情に応じて必要性を検討します。

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となります。私立を含めた幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を開催し、課題の共有や職員間の交流を推進します。

また、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、こどもたちが教育・保育施設等で学んできたことを十分に発揮し安心して小学校生活を送れるように、環境を整える必要があります。「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、幼保小の教職員が連携しながら、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等に当たっては、県と連携しながら、必要に応じて施設等の所在、運営状況等の情報共有を行い、適切な指導・監査を行うなど保育の質の確保に努めます。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) こども・若者、子育て当事者への意見聴取

本計画を実効性のある計画として進めるためには、計画の主体となるこども・若者や子育て当事者の意見を聞き取り、施策に反映していくことが重要です。

こども・若者や子育て当事者が自らの意見を表明する方法として、子育て支援施策に関するニーズや意見を幅広く聞き取るアンケート調査のほか、小学校・中学校への出前授業、高校生議会、子育て世代との意見交換会の開催など、直接対話しながら自由に発言できる場を継続的・定期的に設けていきます。

(2) 地域や関係機関との連携

本計画に掲げる施策を総合的に行っていくために、地域や国・県などの行政機関、学校、事業者、民間支援団体など、こども・若者に関わる様々な関係機関との連携が不可欠となります。本計画の趣旨を理解し協力いただくために、計画の内容をホームページなどにより広く周知するとともに、地域や関係機関の方々と積極的に情報共有や意見交換を行いながら、施策の取り組みを進めていきます。

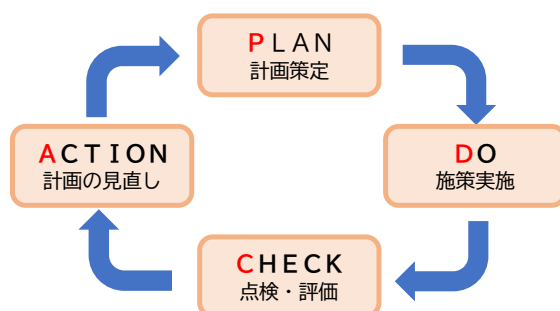
(3) 佐渡市子ども・子育て支援会議

こどもの保護者や学識経験者、事業主などで構成する「佐渡市子ども・子育て支援会議」において、計画に掲げる施策の実施状況の把握や評価の検討、計画の円滑な進行の推進のほか、子育て支援施策に係る様々な問題提起や提案などを行います。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行にあたっては、「佐渡市総合計画」や関連する個別計画との整合性を図り、関係部署が連携して全庁的に取り組みます。

本計画が適切かつ効果的に実施されているかを確認するため、毎年各施策の実施状況を把握するとともに、PDCAサイクルのプロセスにより計画の評価・見直しを行い、適宜施策に反映させていきます。特に、計画期間の中間にあたる令和9年度を中間見直し年とし、計画に掲げるすべての施策について点検・評価を行うほか、随時こども・若者や子育て当事者、関係団体などの意見を聞き取り施策に反映させていきます。



資料編

1 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例

○佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例

令和4年3月18日

条例第7号

子どもは、明るい未来を創る大切な存在であり、希望である。

子どもは、生まれながらに周囲からの愛情を感じ取り、その愛情によって自己を肯定し、適切な教育により成長することができる。

私たちは、子どもが幸せに生きる権利を持っていることを自覚し、子どもの成長や子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体がそれぞれの役割を果たすことにより、未来の佐渡市を担う子どもが健やかに成長できる佐渡が島（たからじま）の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが心身ともに健やかで、夢と希望を持って成長できるよう、子どもを支援するための基本理念を定めることにより、子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども 市内に住所を有する18歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者をいう。

（2）保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

（3）市民等 市に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

（4）学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学、通園、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

（5）事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもを支援するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

（1）子どもが次代を担う地域社会の宝であることを認識し、社会全体で子どもの健やかな成長を支援するよう取り組むこと。

（2）子どもと保護者との愛着形成が促進できる環境や、子どもが主体的に社会に参加することができる環境の整備に取り組むこと。

（3）障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく、安心して生きることができ、子どもの人権が尊重されるよう取り組むこと。

（4）社会全体で保護者を支え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりに取り組むこと。

（責務）

第4条 保護者、市民等、学校等、事業者及び市は、各自が担う役割及び責務を果たすとともに、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野と相互に連携及び協力し、子育て支援に継続的に取り組むよう努めるものとする。

（推進）

第5条 市は、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年5月15日 ～令和6年5月31日	佐渡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和6年6月14日 ～令和6年10月31日	こどもの意見聴取（出前授業） 小学校 10校、中学校 7校
令和6年7月22日	令和6年度 第1回 佐渡市子ども・子育て支援会議 ・令和5年度・令和6年度佐渡市子ども・子育て支援事業計画事業評価 について ・佐渡市こども計画策定について
令和6年12月24日	令和6年度 第2回 佐渡市子ども・子育て支援会議 ・佐渡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・佐渡市こども計画素案について
令和6年12月24日 ～令和7年1月10日	若者の生活や意識に関するアンケート調査 （市内在住の16～39歳の方）
令和7年1月7日 ～令和7年1月20日	小中学生の生活や意識についてのアンケート調査 （市内小学校5年生、中学校2年生）
令和7年2月6日	令和6年度 第3回 佐渡市子ども・子育て支援会議 ・佐渡市こども計画素案（vol.2）について
令和7年2月10日 ～令和7年3月6日	パブリックコメント
令和7年3月14日	令和6年度 第4回 佐渡市子ども・子育て支援会議 ・パブリックコメント結果とそれに対しての佐渡市の考え方 ・佐渡市こども計画素案（vol.3）について

3 佐渡市子ども・子育て支援会議委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	新潟県佐渡地域振興局 健康福祉環境部	副部長	田邊 正樹
2	新潟県佐渡特別支援学校	校長	川沼 正憲
3	佐渡総合病院	嘱託医	岡崎 実
4	佐渡歯科医師会	会長	隅田 光弘
5	佐渡市社会教育委員	社会教育委員長	長嶋 俊介
6	佐渡市小学校長会	副会長（二宮小学校）	本間 祐一
7	佐渡市保育園長会	会長（小木保育園）	遠藤 八栄子
8	新潟県保育士会佐渡支部	支部長（川西保育園）	土屋 直子
9	新潟県私立保育・認定こども園 連盟佐渡支部	支部長（吉井隣保館）	計良 英章
10	佐渡市子ども連絡協議会	会長	河原 森久
11	アフタースクール	主宰	高柳 一巳
12	佐渡杉っこクラブ	代表	本田 美佐子
13	特定非営利活動法人 はぐりんず	代表理事	三浦 みどり
14	はもち放課後子ども教室	コーディネーター	本間 真穂
15	子育て中の親		山口 幸恵
16	子育て中の親		森川 佑夏里
17	佐渡市PTA連合会	理事（相川）	篠原 豪

第1期 佐渡市こども計画
(令和7年度～令和11年度)

編集・発行

令和7年3月
佐渡市 社会福祉部 子ども若者課
〒952-1292
新潟県佐渡市千種232番地
電話 0259-63-3126
